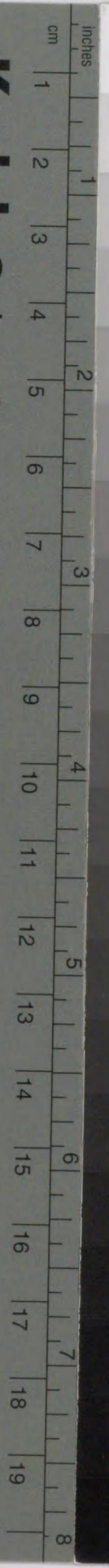
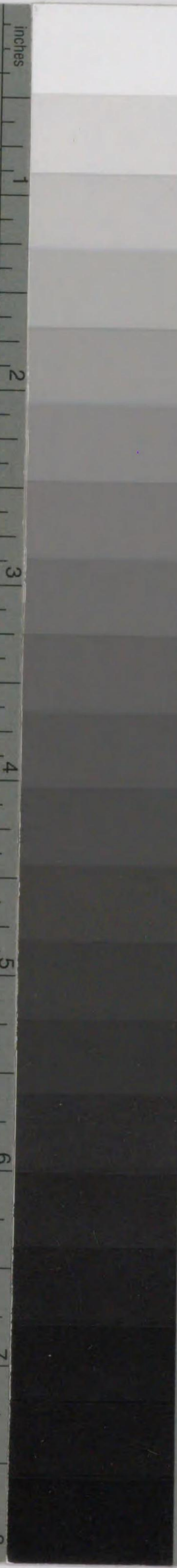


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch 1]	[Patch 2]	[Patch 3]	[Patch 4]	[Patch 5]	[Patch 6]	[Patch 7]	[Patch 8]	[Patch 9]

594
35

594-35
1200501526948





IT 4M 80



加友高朗

下卷



下

第一章 大隈

- (一) 『準加』 一四
- (二) 伯の 六
- (三) 非加藤運動と新黨案（大隈侯を黨首に推す腹案） 一

第二章 米國への外交爆彈 一五—二五

- (一) 突然、交渉を中止す（加州排日法に就いて我が抗議を護る） 一五
- (二) 妥協案を撤回しての追求（抗議を永久に保留する主義） 一八
- (三) 輿論の賛否と正外交の斷案（伯の外交に第一人者の折紙） 二三

下巻目次

正誤表

- 一、一〇〇頁十一行目の「租租地」は「租借地」の誤植
- 一、一〇四頁十三行目の「事端の戦決」は「事端の解決」の誤植
- 一、二八五頁三行目の「天上知らぬ」は「天井知らぬ」の誤植
- 一、三七〇頁十一行目の「撈挨」は「挨撈」の誤植

下卷目次

第十三編 第四次外相篇 (大隈内閣)

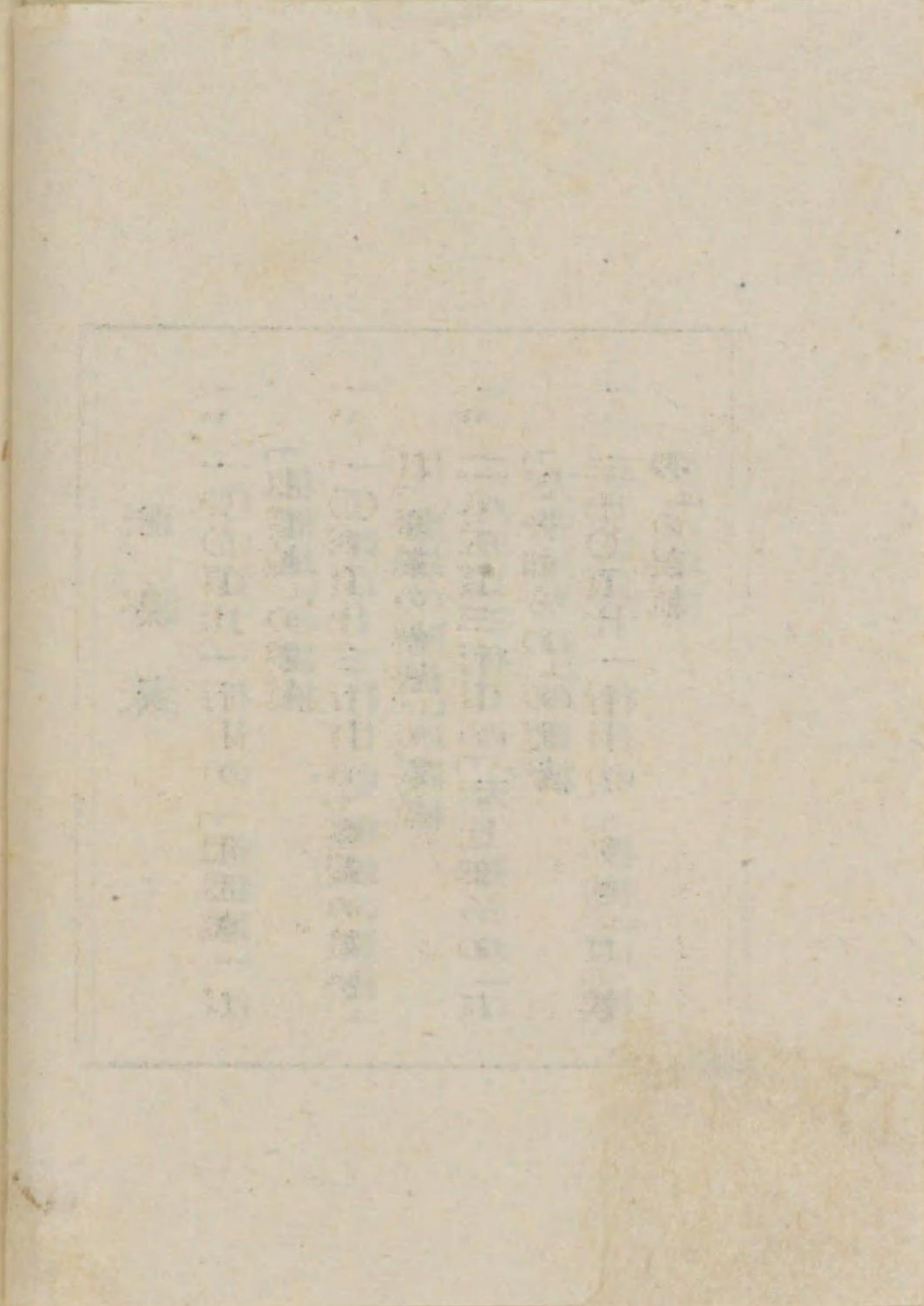
第一章 大隈内閣を作る……………一四

- (一) 『準加藤内閣』の名稱(大隈侯に蹶起を勸説)……………一
- (二) 伯の組閣專斷の功罪(寧ろ破壊し去らうとした真相)……………六
- (三) 非加藤運動と新黨案(大隈侯を黨首に推す腹案)……………一一

第二章 米國への外交爆彈……………一五—二五

- (一) 突然交渉を中止す(加州排日法に就いて我が抗議を護る)……………一五
- (二) 妥協案を撤回しての追求(抗議を永久に保留する主義)……………一八
- (三) 輿論の贊否と正外交の斷案(伯の外交に第一人者の折紙)……………二三

下卷目次



第三章 副總理としての印象

二六—三八

- (一) 伯の力説した政綱(政務官の新設と綱紀の肅正)……………二六
- (二) 外交質問の集中と應戦(末輩の外交質問を嘲る)……………二九
- (三) 第三十五議會の解散(政友會の増師反對政略を反駁す)……………三二
- (四) デニソン君の死(伯の痛惜の情と激賞の言葉)……………三六

第四章 斷然辭職

三九—五四

- (一) 總選舉快勝と原君への挑戦(黨首の一騎討を要求す)……………三九
- (二) 第三十六議會の外交難戦(所謂二十一箇條問題と彈劾案)……………四三
- (三) 伯と元老の畦み合ひ(元老排斥と其反動の襲來)……………四六
- (四) 大浦事件と伯の辭職決行(留任勸告峻拒の理由)……………五〇

第五章 陸爵の後に逆運來る

五五—七〇

- (一) 勅選議員と陸爵(第三十七議會を辛うじて切抜けた内閣)……………五五
- (二) 伯を挟んで、山縣、大隈の争ひ(山縣公の勢力恢復策)……………五七

- (三) 大隈侯に抗議す(寺内・加藤聯立策の專斷を憤る)……………六一
- (四) 三黨首會合的一幕(參加動機と後日の敬遠)……………六四

第十四編 大戦外交篇

第一章 機微を極はめた参戦外交

七一—一〇二

- (一) 英國の参戦と伯の決心(参戦に就いて心に秘めた方針)……………七一
- (二) 英國から援助を申込む(對獨開戦を避け難いとする覺書)……………七五
- (三) 開戦を一決した閣議(伯の慎重な説明と主張)……………七八
- (四) 参戦決意後の劇的一夜(番町祕密會議の苦心の内容)……………八一
- (五) 我が『参戦の理由』に關する交渉(『同盟協約の目的危殆』)……………八五
- (六) 英國の援助依頼の取消(日本に對する猜疑の片雲)……………八八
- (七) 英國の戦地局限論と伯の斷案(疑雲を一方的に解決す)……………九二
- (八) 我が領土野心の疑に驚ろく(併合を惧れた和蘭領)……………九六
- (九) 信念一路邁進(對獨宣戦と東洋守主の立場)……………九九

第二章 佛露からの同盟提議

..... 一〇三—一〇五

(一) 勝敗の決は日本の去就に懸る(微妙なる我が立場)..... 一〇三

(二) 日佛同盟の提案(伯は好意的に回避せんとす)..... 一〇五

(三) 露國より同盟を望み來る(日英の意見一致まで)..... 一〇九

(四) 我が發言權の問題と四國同盟説(日英同盟を守る苦心)..... 一一二

第三章 出兵問題と講和條件

..... 一一六—一二八

(一) 倫敦宣言加入の置土産(露國救済と發言權確保)..... 一一六

(二) 英・佛・露から出兵懇請(伯は主義上斷はり通す)..... 一一九

(三) 講和條件に及ぶ(獨領南洋諸島に關する日英交渉)..... 一二三

第十五編 日支交渉篇

第一章 數年の黙想と抱負と準備

..... 一二九—一五二

(一) 『二十一箇條』實は『十箇條』(支那一流の宣傳用語)..... 一二九

(二) グレイ外相との諒解(大正二年一月早くも準備す)..... 一三二

(三) 伯の抱負と後繼外相への引繼(日英同盟の重大諒解と共に)..... 一四〇

(四) 難局に當らんとする伯の心事(條約と事實の符合を期す)..... 一四八

第二章 難交渉の實態

..... 一五三—一八七

(一) 伯の訓令と要求の原案(日獨戦争の決意との關係)..... 一五三

(二) 支那の消極的抵抗と伯の隱忍(威壓を避けんとす)..... 一六〇

(三) 彼の不誠意の實録と我が讓歩(日置公使の最後通牒論を省む)..... 一六五

(四) 遂に最後決意の真相(四箇月、二十六回の談判の末に)..... 一七一

(五) 最後通牒(元老の反噬を排して)..... 一七六

(六) 之を天下に訴ふ(支那の不誠意は一目瞭然)..... 一八〇

(七) 支那應諾と條約の内容價(伯の志は悉く満足された)..... 一八四

第三章 反響と伯の心事

..... 一八八—二二六

(一) 英國との難交渉(『奇異の感』を以て終つた理由)..... 一八八

(一) 米國の抗議と伯の逆襲戦法(抗議の動機を質す)……………一九二

(二) 元老國論議會樞府(昨是今非の批判の動き)……………一九八

(三) 伯の心事(その一)(本質的困難と夫れを助長した人々)……………二〇三

(四) 伯の心事(その二)(第五項の秘と伯の一點張りの主張)……………二〇七

(五) 伯の心事(その三)(最後通牒の辯明と疑問)……………二一一

附録(一) 條約竝交換公文……………二一五

附録(二) 原案修正案確定案比較概要……………二二一

第十六編 憲政會篇 (在野第一期)

第一章 元老及び寺内伯への挑戦……………二二七—二五九

(一) 憲政會生る(同志會と中正公友兩派との合同)……………二二七

(二) その總裁に推さる(結黨式と堂々たる新陣容)……………二三〇

(三) 元老及び寺内々閣に對する戰意(挑戦を認めて起つ)……………二三五

(四) 元老否認と『憲政常道』の宣言(政黨の陣頭に起つて)……………二三九

(五) 攻勢防禦を必要とした真相(憲政會を擊破する爲の寺内々閣)……………二四四

(六) 伯の不信任案の演説(大義名分論と伯の總裁振り)……………二四七

(七) 解散總選舉と憲政會の大敗(約八十名の代議士を失ふ)……………二五三

第二章 外交調査會……………二六〇—二七五

(一) 外交調査會の成立(超然内閣の政略と舉國一致の看板)……………二六〇

(二) 伯の委員拒絶の顛末(その拒絶を豫定して掛つた筋書?)……………二六三

(三) 惜しむ人々と、已み難き正論(外交常道と内閣責任の二點)……………二六八

(四) 有力な證據の手紙(仲介者と云はれた河上氏の憤慨)……………二七二

第三章 原氏との論争及び敬意……………二七六—二九二

(一) 衝動を惹起した大阪演説(政府の對支外交を排撃)……………二七六

(二) 原敬氏の反論と伯の辯駁(三黨首覺書と外交調査會に就き)……………二八〇

(三) 海軍及び稅整に關する論陣(八八艦隊の爲に増稅を忍ぶ)……………二八五

(四) 出兵局限と原氏への敬意(國家の大事に面しての伯の誠意)……………二八九

第十七編 原・加藤對立篇 (在野第二期)

第一章 原内閣の成立と伯の漸進……………二九三—三〇八

(一) 『寺内・原同罪論』と伯が政黨内閣の爲に之を忍んだ

政治家的の心事(敢て原内閣を是認した見識と自重)……………二九三

(二) 『余は切腹を免かれたり』(參戰に關する演説)……………二九七

(三) 憲政會は進歩へ、政友會は保守への轉換(伯の思想善導主張)……………三〇二

(四) 鐵道案痛評と朝鮮自治論(進歩主義的の殖民政策)……………三〇五

第二章 外交攻撃及び政府彈劾……………三〇九—三二七

(一) 外交追撃の論陣(その一)(徹底的攻撃の唯四回と其理由)……………三〇九

(二) 外交追撃の論陣(その二)(講和會議及び對支外交への警告)……………三一六

(三) 政府彈劾の演説(外交失敗と生活・思想問題閉却の攻撃)……………三二二

第三章 普選の先覺としての祕録……………三二八—三五〇

(一) 大正七年の普選尙早論と轉向(八年初夏に暗示した心證)……………三二八

(二) 逸早く私かに普選を決意した真相(『進んで與ふ』)……………三三二

(三) 普選先覺と二つの苦心(岐路に立つ憲政會の前途を靜思す)……………三三六

(四) 『黨利に非ず、國策なり』の訓言(“to leap into the darkness”)……………三四一

(五) 『不當解散』と伯の『在野信念』(闘志を熾示した一條)……………三四五

第四章 兩雄一騎討と其對立の終焉……………三五—三七九

(一) 野黨の放縱を節制す(闘志の増大と野黨總裁の理解)……………三五—三五一

(二) 倒閣の政戦に臨む(『信任なき多數黨は形骸に等し』)……………三五五

(三) 貴族院に於ける外交質問演説(兩黨首一度の一騎討)……………三五九

(四) 泥試合の發端(所謂『珍品問題』と伯の態度)……………三六八

(五) 兩雄對立の終焉(原首相の横死に到る迄)……………三七五

第五章 高橋内閣を正攻して……………三八〇—三九八

- (一) 『獨立生計』難と伯の指導(普選に對するこの制限條項)……………三八〇
- (二) 伯の進歩主義と其統制手段(先づ幹部を動かして)……………三八四
- (三) 華府會議を中心として(軍縮及び日英同盟に關する意見)……………三九〇
- (四) 伯の政友會内閣追撃(改造・非改造で高橋内閣の瓦解)……………三九四

第十八編 對超然内閣篇 (在野第三期)

第一章 加藤(友)内閣……………三九九—四三二

- (一) 此超然内閣の出現事情(伯の政友會攻撃)……………三九九
- (二) 伯の松方侯訪問の悲喜劇(第二候補として招かれた真相)……………四〇四
- (三) 伯の民衆的進出と、其演説の人氣(『萬年海相』の警句)……………四〇八
- (四) 貴族院質問演説(その一)(北樺太撤兵論)……………四一四
- (五) 貴族院質問演説(その二)(滿洲利權擁護論)……………四二〇

(六) 『辛抱強いことを強ゆる』の一句(加藤(友)は内閣の議會)……………四二八

第二章 山本内閣と憲政會の合同病(伯の排斥)……………四三三—四五二

- (一) 政權不來の豫言と伯の一時的倦怠(政界進退の岐路)……………四三三
- (二) 山本首相の懇請を拒む(附—復興審議會員としての一言)……………四三七
- (三) 合同病の再發と内紛(伯排斥の運動の擴大)……………四四〇
- (四) 伯の一言『合同』を粉碎す(隠れたる權幕と人格の力)……………四四五
- (五) 難境に率ゆる苦心(合同病根絶と黨の統一)……………四四九

第三章 清浦内閣と護憲政戰……………四五三—四七〇

- (一) 憲政會への誘惑を一喝す(變態内閣を不可能ならしむ)……………四五三
- (二) 護憲運動(研究會の横暴を排斥する伯の公言)……………四五八
- (三) 總選舉と伯の確信(『モウ二度とは御免を蒙る』の述懐)……………四六三
- (四) 精根を盡す『最後の戦』(伯の演説振りと、第一黨の凱歌)……………四六六

第十九編 第一次首相——立策篇

第一章 鮮やかなる組閣振り……………四七一—四八九

- (一) 伯の『憲政常道』成る(政府筋の策動と護憲三派の結束)……………四七一
- (二) 大命降下と伯の兩黨首巡訪(全國的の好感)……………四七四
- (三) 高橋氏を説く伯の論法(誠意と正論とを以て包む)……………四七八
- (四) 三十三時間で人材内閣生る(小行惱みと伯の態度)……………四八二
- (五) 伯のステーツマンシップを語る(組閣振りの好評)……………四八六

第二章 新政策への躍進……………四九〇—五〇六

- (一) 貴革の熱望と、伯の『善處』(三大政綱の實行後にと考へた)……………四九〇
- (二) 『貴革』及び政策急行(目睫の特別議會に面して)……………四九三
- (三) 首相としての施政方針の初演説(貴族院問題の善處聲明)……………四九六
- (四) 特別議會と貴族院の挑戦(政務官問題の表裏)……………五〇〇

第三章 行政財政の整理の苦心……………五〇七—五二〇

- (一) 首相職の繁劇と伯の健康(稀有の精勵を範示す)……………五〇七
- (二) 勤儉貯蓄の奨勵(官民上下一致して節減を期す)……………五一〇
- (三) 大整理と閣議の統制(伯の斡旋及び統一の實力)……………五一四
- (四) 整理額二億五千萬圓(藏相の斷案と伯の後援)……………五一七

第四章 國務と黨略の軋轢に對する

伯の首相としての裁定振り……………五二一—五三二

- (一) 所謂改主建従の鐵道計畫(伯の國家本位論と政黨理解)……………五二一
- (二) 遂に伯の決裁を仰ぐ(政治問題となつた建設費)……………五二五
- (三) 教育費及び遞信費問題の波瀾(伯の裁定に、協調續く)……………五二八

第五章 『敵前架橋』の心勞……………五三三—五四八

- (一) 伯の敵國を築いた研究會(年來の不和、又きのふの敵)……………五三三

- (一) 研究會の一角を占領す(堅く水野子の一派を捉ふ)……………五三六
- (二) 爆弾を抱いて? (普選阻止の倒閣陰謀は其一例)……………五三九
- (三) 少數の大敵—政本合同(三派協調の底邊を流れた暗流)……………五四四

第二十編 第一次首相—完成篇

第一章 緊縮整理の豫算成る……………

五四九—五六二

- (一) 伯の確信と施政演説(『借金取に責め立てられ』の諷刺)……………五四九
- (二) 逆襲的な答辯振り(兩院内の質問戦に面して)……………五五四
- (三) 衆議院は無疵に通る(豫算案と治安維持法案)……………五五六
- (四) 『思はぬ苦勞』(文政問題に貴族院の執拗なる牽制)……………五五九

第二章 貴族院の改善……………

五六三—五七三

- (一) 用心し過ぎた貴革觀(協調安全瓣としての價値)……………五六三
- (二) 世間の不滿を冷視す(伯の心は普選の一途へ)……………五六六

- (三) 貴族院の改善成る(追加負擔を卸した伯の満足)……………五六九

第三章 身命を賭して普選を成す……………

五七四—五九五

- (一) 大犠牲の決算へ(『最初の提案者にして又實行者』)……………五七四
- (二) 第一難關—樞密院との折衝(加藤若槻、濱尾、一木の密議)……………五七六
- (三) 愈々普選案上程さる(昂然たる提案説明と應酬)……………五八一
- (四) 第二難關—政府與黨内の反噬(政友會内急進派の策動)……………五八五
- (五) 第三難關—貴族院の修正(反政府派の勢力に支配さる)……………五八八
- (六) 最後の難關—兩院協議會と會期延長(尊き遺産の完成)……………五九一

第四章 苦心の跡を顧みて……………

五九六—六〇六

- (一) 伯の誠意と正論と覺悟(普選の道德的價値を主張)……………五九六
- (二) 最も伯らしい快心の演説(内閣の使命を全うして)……………五九九
- (三) 綱紀肅正の敢行(政界の暗雲を排除す)……………六〇三

第五章 日露復交と對支政策

六〇七—六一九

- (一) 伯の對露觀と外相に對する信任(年月構はずに交渉)……………六〇七
- (二) 各方面の要求を篩ふ(面目を一新した新要求案)……………六一〇
- (三) 難礁を越えて彼岸へ(六年振りて復交)……………六一三
- (四) 對支不干渉の主義一貫(『我唱へ彼和し』たる外交)……………六一六

第六章 鼎足の揺ぎを見下ろす

六一〇—六一三

- (一) 伯と高橋商相との惜別(政友會の轉身術の仕切り)……………六一〇
- (二) 政友會から協調の言質を取る(伯の政友會拘束)……………六一三
- (三) 決裂の前兆到る(三派から二派へ、精神は一派へ)……………六一六

第七章 遂に總辭職

六一三—六一四

- (一) 口實を税整案に求めた政友會(伯の協調誠意)……………六一三
- (二) 閣議の激論と喧嘩別れ(政友會豫定通り協調斷絶を宣す)……………六一五
- (三) 伯の總辭職決行(『識者に嗤はれるやうな進退はせぬ』)……………六一〇

第廿一編 第二次首相篇

第一章 再び大命を拜す

六四五—六七一

- (一) 憲政常道は狂はず(大命の再降下と伯の人氣)……………六四五
- (二) 『君は評判が悪いやうだ』(第二次内閣は一時間で勢揃ひ)……………六四七
- (三) 貴族院諒解と内閣安定策(『實際政治は簡單には行かぬ』)……………六五一
- (四) 『樞密院改善』の不言實行(穂積男を議長に推した苦心)……………六五五
- (五) 經綸の芽生えを見る(自由主義と國防及び社會政策)……………六六〇
- (六) 世界の對支外交を指導す(理義徹底に基く成功)……………六六四

第二章 憲本提携へ

六七二—六八五

- (一) 提携の人的素因を認む(民政黨の起原は茲に在る)……………六七二
- (二) 一進一退の裡に(無線に繋がる兩黨の脈絡)……………六七五
- (三) 政策協定と伯の胸中(地租一分減の犠牲を忍ぶ)……………六七八

(四) 伯の演説の最後のもの(解散か妥協かの峠に立つて)……………六八一

第三章 遂に職に殉ず……………六八六—七一六

(一) 病軀を挺して、責任へ、政戦へ(死の一週間前の施政演説)……………六八六

(二) 精根盡くるまで議場に臨む(『斃れるまで演るさ』)……………六九四

(三) 『國家の爲』と夢語しつゝ(一月二十八日永眠)……………七〇〇

(四) 棺を蓋ふて(批評の中に回顧された特性)……………七〇六

(五) その名實尙ほ活く(伯を繼承する輿論の一致)……………七一一

第四章 死して後、眞價顯はる(元老後繼録)……………七一一—七三八

(一) 『加藤はやはり偉かつた』(伯の人事行政に關する斷案)……………七一七

(二) 理性の人事行政(公正第一の強行と裏面の情)……………七二〇

(三) 『舵取に聲を掛けぬ』主義(專管大臣の権限を尊ぶ)……………七二三

(四) 伯の人物採用法(五時間も試験された濱口雄幸氏)……………七二六

(五) 元老の後繼者としての秘録(上)(人格、思想、閱歴の三條件)……………七三〇

(六) 元老の後繼者としての秘録(下)(戦ひ盡して傷つかぬ人)……………七三三

第廿二編 私生活篇

第一章 家庭生活……………七三九—七五〇

(一) 容貌、風采と健康(硬派を代表する立派な容姿)……………七三九

(二) 日常の起居(攝生嗜好、健啖及び墓參のこと)……………七四三

(三) 一男一女及び愛孫兩人(家長として遺憾なかつた伯)……………七四七

第二章 趣味生活……………七五一—七六九

(一) 自轉車趣味の紹介者(一般のスポーツには無關心)……………七五一

(二) 未繙の園藝書、釣らざる鱒釣會長(多忙は自適を阻む)……………七五五

(三) 新聞讀破と集中揮毫(讀書好き、美術趣味、詩歌の興味)……………七五八

(四) 遊藝音曲の通人(芝居の鑑賞と好角家との評判)……………七六四

(五) 謠曲と圍碁の稽古(謠は天狗まで、碁は碁の域に終る)……………七六六

第三章 親切な世話人振り……………七七〇—七八六

- (一) 私交に示した『本當の親切』(隠れた徳行)……………七七〇
- (二) 狭いけれど深い世話役(東邦協會、故舊親戚、郷黨に對し)……………七七五
- (三) 徳川侯爵家を名古屋に移す(舊藩主の最高顧問として)……………七七九
- (四) 舊藩主より師父と仰がる(徳川兩家に於ける威望)……………七八二

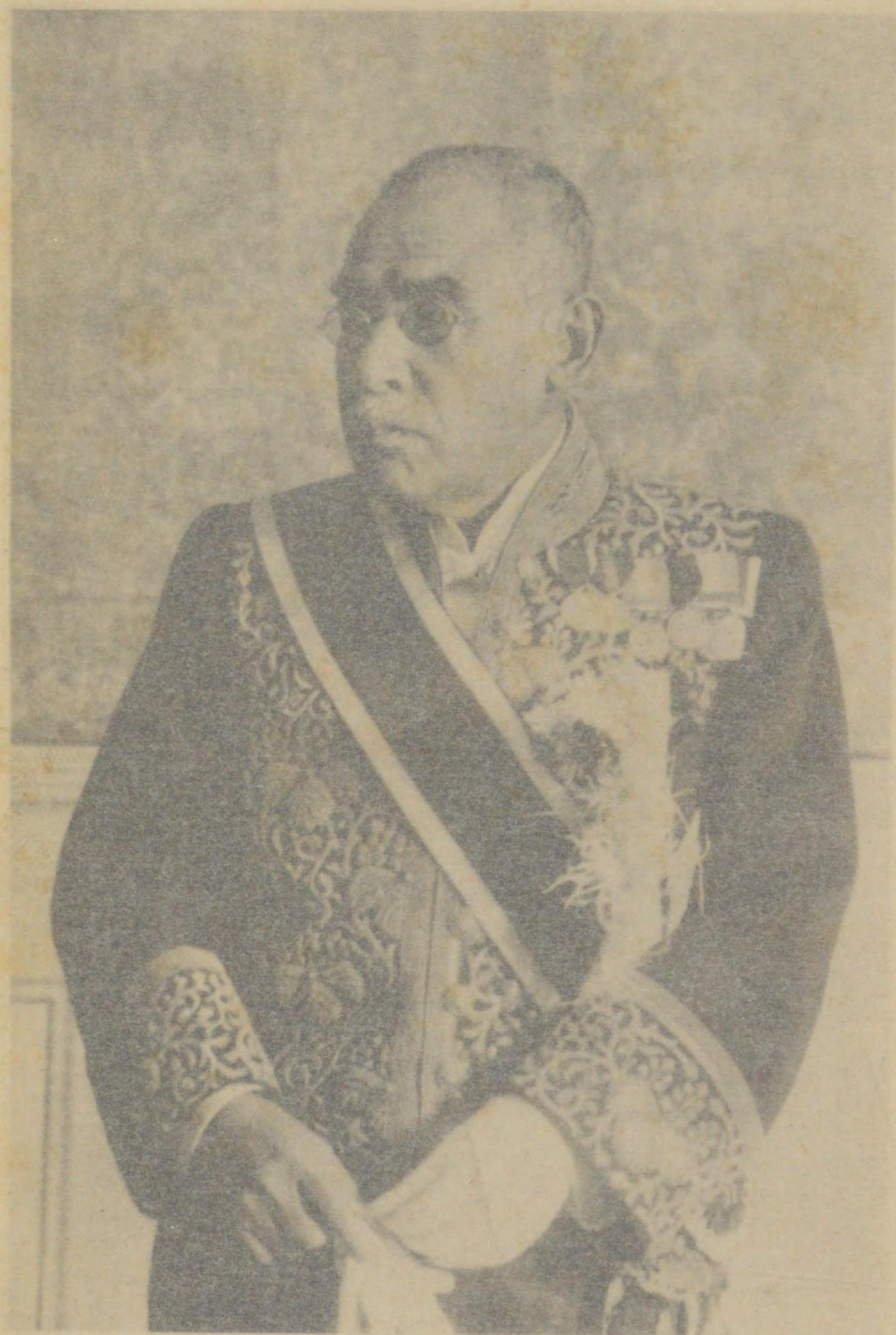
加藤伯年譜……………一—一六

人名索引……………(逆番號)一—一三

下卷 寫眞目次

- 第一次首相時代の伯
- 首相として最初の施政演説
- 寛ろげる伯の笑顔
- 地方遊説中の伯
- 伯と徳川侯令嗣、及び筆を持てる伯
- 議場に於ける伯の最後の姿
- 墨蹟と花押
- 銅像と墓
- 伯の演説姿(四—一頁組込)
- 伯の下二番町邸(七三八頁挿入)
- 伯の家庭(七五〇頁挿入)
- 伯の夫人宛私信及び和歌の草稿(七六二頁挿入)
- 親情を吐露した伯の書翰(七七三頁・凸版)

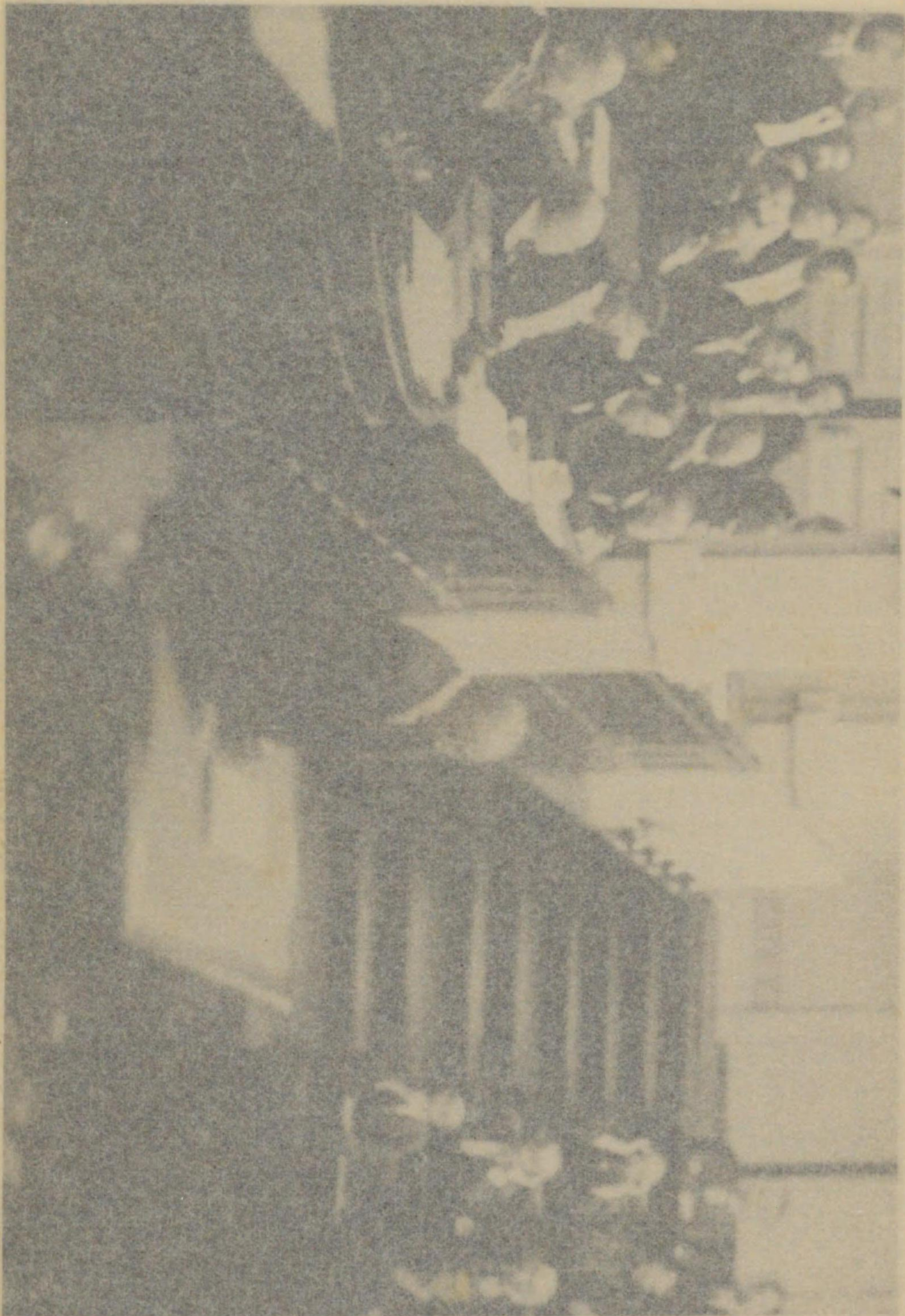
下卷 目次



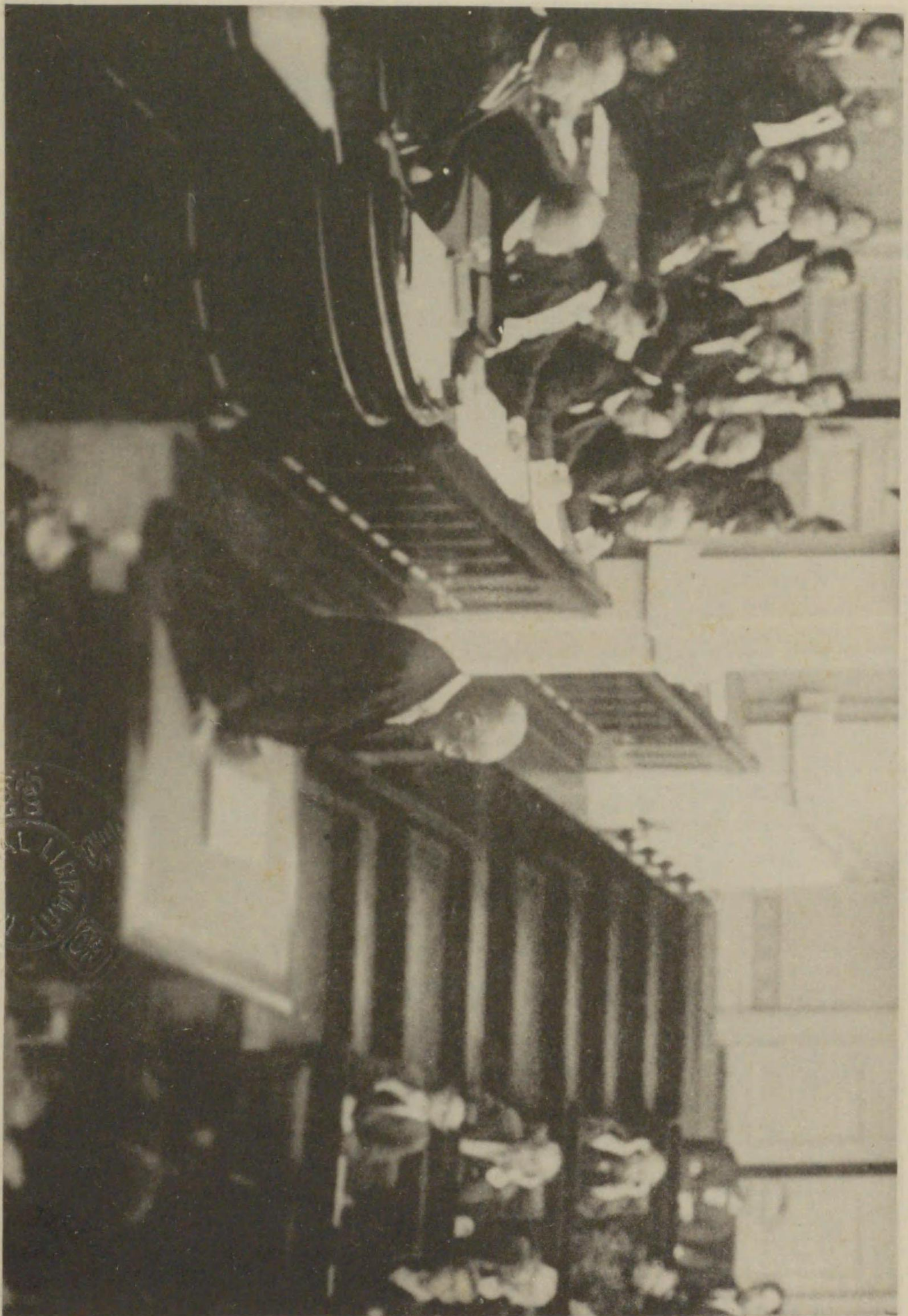
伯の代時相首次一第
(日の式院開會議十五第)



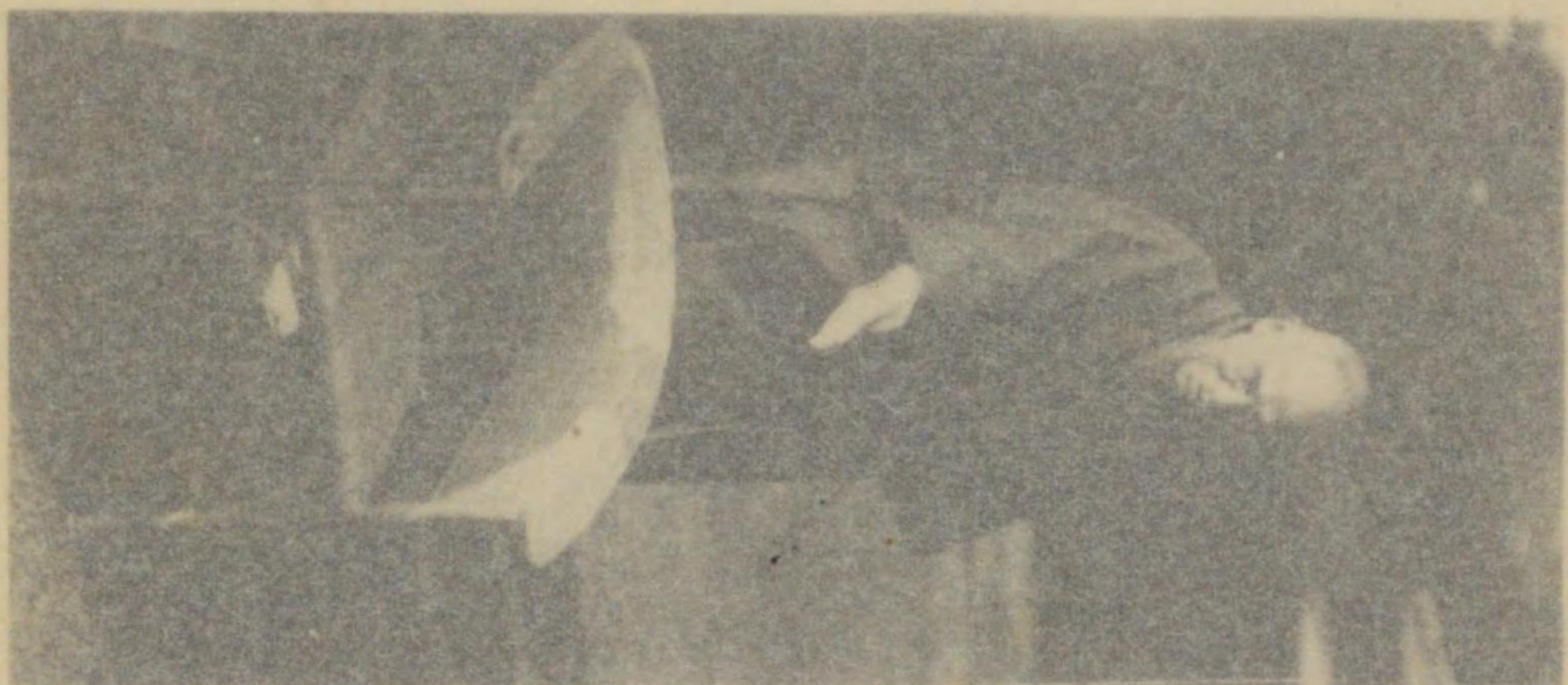
伯の代時相首次一第
(日の式院開會議十五第)



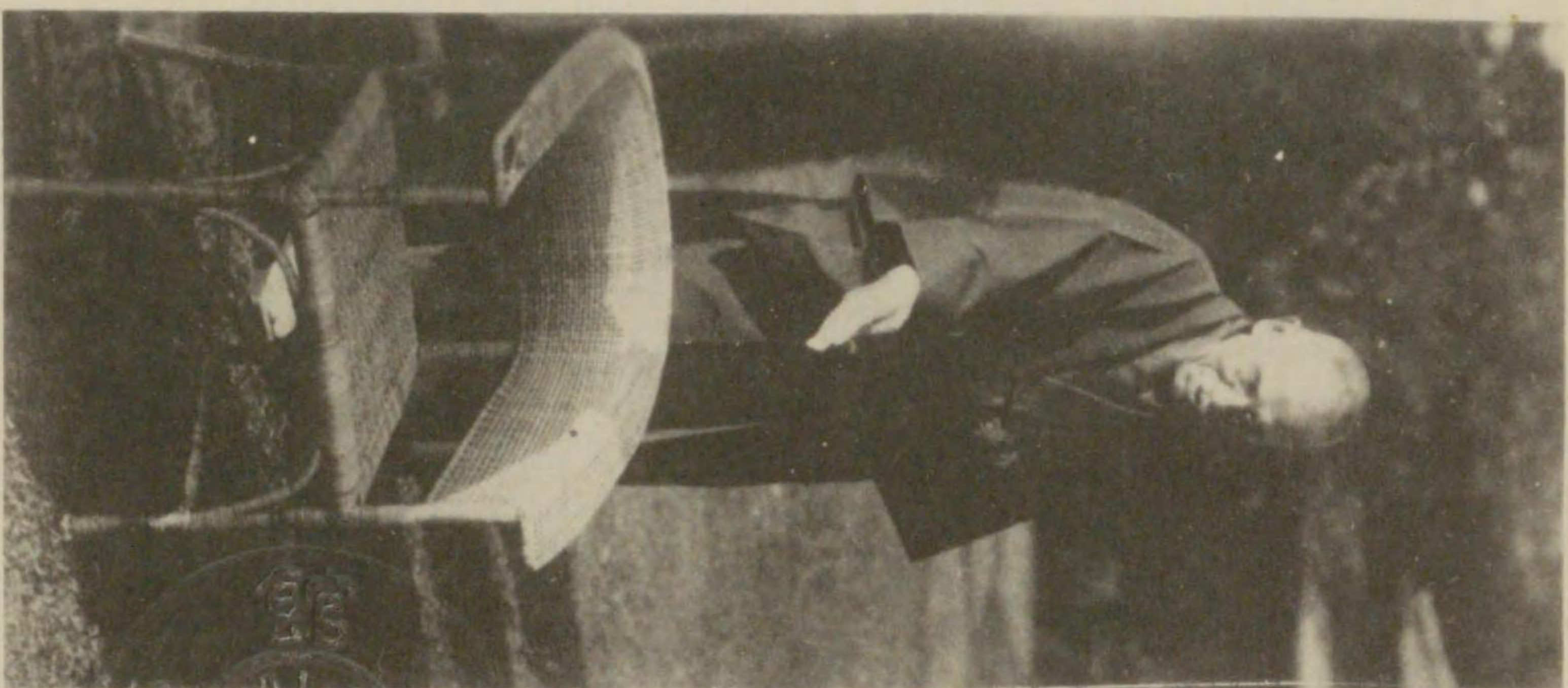
説演政施の初最てしと相首
(院族貴於日一月七年三十五大)



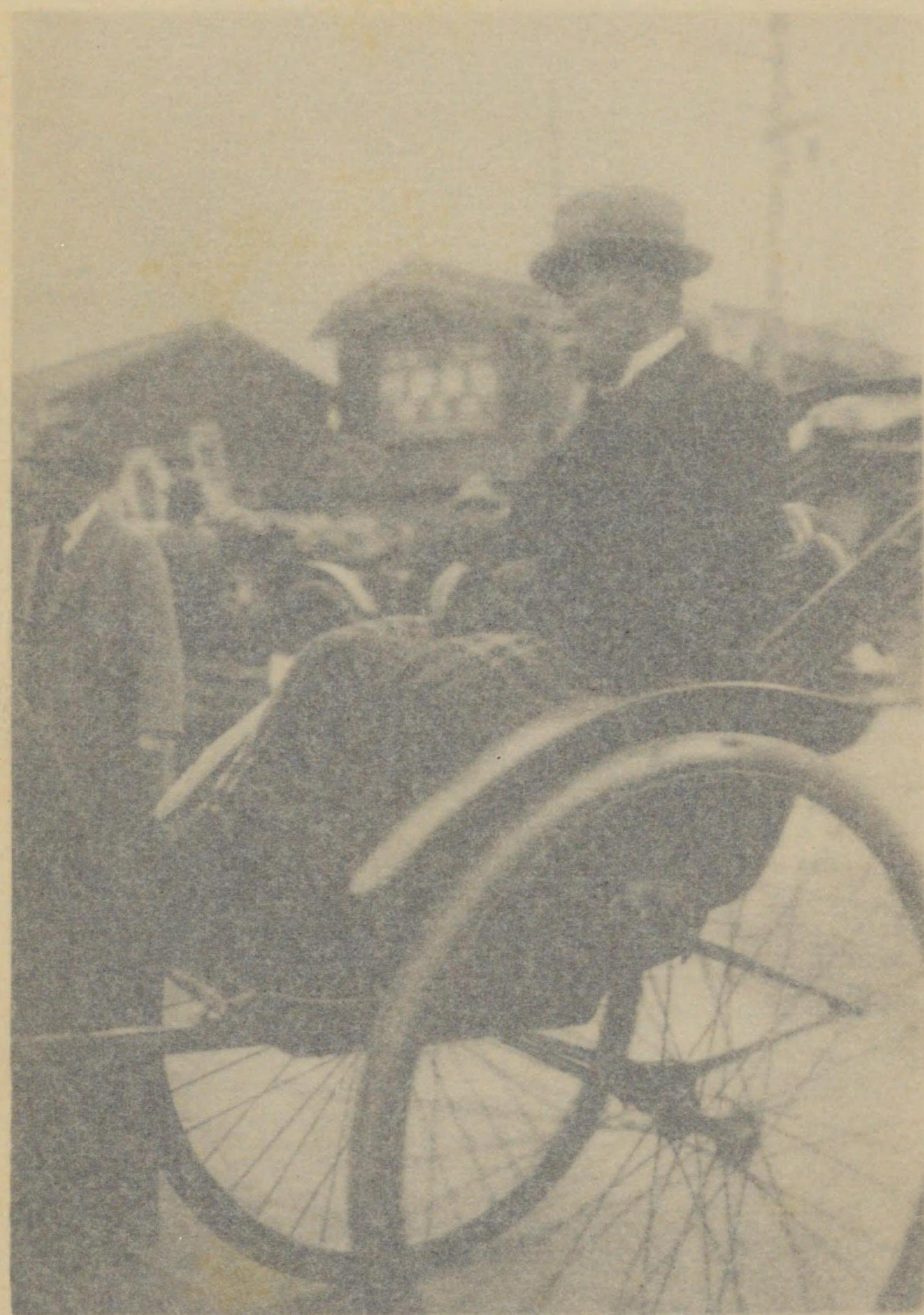
説演政施の初最てしと相首
(院族貴於日一月七年三十五大)



寛
る
げ
る
伯
の
笑
顔
(首相時代)



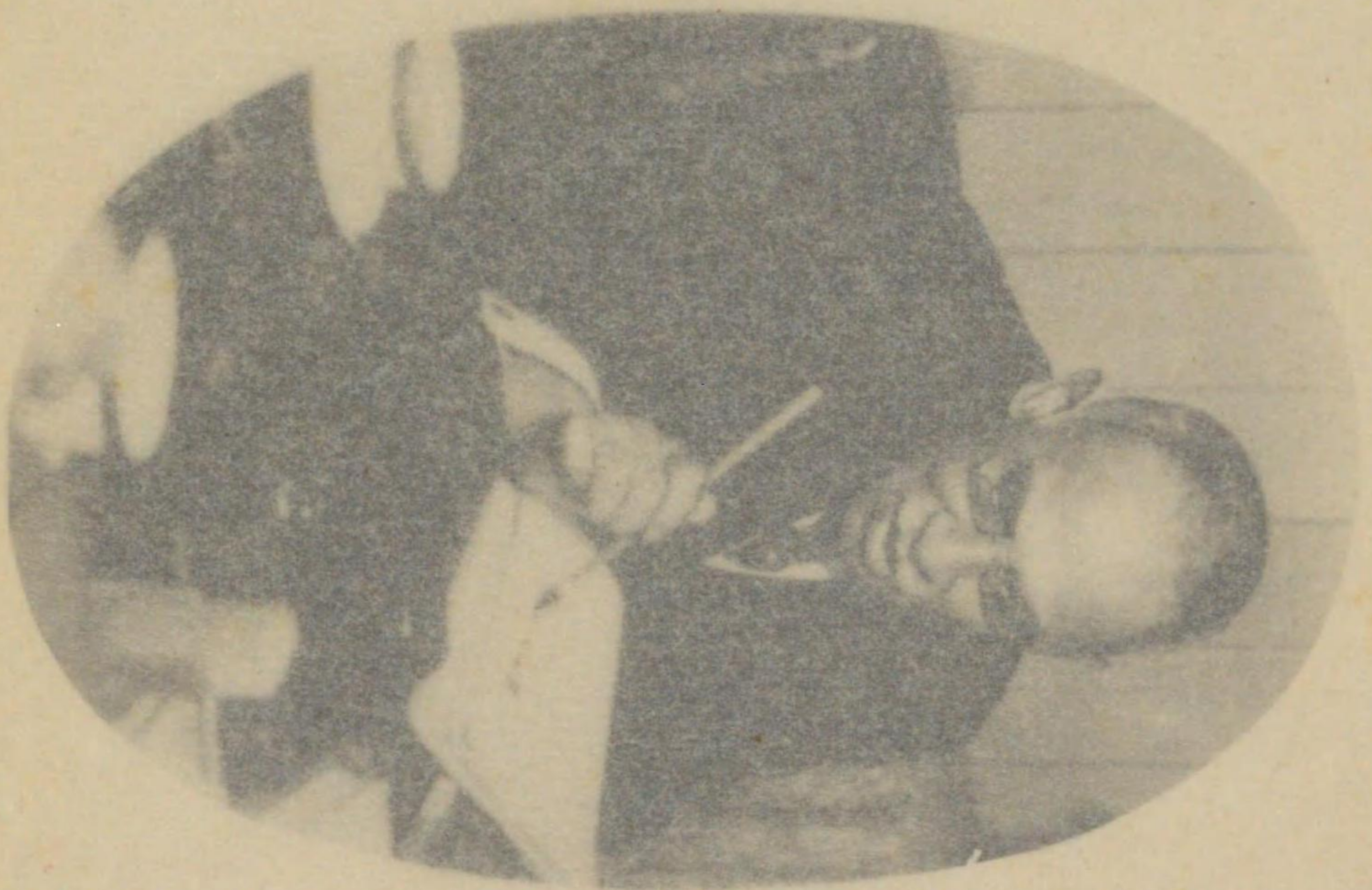
寛
ろ
げ
る
伯
の
笑
顔
(代
時
相
首)



地方遊説中の伯



地方法遊說の中伯



伯
るて持を筆
(館民市阪大於年四十五大)



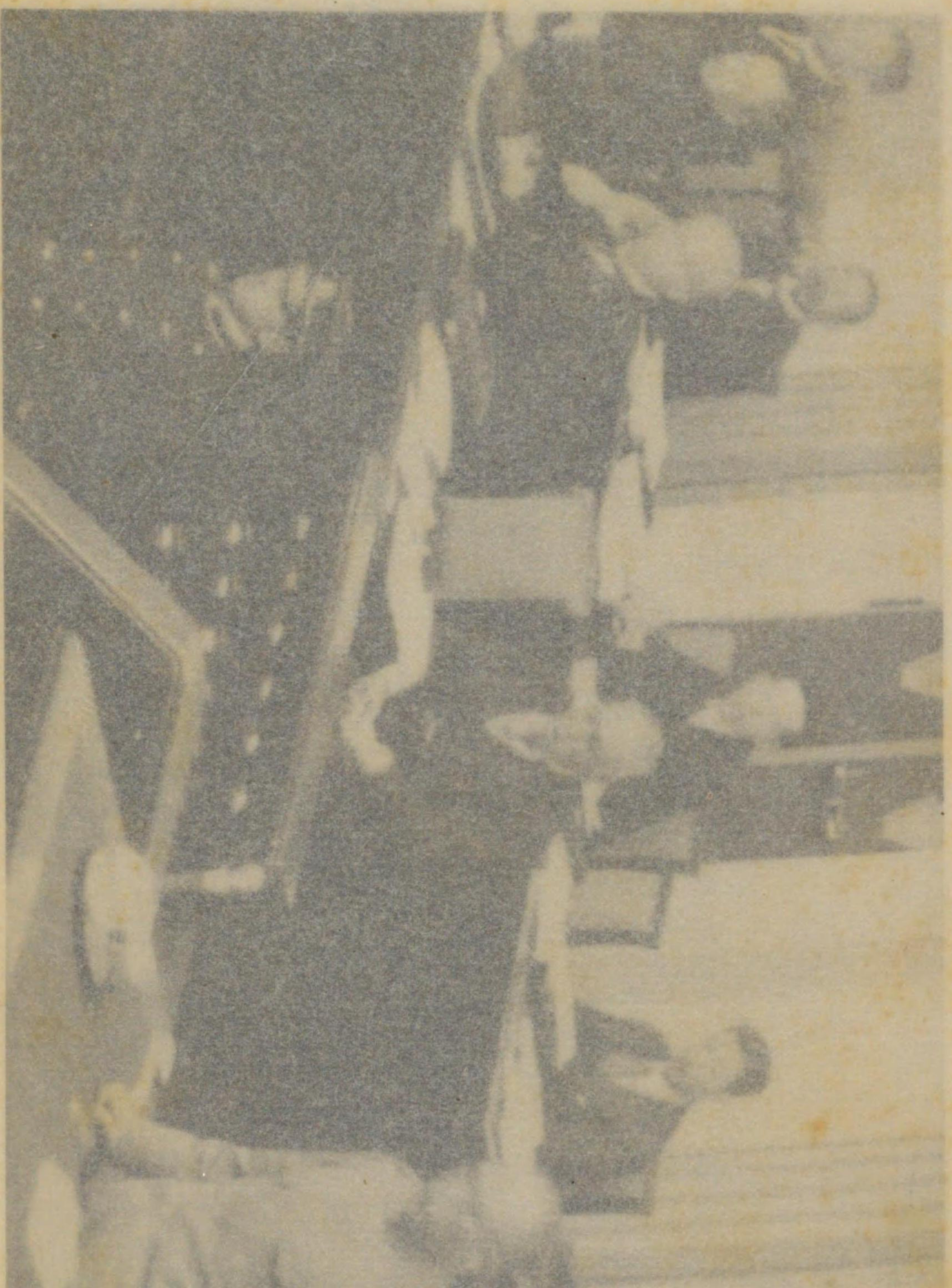
君太郎五嗣令侯川徳と伯
(てしと親務月二十年四十五大)



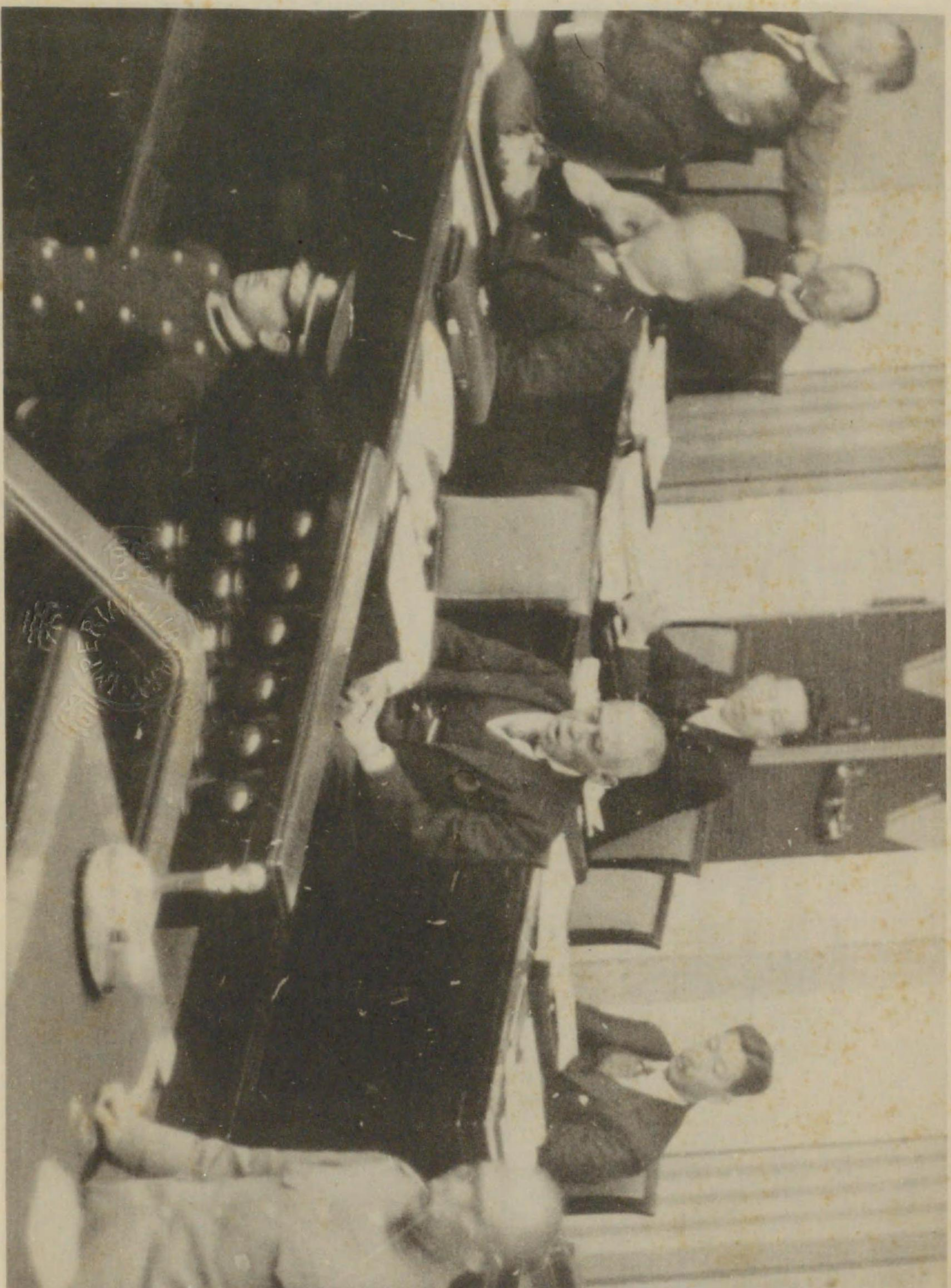
伯るて持を筆
(館民市阪大於年四十五大)



君太郎五嗣令侯川徳と伯
(てしと親務月二十年四十五大)



議場の最後の伯るけに於て
(大正十五年二月二十二日衆議院)



議 場 に 於 け る 伯 最 の 後
(大正十五年二月二十二日衆議院)

伯の墨蹟と花押

治大者不可以煩煩則亂
治小者不可怠怠則廢

聖

剛堂

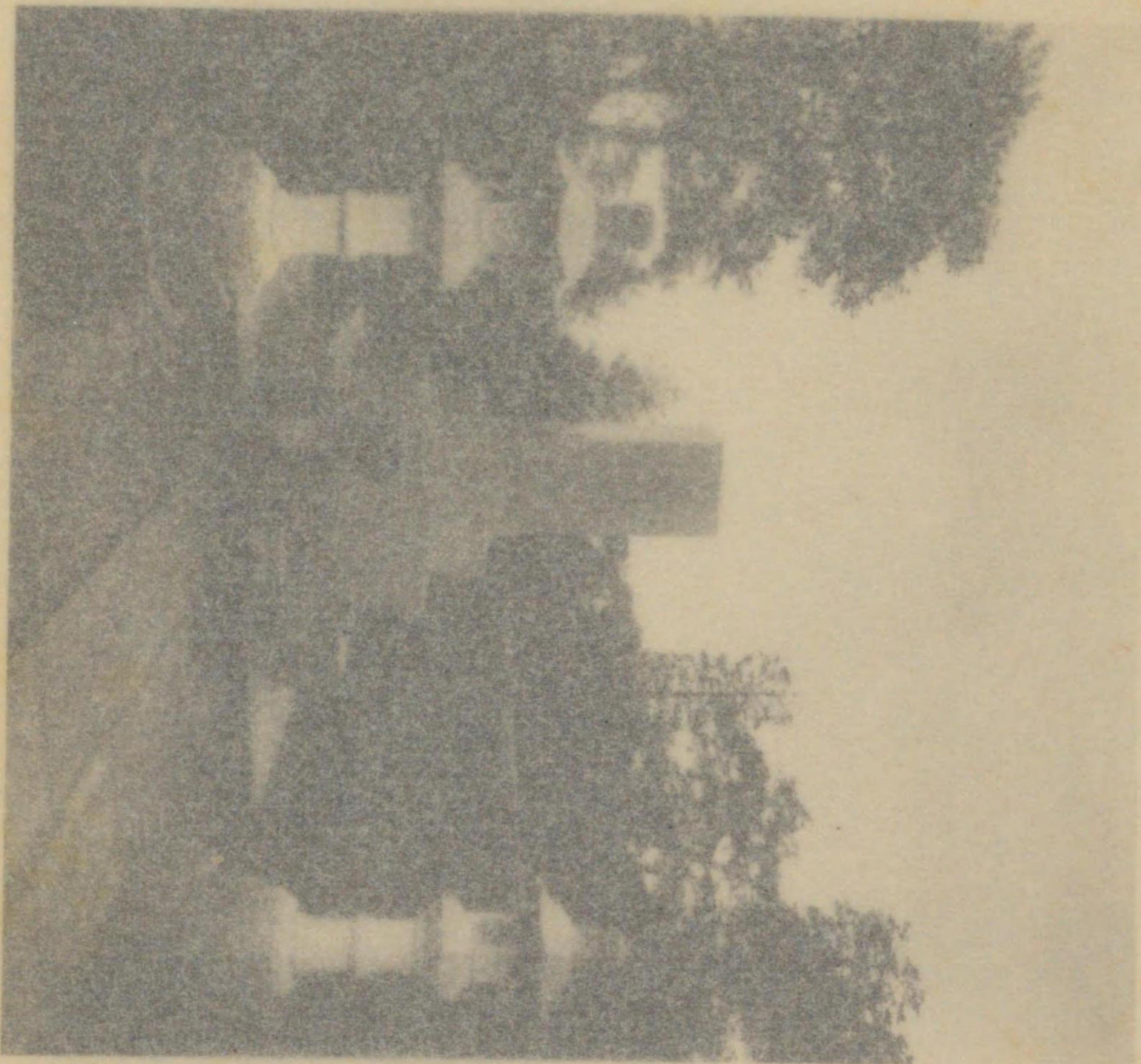
伯の墨蹟と花押

治大者不可以煩煩則亂
治小者不可怠怠則廢

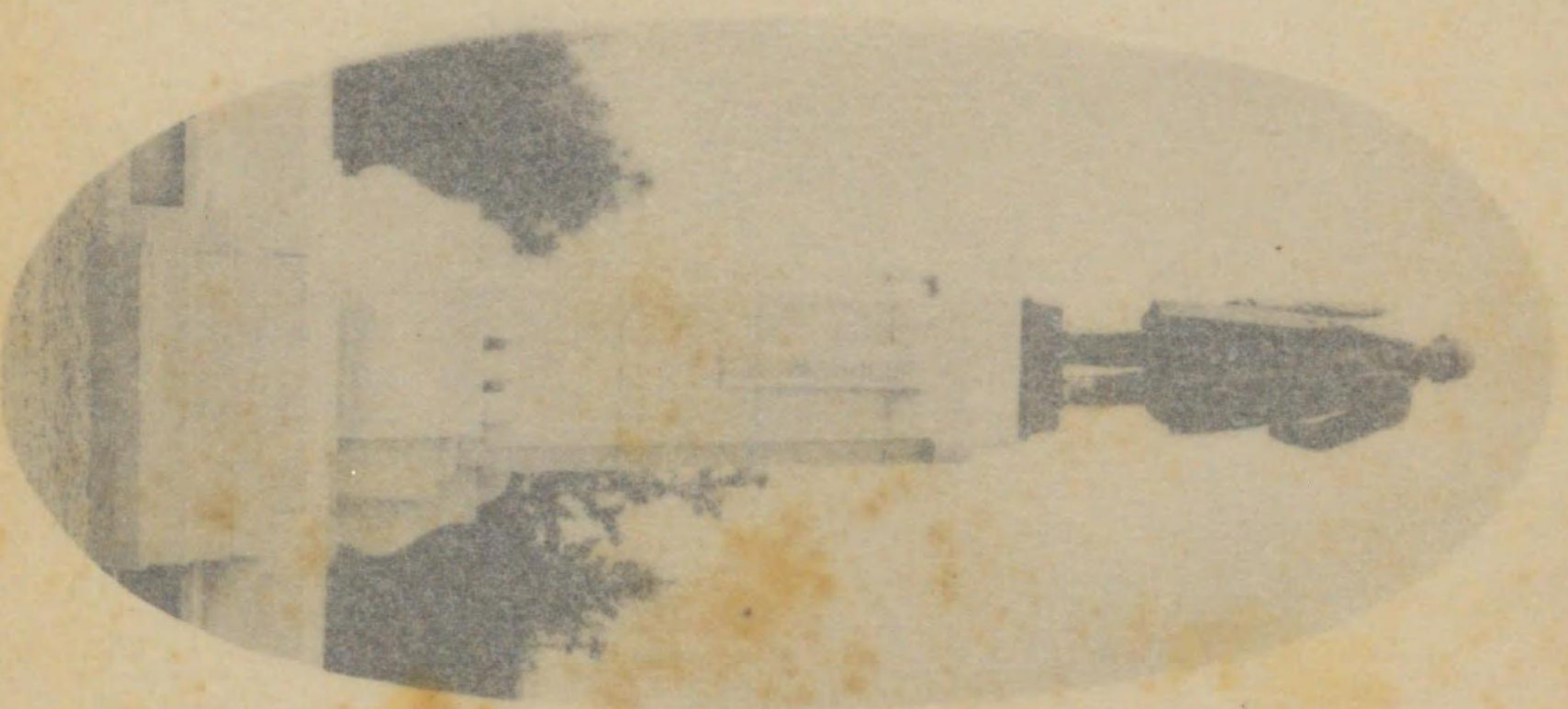
聖

剛堂

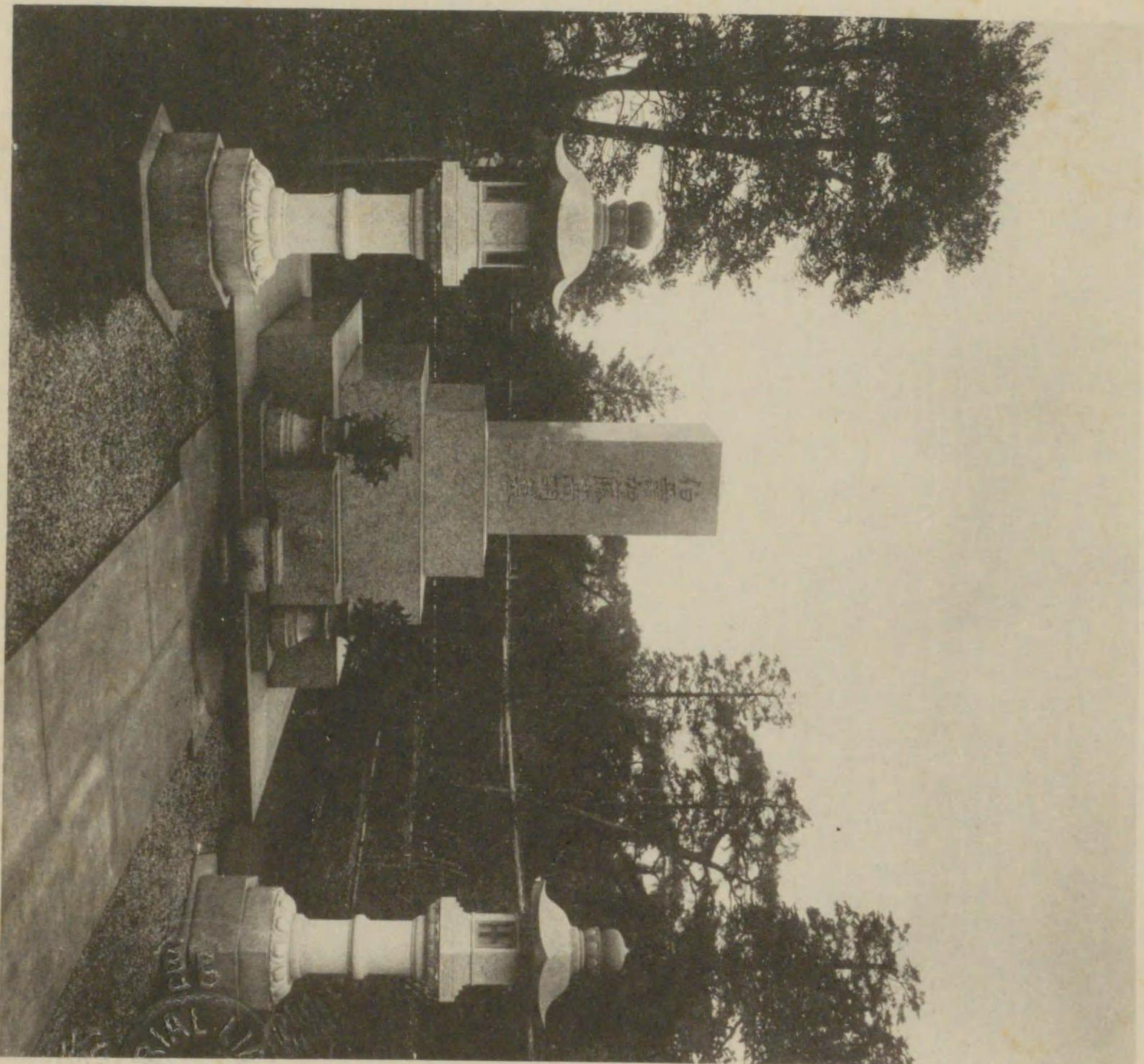




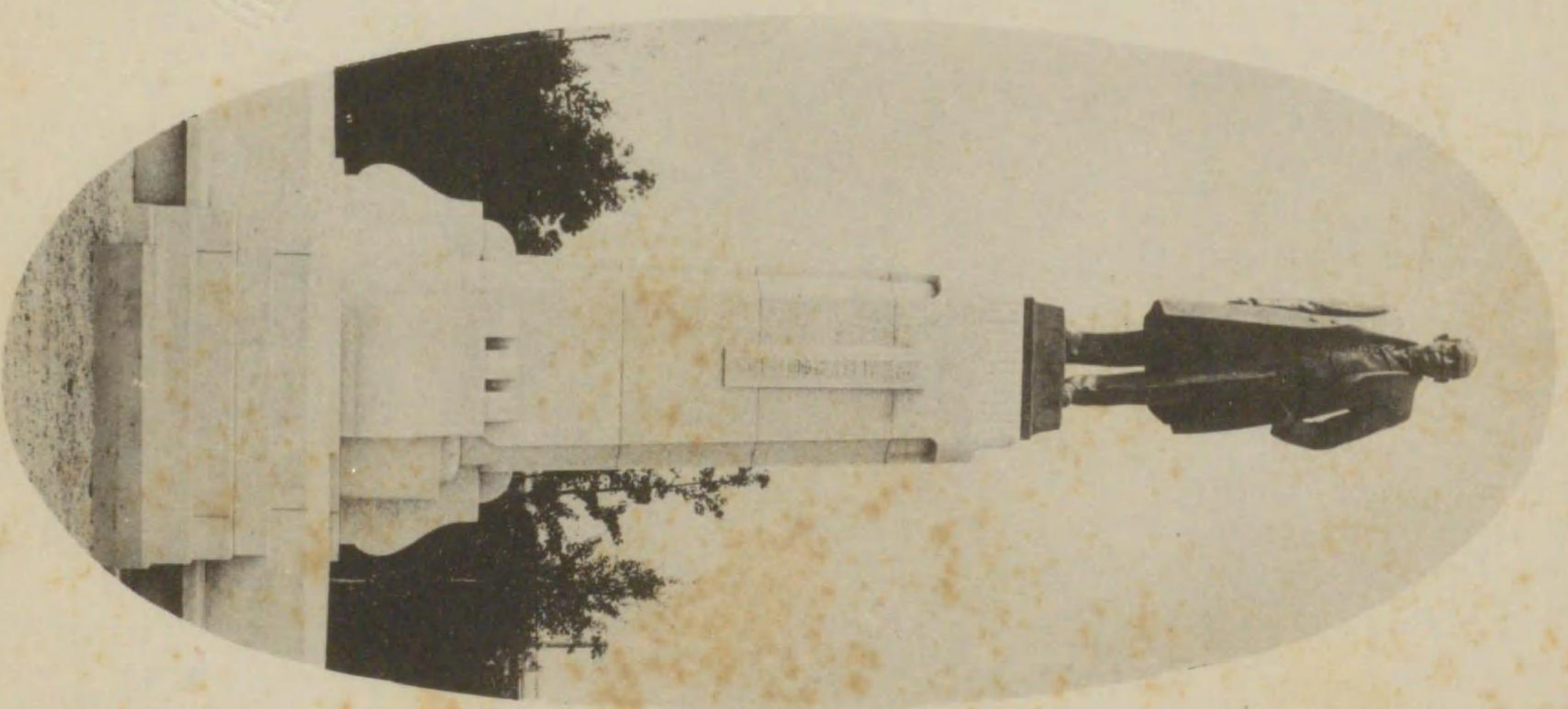
墓の伯
(地墓山青京東在)



像銅の伯
(園公舞鶴屋古名在)



伯の墓
(地墓山青京東在)



伯の銅像
(園公舞鶴屋古名在)

加藤高明（下巻）

第十三編 第四次外相篇（大隈内閣）

第一章 大隈内閣を作る



（一）『準加藤内閣』の名稱

（大隈侯からの相談に對して蹶起を勸説）

薩長、海陸の政權は悉く傷ついた。元老會議は、西園寺公を推したが受けない。轉じて徳川家達公を擬すれば公亦固辭し、茲に三轉して清浦伯に廻つた。同伯は大命を拜して組閣に着手し、九分九厘まで成功したが、最後に海軍に斷はられて所謂『流産内閣』の憂目を見るに至つた（大正三年四月六日夜）。此時、病軀を挺して興津から上京し、一人、大隈侯の起用を力説（四月八日）したのが井上侯であつた。この間、元老の勢力消長の経緯は最も興味あると同時に、後年の大隈侯辭表問題とも關聯

する所が深いのである。

井上侯が興津から上京して大隈侯を起たしめた裏面には、山縣、松方兩公の發言權喪失と云ふ興味ある事實が潛む。顧みれば、二箇師團問題で西園寺内閣を倒した張本人は山縣公であつた。さうして後繼者の銓衡に行詰つて、遂に自ら出馬する外なきに到り、其苦衷を内大臣桂公に打明けた。桂公は之を聞いて坐視するに忍びず、半ば山縣公の身代りを兼ねて出府したのであつた。然も其内閣は脆くも潰え、茲に自動的に、松方公の發言に威力を生じて、山本内閣の成立を見た。然るに山本内閣がシーメンス事件に遭遇するや、山縣公の破壊力は貴族院に動き、遂に内閣の崩壊となつた。即ち元老が薩長の政權を挾んで抗爭反覆したものに過ぎないのであつた。

今度は即ち山縣公の發言の順序であるが、『寺内』の名は未だ流石に口の端に運ぶ勇氣なく、西園寺、徳川、清浦の三候補を推したが悉く失敗し、公は全く困じ果て、了つた。斯くて松方公黙し、山縣公また發言の資格を失ふに至つては、残るは井上侯のみであつた。而して井上侯は何等の顧慮なしに大隈侯を主張し、山縣、松方の

兩公を説得して了つたのである。

井上侯の主張は『政權を薩長の兩閥が交互に獨占するが如きは、時勢に後れて居るのみならず、弊害も意外の點に發展するかも知れぬ。依つて此際は、是非とも其以外に人を求めねばならぬ。夫れに、政友會も政府黨としては既に長きに失するから、その反對の政黨に基調する人物が欲しい。夫れには大隈伯の外に無い』と云ふ議論を力説高唱して、遂に元老會議を纏めたのである。是れ、井上侯が、後刻、大隈侯を招いて其蹶起を促がすのに、熱涙下るの誠を示した所以であつた。然も、大隈侯は十數年も政治の實際から離れて居る。且は老體を顧みて、半ば躊躇せざるを得なかつたのである。斯くて四月十日午後、諾否の決を定む可く、伯を訪ふて下相談を行ふ順序となつた。

大隈侯は井上侯邸からの歸途、下二番町の加藤伯邸を訪れ、大命を拜受す可きや否やに就いて、伯の意見を徴した。蓋し、大隈侯にして組閣を試みやうとすれば、同志會中心の内閣たるを當然とすると同時に、實務に關しても、伯の裁量に依頼するの外は無いから、先づ萬事を相談したのは少しも怪しむに足らぬ。この會見で、侯

が組閣を斷念して、伯を奏薦し度い旨を述べたとも傳へられて居るが、眞偽は明白でない。既に政界を退いて十七年にはなつても、人間は棺を蓋ふて初めて總理大臣の慾望を絶つものと解する方が適切かも知れぬ。

夫れは孰れにしても、大隈侯としては、最後の御奉公に一花咲かせ度い希望もあつたらうが、一方には、老齡を考へて躊躇もした。そんな譯で二人の會談は、時餘に互つた。而して此時、伯は、結論として、次のやうな一語を力説し、遂に、侯の蹶起を決心させた。伯は其内容を、後刻、同志會の總務に報告して云ふ。

『政權が、いろ／＼の方面に持込まれて、何れにも落着かない舉句、遂に、大隈伯の所へ廻つて來たのは、例へば、飛び迷つた小鳥が、懷の中に飛び込んで來たも、同然である。之は、何としても逃がしてはいけない。全力を擧げて飼育せねばならない。その爲には、自分は出來る限りお助けするから、今後のことは少しも御心配には及ばぬ。圖らずも自分の網に掛つて來た小鳥だから、早速愛育の途を講ずるが宜い。どうか、直ぐでも、大命降下すれば拜受する旨を元老に返事されるが宜い云々——と大隈伯に説き、伯も、いよく決心された。』

翌十一日朝から、伯は、大石、大浦、河野、若槻の各領袖を番町の自邸に招いて、大隈侯を援助する原則を一決し、而して其方法を論議したのである。

大石氏は伯の入閣に反對し、大浦、河野兩氏は伯が入閣して事實上内閣を統率するの可なることを主張した。前者の理由は『大隈内閣の生命は短かい。それに同志會總理が入閣して居ては次の政權は同志會へは來ぬ。宜ろしく加藤男は野に在つて黨を率ゐ、他に適當な代表者を入閣させるに如かぬ』と云つた。然るに後者は、伯が閣外に在つても大隈内閣を援助する以上は、同志會が其後繼内閣を考へる立場には居らないと唱へて反對し、三時間に互る激論の後、伯に一任する事になつた。次に内閣の組織は悉く同志會に諮る事を條件とする議が一致し、茲に同志會の行路は明白となつたのである。

伯は初め、自ら入閣を欲しなかつた。併し老侯の希望や、二總務の主張もあつた其上に、侯に對する二十數年來の好誼から、侯をして躓かしめぬ爲には、自分が内閣の實權を握つて支配するの外は無いと考へたのである。是れ組閣から辭職までの十六箇月間、伯が内閣の實權者の地位に立ち、其名は大隈内閣であつたが、其實は

『加藤内閣』と言つても差支へない實相を現じた所以である。

さて十二日、井上侯邸の元老會議で意見の交換を了した大隈侯は、歸途伯を訪ね、重ねて組閣の件を諮り、翌日大命を拜受して閣員の銓衡を伯に一任した。伯は次節のやうな難關に直面したが、兎に角、夫れを切り抜けて、十六日、漸く閣僚の銓衡を終へ、茲に内閣の成立を見るに至つた。一部の人が之を『準加藤内閣』と呼ぶのは、決して謂はれの無いことではない。而してその顔觸れは次の通りであつた。

- | | | | |
|-------|--------|------|----------|
| 總理大臣 | 伯爵大隈重信 | 内務大臣 | (兼任)大隈重信 |
| 外務大臣 | 男爵加藤高明 | 大藏大臣 | 若槻禮次郎 |
| 陸軍大臣 | 中將岡市之助 | 海軍大臣 | 中將八代六郎 |
| 司法大臣 | 尾崎行雄 | 文部大臣 | 一木喜徳郎 |
| 農商務大臣 | 子爵大浦兼武 | 逓信大臣 | 武富時敏 |

(二) 伯の組閣專斷の功罪

(寧ろ破壊し去らうとした真相)

閣僚の銓衡を引受けた伯は、四月十八日の同志會評議員會席上に於て『或は總務に諮りたる事もあり、或は專斷に爲したる事もあるは事實なり云々』と聲言したやうに、獨斷專行振りを發揮した。各總務と諮つたのは勿論であつたが、大石氏の主張並びに同氏の入閣拒絶等の爲に、自分一人で專斷しなければならぬ必要にも迫られた。その爲に、黨内に不滿の空氣が漂ひ、遂に内相を大隈侯の兼任で間に合はせるやうな苦い經驗を嘗めなければならなかつた。

併し乍ら、最も手際よく運んで、世間をアツと言はせたのは、海軍大臣の推薦であつた。八代中將とは何人も豫期しなかつた。然も、何人も意外の満足を感じた所である。顧みるに、桂内閣も勅語に絶つて辛うじて齋藤海相(實子)を捉へ、清浦内閣は、所謂海軍のストライキを喰つて流産した許りである。伯が、何人を海相に得て大隈内閣を完成するであらうかは、當時、世間から第一の注視を惹かれた。而して四月十五日の午後、八代中將が、舞鶴から上京して下二番町の伯邸に入る迄は、萬人が氣付かなかつたのである。而してシーメンス事件が、海軍を罪府のやうに猜視して居た時、清廉潔白として知られた風流艦長を得たことは、内閣の爲にも海軍の

爲にも、清凉一掬、溜飲を一掃するの効果があつたこと言ふ迄もない。

然るに其反對に、内相問題では、同志會の躍起連の蜂の巢を突ついで、結局首相の兼任と云ふ虻蜂取らずの結末を見て了つた。伯は内務大臣に大浦兼武子を推し、大隈侯と相談の上、十二日には之を當人に通じて其内諾を得た。而して藏相には若槻氏、文相には一木氏と略ぼ決まつて居て見れば、同志會の中心勢力から入閣し得る椅子は一つか二つ残るだけであつた。同志會の過半数を占める舊國民黨系から五領袖の入閣は覺束なく見えた。茲に於てか、久しく伯の『官僚的』『非政黨的』の感情を猜疑して居た多數の黨員は、結束して示威運動を起す事になつた。

衷心から同志會を憎惡する國民黨は、夫れに油を掛ける一方、尾崎氏を代表とする中正會は、組閣が伯の一手で料理され、尾崎氏は單に一件食大臣で、何の機密にも與からぬ實情を憤り、旺んに同志會の不平組に聲援を送つた。約三十名の代議士黨員は、四月十三日以来、日夜會合して對策を議して居たが、十五日になつて次の理由に依り、伯及び二三幹部の猛省を促がすことに一致した。要は

『大隈内閣は非政友三派にて當然同等の位置に立ちて組織し、また之を包容せざるべからざ

るに、大隈伯大命を拜するや、加藤男は密かに閣員を選び、恰かも加藤内閣の如き觀あらしめたり。先づ國民黨の反感を買ひて、好意の中立と稱するが如き不透明なる宣言の下に、犬養氏の入閣を肯ぜざらしめ、延いて中正會の感情を害し、尾崎行雄氏に加藤男と同一權利を與へよ、然らざれば入閣せしむる能はずと憤慨せしめ、漸く纏まらんとせし内閣組織を紛糾せしめたり。是れ全く加藤男等の專横の致す所なれば、吾人は時局の急を救ふ爲に適當の措置を執らんと欲す』

と云つたもので、更に『組閣の基礎を、同志會及び中正會に平等に置いて、圓滿に進むにあらざれば脱黨を辭せず』と云ふ決議を伯に提出した。その裏面には種々の不快なる經緯も纏綿した。犬養氏の入閣拒絶、尾崎氏の不満、同志會内の騷擾、いづれも皆、内務大臣の椅子から起つたと言はれて居る。茲に至つて伯は、本性に歸つて『ぐづぐづ』拗ねるならばいつそ止めて了はう』と考へたのである。

その夜、大浦子を訪問して心底を打明け、『痛快に破壊し去る』の案を示して子を驚ろかした。伯自らの筆に描かれて、大浦子傳の中に次の通り収録されて居る。

『此大隈内閣は同志會・中正會等を基礎として組織する事となり、愈々閣員詮考

の一段となつて、種々の葛藤あり、予等も頗る苦慮したるが、此時に於ける大浦君の態度に到ては、眞に感嘆す可きもの有たり。當時予は、大浦君は必ずや内務大臣の椅子を希望し居る可く、又其經歷と手腕に鑑み、大浦君は最も適任なりと思惟したり。然るに種々の故障あつて直ちに大浦君の内相たる能はざる事情あり、今其事情を詳しく語らば、他人の批評に渉る恐れあるが故に之を避けんも、閣員たらんとする種々の候補者あり、其候補者に又夫々の註文もあり、希望もあり、紛々として議容易に決せず、是に於て予一日大浦君を訪問し、語るに閣員の人選頗る面倒にして談容易ならず、寧ろ此際、痛快に破壊し去るに若かずと云ふを以てせり。然るに大浦君は予の破壊説に反對し、中略、兼武は閣員たると閣外に在るとを問はず、國家の爲に微力を惜む者に非ざれば、希くば意を安んじて内閣組織に盡力せられんことを切望すと(後略)。

即ち伯の態度と時局とを靜觀して、大浦子は進んで自己の犠牲を申出で、寸前に決河の危難を堰止めたのである。而して結局、暫時内相の椅子を大隈侯の兼任に委ねる事にしたのである。

紛擾の擧句の果に、同志會は、其得らる可き椅子を、一つ減少する結果となつて、組閣は成つた。併し、此件以來、伯が『政黨に同情と理解とを持たぬ』と云ふ不平は、從來よりも一倍強く多數黨員の胸に植付けられ、間もなく、新黨組織運動(伯の排斥を意味する)の小火を同志會の軒端から出す事になるのである。

(三) 非加藤運動と新黨案

(大隈侯を黨首に推す腹案)

四派聯合、轉じて三派合同、即ち新政黨樹立の運動は、大隈内閣成立前後の一箇月の間に、伯の新らしい政治生活の上に課せられた、うるさい試煉であつた。その中、四派聯合は、形成中の清浦内閣を倒す爲の護憲運動で、政友、國民、中正の三派が同志會を加へて政黨對閥族の政戦を戦はうとしたものであつた。

伯は此運動への參加を斷はつた。蓋し、現に閥族を助けて來た政友會との提携を不純と考へた點もあらう。或は又、例の民衆運動を出來るだけ避け度いと云ふ感情も動いて居たであらう。要するに伯の拒絶に依つて、此運動の計畫は潰れて

了つたのである。この一事は、同志會内の躍起連を失望させると共に、他派からの煽動(伯を非難して同志會を亂す)に導火線を供給して、閣僚銓衡專斷事件を口火に、三派合同運動の炎上を見るに至つた。

三派合同運動は、同志會の大半と、中正會と、國民黨の一半とを合同し、大隈侯を總裁とする非政友の新政黨を樹立する運動であつた。併し、其裏面の著るしい現象、否な、寧ろ其動機の一つが、伯の排斥に在つたことは明白である。

何故に伯は排斥されなければならなかつたか。曰く(イ)專斷狹量で黨の輿論を聽かず、(ロ)政黨主義に些の溫情を持たないから、伯が總理である間は、同志會の發展は絶望である、と云ふ理由に基いた。其頃『大正政局史論』の著者が『加藤其人に至りては天下札付の不人氣男、彼が比較的正直者にして、自ら好んで曲りたる事を行ふ者に非ざるは、人或は之を解す。然も何人も政治的中心人物として彼に信頼するものなし云々』と書いたのは、筆端迸つて聊か苛烈に過ぎる觀があるけれども、尙ほ當時の伯の姿の一半を描寫したものに相違ない。思ふに、伯の獨斷的性格と貴族的應接とは、何となく官僚的で民衆運動を嫌ひ、政黨政略に同情を持たぬやうに解せられて、著るしい不人氣を招いた。茲に於てか

(一) 同志會の總理に大隈侯を推戴し、伯を一枚引き下ろして副總理とする案、

(二) 中正會と合同して(國民黨の一部を加へ)新政黨を興し、大隈侯を總裁に、加藤、尾崎の兩氏を副總裁に推す案、

が公然と唱へられ、随つて伯の總理引退説が旺んに巷間に流布されて來た。この運動は、可成り劇しく進められ、幹部も少なからず苦慮した。當時、匿名の某領袖が新聞に發表した中に次の如き一節がある。

『一朝の空氣に驅られて加藤男を排斥せんか、次に來る可きものは我黨の貧血症に外ならざるなり(中略)……随つて、加藤男が官僚臭味を帶ぶるは甚だ遺憾とする所にして、男に接する毎に、何となく慊らざる所あるは、予等又之を否定せざるなり(中略)……併し乍ら、寧ろ此人を訓練し、矯正して、理想的人物に導くは、一面に於いて黨員の義務と知る可し……現狀に於ては即ち總理訓練の一途の外なきなり云々。』

即ち、不満足ではあるが、資金關係からも伯を擔ぐ外は無いから、訓練して良總裁に育て導くと云ふのである。不謹慎か、正直か……。

伯にとつては迷惑千萬であつた。一部黨員特に大松閣組の運動に止どまるなら敢て齒牙に掛けないが、若しも、黨員全部が自分を信任しないならば、何時でも御免を蒙ると、領袖連には明言して憚らなかつた。是れ『加藤男引退説』が流布された所以で、伯の本心は、信任が去れば一日も其位置に留まらぬと云ふ、極めて明快なる去就を表明したこと、其就任第一日に言明した通りであつた。

併し三派合同は、國民黨の拒絶に依つて水泡に歸し、伯に對する不平運動も、幹部に反響がないと同時に、五月五日から、昭憲皇太后の御大喪費を協賛する爲の臨時議會が開かれ、續いて六月二十日から第二の臨時議會が召集され、外敵に面して内東自ら成るの理に基き、茲に與黨の政治的結束力も自然に發達し、その後、總理の地位に物言ひを付ける動搖は、一先づ落着を告げることになつた。

第二章 米國への外交爆彈

(一) 突然、交渉を中止す

(加州排日法に就いて我が抗議を護る)

米國が一番手に餘した外交家は、日本では加藤伯であつたと、米國の一記者は追憶した。思ふに、伯が我國の權利及び利益を主張するに勇敢であつて、相手國の大を意とせず、先きには米國の三沙澳租借を拒み、後には福建省利權を未然に防遏して、米國の對支利權策を制止し、而して其間、加州問題に就いては、米國の外交を酷びしく追詰めた事が其原因であらう。蓋し、米國に對して、些の遠慮なく其所信を言ひ張つた日本の外交家は、伯を措いて外に見當らない。

大正二年五月、米國加州の議會が日本人排斥法を可決した一事は、我が朝野を震撼した。我が政府は、此法案を未然に防ぐ爲に全力を盡し、珍田大使(捨巳伯)は、ウイロンソン大統領及びブライアン國務卿と數次の交渉を重ねた結果、兩氏も熱心に動

き、四月下旬には國務卿自ら加州に出向く程の盡力を試みた。然も加州は遂に排日法を確立したので、日本は、五月十日の第一回抗議を初め、八月までに、引續き三回の抗議を試みて、米國政府の反省を促がした。併し乍ら、米國政府は、加州立法が經濟的理由に基くもので、人種又は政治上の理由に依るもので無い旨を辯じ、立法の結果邦人の受くる損害を賠償すると云ふ方向に逃げを打つた。即ち日米條約の擁護の爲に、加州新法律の曲直を法廷に争ひ、以て同法の效力を消滅させると云ふ根本解決法は、言を左右に託して回避して了つたのである。

日本は抗議を續け、珍田大使は日夜奔走した。左れど、遂に米國の回避を如何ともする事が出来なかつた。そこで政府は、最早や致し方が無いから、此上は、米國に於ける邦人の地位と利益とを、是れ以上惡化せしめないやうな次善の新條約を結ぶことに決心した。斯くて八月末以來、交渉幾往復、漸く纏まりかゝつて來た時に、山本内閣は倒れ、伯が外相の椅子に就いたのである。

伯は就任して二箇月を経ない六月(天正三年)忽ち米國政府を驚ろかした。また珍田大使を驚ろかした。夫れは、前記の日米新協約案の交渉を、きつぱりと打ち切

つて了つた事である。六月九日、伯が珍田大使に與へた訓令の要點を見れば、その間の事情は略ぼ明瞭となるであらう。

『本大臣は本問題に對し最も慎重なる考慮を加へたるに、該法は啻に日米現行條約の明文及精神に副はざるのみならず、我邦人に對し實に不公平且差別的にして、恆に兩國の國交を支配せる友好善隣の情誼とも相容れざるものなるを確認致候。加之、本大臣は該立法が國際的效力を齎らすを目的とするの事實に鑑み、加州は該立法に關し其權能を超越したるものなりとの心證を免るゝ能はざるもの、に有之、何となれば國際的見地よりすれば、合衆國內の各州は個々としては何等存在を認めらるゝものにあらず、又外國に對し全責任を負ふべき位地にあらざるものなるが故に有之候(申略)。右の次第に付國際的交讓及友誼のため牧野男爵が本問題に關し一の協約を締結するの考案を支持せられたる心機を衷心諒とするものに有之候も、該考案たる現在の趣旨にては當面の異論を是正せずして寧ろ新なる困難を誘起するの虞あるものと被相認候。

依つて貴官はブライアン氏に對し、帝國政府は從來討議せられたる考案の趣

旨に基く協約の締結を目的とする商議を繼續するの意を有せず。寧ろ右無効の商議のため中絶したる彼我の往復を後歸するを欲する旨、並びに、本問題研究の再開に依り幸ひに本件の根本的の解決策を發見せらるゝ事あるべきを信望し、昨年八月二十六日、貴官がブライアン氏に手交せられたる書面に對する回答を得るを期待する旨可被申入候(後略)』

そもく日本から提議し、交渉往復半歳に互り、數項の修正を交換し、今や漸く成案に近づいた時、突如として、日本から之を撤回して了ふのは餘程の事である。米國政府に對しては勿論、我が前内閣と全權大使とに對しても、容易ならぬ影響を及ぼす。蓋し非常なる勇氣と信念とが無ければ出來ない藝當である。

(二) 妥協案を撤回しての追求

(正當の抗議は永久に保留する主義)

果然、米國々務卿は、事の意外なるに驚ろき、珍田大使も、思ひ餘つて自己の進退を考へざるを得なくなつた程の波紋を描いた。そもく伯の心機は那邊に在つた

か。一は、我が交渉が横道に入つて、根本的解決策の軌道から離れたと認められたこと、他の一は、米國の心證を不當なりと認めて、之を匡正する點にあつた。

伯は、新協約案が、加州問題を離れ、隨つて加州立法の不當を是認する結果となる事を不可なりとした。依つて遡つて、米國の人種的差別の不法を改めさせる根本外交に立ち直る必要を絶對的に固執した。『米國と相互的待遇の條約を有する日本國民が、米國の一州に於て、無條約國民以下の待遇を受くる不法、不條理の立法の拒否』を一筋に直進する事に決心したのである。如何なる次善條約を結ぶとも、苟しくも、現に一州の立法が、現存日米條約の明文及び精神を蹂躪するの事實を默過する以上は、新協約も亦、將來一州の立法に依つて攪亂される危険がある。況んや新協約案に對する米國政府の修正案は、暗に此危険を見越して居るものと解せられたので、伯は寧ろ是れ無きに如かずと斷定したのである。

伯の要求は、『國際的に無責任なる一州の立法が、國際條約を破棄するやうでは、二國間の條約に何の權威があるか、將又眞の親善が如何にして保ち得るか、米國政府の見解如何を聞き度い』と云ふにあつた。依つて、日本國民が、米國に於て人種的

に差別冷遇を強ひらるゝ事を容認せんとする、又は容認せざるを得ざる米國政府の立場、及び見解如何を、明答して貰ひ度いと云ふのであつた。

正しい追求であつた。而して之に對する米國政府の回答は、伯の死ぬ時まで遂に來なかつた。この大正三年六七月に於て伯の發した右の質疑に對する回答は、恐らく今日も、亦今後も永久に、米國から來る時は無いであらう。而して伯は、將來兩國の輿論の發達、或は何等か他の機會に依り、米國が此不法を改める可能性を、必ずしも悲觀しては了はなかつた。故に米國政府に對して、交渉の顛末公表を提議した文書中にも『本問題に關する更に充分にして且つ正確なる知識は、紛議の最終的解決上貢獻する處ある可きを信じ云々』と言つて、理非を天下に訴へ、兩國の輿論に正しい批判の材料を供給し、永い間には、兩國識者の冷靜なる反省と協調とに依つて、問題解決の導火線を得るの可能性を暗示した。素より、伯は之を近々に期待したのでは無いが、飽く迄も抗議を撤回しないで置けば、將來には、斯かる光明も眺め得るかと思料したものであらう(然も當分は交渉中止を豫期した)。

顧みるに、當時、加州排日法に對して、日本の探る道は次の二つの外に無かつた。

(イ) 米國の組織上實際問題として抗議は無効であるから、加州事件は追はず、此上は他州に斯かる不祥事の起らぬやう別個の新協約を結んで次善の實效を期すること、

(ロ) 加州事件の黙認は將來同様の問題を導く危険を伴ふ。故に今日即決せずとも、飽く迄も抗議を撤回せず、將來を待つを至當とする。況んや條約上及び國家の面目上、抗議は最も合理的のものであるから、日本は優勢に抗議を續け得る、

雙方に理由があるが、牧野外相は前者を採り、伯は夫れを覆へして後者を擇んだ。即ち、氣永に正道を進む方針を採つたもので、大正三年六月二十六日、同志會懇親會席上(築地精養軒)で述べた演説は伯の思想を表明して居る。其一節に

『此問題に對する現内閣の見解は前内閣のそれよりも幾分異にする所あり。即ち前内閣は之を解決せんと努めたりと云ふよりも、寧ろその終了を期したりと信すべき點あり。現内閣は、前政府の如く其横道に入らず、遡つて其根本より解決するの要あるものとし、大に努力しつゝあり。此問題に就ては勿論道理は日本政府にあるも、亦相手方に於ても易々と同意し難き事情あるもの、如し。故に此問題を躁急に解決せんとする事は頗る困難にして、其中に又雙方の誠意

ある所を認めて漸次解決に近づくべきものと信ず。故に余は今後全力を盡す覺悟なるも、斯る事は政府の力のみを以て行くものに非ざれば、宜しく國民を以て大いに研究を要すべきなり。昨日の顛末書の如きは即ち此意味に於て發表したるものにして(申略)此問題の解決方法に關しては余亦考ふる所あり、實は昨日の顛末書と共に發表せんとしたるも、米國政府よりの要求により見合せたり。但だ吳々も、此問題は普通の外交問題と異なり、人種の異同より來る重大問題なるを以て徒らに大言壯語して一時の快を貪る事なく、慎思熟考、焦せらず、早まらず、徐ろに之れが解決を期するの外なかる可し』

と力説して居る。而して局面は逆轉し、大正十二年の一般的排日法を見るに至つたが、その抗議も、今日尙ほ活きて將來の解決の日を護つて居る。

今や國際の諸會議に、或は不戰條約の交渉に、米國は移民問題を『國內問題』として條約から除外しやうと試みるのに對し、日本が之を承引しないのは(註)即ち十四年前に、伯が斷乎として固執した『抗議の永久保留』を繼承するものに外ならぬのである。

(註) 日本政府の主張の要旨は『移民問題には國內的と國際的の兩面がある。例へば移民の選定の如きは前者に屬するが、夫れが條約又は國際法に違反するやうな場合は國際問題である』と云ふのである。

(三) 輿論の贊否と正外交の斷案

(伯の外交に第一人者の折紙を附ける)

この外交は、米國に對し、世界に對し、且つ又我が識者に對し、『日本の外交に、光と熱とが實在すること』を、燦然と明示したものであつた。又、一面から見れば、日本の外交界に、『加藤高明の在ること』を示す觀があつた。

(イ) 相手が強大なる米國であつたこと、(ロ) 排日法が我が國論を激昂させたこと、(ハ) 併し乍ら、一年近く練つて來た妥協案を、突如一蹴したこと、の三點に於て、更に又、(ニ) 此種の重大交渉を祕密に附しないで全部公表するの新例を開いた事に於て、我國の言論界は勿論、世界の言論界にも興味ある論題を提供し、贊否の議論は、數日に互つて賑はつたのである。

反對するものは、伯の外交を強烈に失し、且つ理に趨つて實利を考へないものと評した。何となれば、『次善の協約』即ち排日法案が他州に傳播することを防ぐ爲の協約が商議中であつたから、夫れを完成すれば相當の効果があつた筈であると言ふのであつた。併し乍ら、伯は、『正理は曲げぬ』『正論は譲らぬ』と云ふ信念を縦糸とし、『妥協案の効果を疑ふ』の觀測を横糸として、『根本解決か、然らずんば交渉中止』の公道を正進したもので、内外の見識ある言論は、伯の外交を天晴れの手際と賞讃して已まなかつたのである。例へば、大正三年六月二十八日の時事新報社説は、『斯る取留めもなき問答は當分見合はせにして全く新なる基礎に於て本問題を解決するの工風を講ずると同時に尙ほ米國に於ける日本人の權利を確保するため、米國政府に對し有效なる手段を講ずるの時機なる可し。第三回抗議に對する米國回答の内容は尙ほ祕密に付せらるゝが故に之を知るを得ずと雖も緩慢なる問答は徒らに紛紜の解決を遞延せしむるのみにして最早や何等の實益なきが如くなれば更に態度を改め以て新に問題の解決を期すべきなり』と論じた。此社説を讀んで伯は、即日、特に使者を同新報社に遣はし、傳ふるに『贊否の意見

は兎に角、公表書の内容を精讀理解された上、交渉當事者の眞意を捉へて批評されたのに對し、満足と尊敬の意を拂ふものである』の一語を以てした。即ち伯の外交の眞意は、右の社説の中に盡きるものである。

第三章 副總理としての印象

(一) 伯の力説した政綱

(政務官の新設と綱紀の肅正)

大隈内閣の外相、實は副總理としての在職一年四箇月の間に、伯の遂げた最も大きい事蹟は、世界大戦への参加並びに日支懸案の解決に關する外交であつた。此兩者は各獨立の『篇』を設けて精寫するが、内政方面に於ても、伯が政治家として残した足跡は決して淺いものでは無かつた。蓋し大隈侯は看板、實政は伯が主宰した内閣であつたから、功罪多くは伯に歸す可きものとも思はれる其中に、(イ)政務官の新設、(ロ)綱紀の肅正、(ハ)行政財政の整理、(ニ)防務會議の創立、(ホ)二箇師團の増設等は、其主要なる事蹟として擧げられねばならぬ。

併し乍ら、是等總ての重要政策を主宰したけれども、伯は、夫れ等の功績を各專管大臣に歸して、自分は全く論功の圈外に勇退する性格の人であつた。故に、その傳

記も、徒らに各項に互つて詳説する煩を避ける。但だ、その中でも伯が最も強く主張した政策として、(イ)及び(ロ)を略説して置くことは、後年、首相となつて、再び夫れを擴充實行した點から見ても必要と信せられるのである。

伯は英國の政務官(Parliamentary Secretary)の制度を、夙に日本にも適切であると信じて居た。各省次官をして、其官吏としての地位を安泰ならしめる爲にも、將又、政黨領袖の政務訓練の爲にも、或は又、政黨員に地位を與へると云ふ政黨政策の見地からも、事務次官の外に政務次官を置くのが便利であり、且つ、有益であると考へた。一口に言へば、英國の試験濟の制度を輸入するのである。

曾て山本内閣(政友會を與黨として)の文官任用令を評して、『次官入黨令』と皮肉つた伯の腦裡には、夙に、政務官制度の腹案が秘められて居た。國務の遂行上、事務的に最も有用なる各省の次官が、政黨内閣と運命を共にせねばならぬやうな傾向は、國家としても不利であり、又官吏の地位保證をも裏切る。各省には、何の政黨の大臣をも、白紙で事務的に援け得る能吏が必要である。同時に、政黨員も、一足飛びに大臣になるのでは、餘りに事情に暗い爲の弊害が生ずる。依つて一應は政務官と

して、省の事務を學ばせて置く必要がある。兼ねて、我黨内閣となつても、地位を得られずに居る有爲の人々の合理的不満を癒やす便法ともなる。斯くて大正三年五月十五日地方長官會議に於て、首相の施政方針の訓示の中に之を明示させ、十月六日、參政官及び副參政官(共に勅任)を設置する官制は公布されることになつた。

次に『綱紀肅正』は、伯が逸早く疾呼した所であつた。シーメンス事件は例外とするも、中央及び地方の官吏に政治屋式の氣風が浸入し、脇目ふらずに嚴正に働らくと云ふ官吏本來の要領が遺却されて行く傾向を、伯は痛憤して已まなかつた。是れ、伯が閣議の第一日に發言力説した所で、内閣の政綱として重大視されるに至つたのである。而して之は、同内閣の政綱の一つであつた行政整理と共に、本來言ふは易くして實行に難い政策であるが、大隈内閣が前半、輿論の支持を得たのと相俟つて、或る程度の効果を收めたことは一般に認められた。

行政の整理に就いても、調査に半歳を費して後、十一月十日を以て官制改正の件を公布すると同時に、八百五十九人を淘汰し、世間の期待した程の成績は擧げ得なかつたけれど、公約の一半は果した。而してモ一つの最重政綱であつた『財政の

整理』は、營業税の全廢を中心とし、約三千万圓の負擔輕減を最少限度として研究されつゝあつたが、日獨戰爭勃發の爲に之を拋棄する事となつた。

(二) 外交質問の集中と應戰

(『一流三流の末輩』の外交質問を嘲る)

大正三年四月十六日に成立した大隈内閣は、五月五日から三日間、皇太后御大喪費協贊の臨時議會を初めとし、六月二十日から七日間、海軍々備充實費協贊の臨時議會、九月四日から七日間、日獨開戰軍事費協贊の臨時議會、而して十二月五日から通常議會と、連続して議會を召集し、國政公議の忙がしい半歳を送迎した。

この間、面白い現象が一つある。夫れは前記第一次臨時議會第三十二議會が閉會されて一箇月を経た許りなのに、第二臨時議會が召集された時、一議員が、伯を訪ねて第二臨時議會の違憲を論じ、且つ、召集の亂發を難じて議員を無視する所以を責めたのに對し、伯が次の返事を與へた事である。

『憲法上の解釋は假りに別問題とするも、大隈内閣が第二次臨時議會の召集を

敢てせんとする精神は、要するに大いに議員を尊重する結果であつて、之を無視すると解せらるゝのは見當違ひである。此議會尊重の精神の赴くところ、或は第三次議會の召集となり、若しくは一年中議會の開會を見るやも知れない。』
之は加藤流の皮肉として、當時政界の一挿話となつたものであるが、偶然にも九月四日から第三回の臨時議會召集となり、更に通常議會も慣例を破つて十二月の七日から開かれる事になつたのは奇縁である。

さて第三十五議會は、三箇月の會期を出来るだけ完全に利用しやうと云ふ内閣の方針に基き、十二月五日召集、七日開院式、八日施政演説と同時に質問戦を開く迄に運んだ。要は、年内に豫算案の討議大半を進めやうと云ふ議會活用の合理的發意の結果である。伯は前議會及び此議會に臨んでも、一は參戰外交に就いて、一は青島陥落後の戰時外交に關して、方針及び經過を演説した。夫れ等は後篇の『大戦外交篇』に掲出するから茲に略するとして、此議會が伯に深い印象を留めた點は、野黨の質問及び攻撃が外交の一城に集中されたことであつた。

八日から十日迄の質問戦の主題は外交であつた。野黨の鬪將連は、或は征韓論

の昔から説き起して支那指導論を辯じ立てるなど、各々長廣舌を揮つて迫つた。その間、大陸政策や支那指導の論を連發するので、伯は威猛高に答へて

『君の質問は一向に要領を捕捉することが出来ないけれども、如何にも支那を保護國にでもするやうに聞える。果して然らば當局は毛頭も斯かる意思を持たぬことを斷言する。頻りに支那を指導せよと言はれるが、獨立國を易々と指導し得ると考へて居られるのは間違ひであらう。而して支那の領土保全は我國の一貫した方針であるから、支那が方針に反する場合でもあつたら、其時は當局から注意を促がす事もあらう』

と反撃して其議員(現に活)を沈黙させたりした。而して此第三十五議會は、十二月二十五日に解散となつたが、夫れ迄の間、野黨は攻撃を外交に集中する策戦を採つた。然も、伯の應戰力は一騎以て夫れ等を蹂躪するに十分であつたが、餘勢尙ほ二十六日の議員招待會席上に進つて次の演説となつて居る。

『曩に原政友會總裁は其の與黨の大會に於て、外交の事は實に憂慮に堪へずと述べられたが、然るに原氏は議會に議席を有するに不拘、一言の質疑をも爲さな

かつたのは甚だ怪訝に堪へない。而して外交の事は二流三流の末輩をして、續質問せしめた。今日迄の議會に於ても、外交の質問は屢々あつたが、今回の如き質問の頻發は未曾有の事と思ふ。原君は外務大臣にはならなかつたが、曾つて内閣主要の椅子を占め、外交の非常に困難なる事、又非常に注意を要すべき事を熟知して居る筈なのに、國家の利害を顧みずして揣摩臆測を敢てし、「憂慮」すべき事柄を説明せず、期待したる質疑を爲さなかつたのは國家のため甚だ遺憾とする所である(後略)。

即ち『一流三流の末輩』が、不用意無責任なる質疑を『未曾有に頻發』したことを、軽く嘲ると同時に、御本尊の原總裁が、影で『憂慮』を繰返して置き乍ら、議場の先陣に起たないことを非難し、自ら起つて一戦を試みては何うかと挑戦したもので、是れ、伯の議會政治に關する年來の主張を表明したものであつた。

(三) 第三十五議會の解散

(政友會の増師反對政略を反駁す)

第三十五議會は遂に解散された。大正三年十二月二十五日である。之より、伯の率ゐる同志會は、立黨第一回の總選舉に臨んで國民の信任を問ふのである。

之より先き、議會に臨む前、十一月頃から、同志會には又々内紛があつて、伯の政黨統制に苦情が附いた。同志會と内紛とは、『附き物』と言ひ得る程に、紛擾沙汰が繰返された。今度の内紛は、總選舉に備ふる爲め專任内相を置くに當り、組閣當時には入閣を拒んだ大石氏が、是非とも内相としての入閣を要望した所に由來した。また、曾て内相を快く辭退した大浦農相が、今度は『專任内相を置くなら自分へ』と固執した理由もあつた。時の勢、人の意地、ものは治め難いものである。黨内も自然とざわつていたが、議會召集の二日前になつて漸く治まつた(併し、大石氏は此件以來、伯と別れ、同志會と絶つことを決心したと云はれる)。

十二月三日午後二時半から、同志會大會が築地の精養軒で開かれた。伯は専ら、大戦と我が財界の關係に就いて演説したが、六時からの懇親會席上では、政友會の宣言を捉へて、一流の寸鐵人を刺す批評を試みた。その一節に

『在野黨の發表した宣言書を見るに、簡にして然も明かならざるは頗る遺憾で

ある。劈頭に、青島陥落を云々して、暗に舉國一致の責任は最早解除されたやうに言ひ觸らすけれども、歐洲戦争の熄まぬ間は依然として舉國一致は忽にす可きものでは無からうと思ふ。次に反對黨は、現在の不景氣を以て現内閣の責に歸するやうであるが、此不景氣は歐洲戦亂の結果に外ならない。故に若しも反對黨の責めんとする所を認めるならば、現内閣は歐洲戦亂に對しても責任を負はざるを得ない道理である。斯くては、天災地變も亦、時の政府の責任に歸する勘定である云々』

と揶揄し、次で四日、前日の出席黨員を帝國ホテルに招待して宴を張つた席上では『若し夫れ反對黨にして吾人の希望に反する行動に出でる場合には、吾人亦斷乎として之に酬ゆるの手段を講ず可し』と明言し、暗に解散を賭して進軍するの決意あることを仄めかした。

果せるかな、政友會が二箇師團増設案を否決するや、議會は即刻解散された。そも、増師問題は、第二次西園寺内閣の倒壊(大正元年十二月五日の事。上原陸相は、閣議が財政難の爲め、之を延期したのを承認せず、二日辭表を提出し、其後陸軍が大臣をストライキ

した爲に倒れた)以來、政界の暗礁と呼ばれたものであるが、政友會は主義として増師には賛成をして來たのである。併し、大隈内閣の増師案に賛成しては、徒らに功を反對黨に獻する事になるので、政略的に之を阻止しやうと決心し、名を一年延期に藉りて政府案に反對したのである(之を主義の豹變として憤つた十八人は脱黨した)。

問題の海軍補充計畫は、國民黨の賛成に依り百八十四對百七十七、即ち僅々七票の差を以て辛くも通過した。併し増師案には國民黨も反對したので、六十五票の差を以て破れ、茲に解散が斷行されたのである。その翌日、伯は黨員を築地精養軒に招待して、反對黨を攻撃し、解散に至つた所以を縷説して次のやうに述べた。思ひ切つて鋭刃を敵の咽喉に擬して居る。

『前略』……政友會は曾て増師は大なる問題にあらず、且つ白紙論にして意見なしと稱しながら、今や之を以て唯一の政戰材料に供し、然も、一年延期説を主張するかと思へば、歐洲戦亂の結果を待つて爲す可しと云ふ。果して然らば、其研究の結果は増師を行はんと云ふ事にも歸着する。實に支離滅裂であつて、何等意見の徹底する所が無い。又原氏は元老を訪ひ、「増師には反對ではないが、現

政府を信用せざるが故に一年の延期を主張する」のであると述べ、尙人をして陸軍大臣を訪はしめ、増師は反對にあらずと聲明せしめたるなど、全然政治上の定見を缺くものと言はざるを得ない。海軍費に對しても亦同様である。前議會に於て認められたものを、今議會に於て反對すると云ふのは、苟しくも定見ある士のなす事が出来ない珍藝である。また、原氏の行動は、猥に正直なる黨員を束縛し、之を稱して結束と云ふが如き、其窮狀を憐まざるを得ざる。と共に註一黨内には増師賛成者多數を占めて居たのを、強ひて反對に導いた経緯を指したものである。遂に議會の解散を行ふの餘儀なきに至らしめたものである。』

(四) デニソン君の死

(伯の痛惜の情と激賞の言葉)

デニソン君の死と、伯の傳記との間に、何の關係があるか。多くの人は怪しむであらう。併し乍ら、四度まで外相を勤めた伯の傳記こそ、其一項を同君の小傳の爲に割愛するに最も適して居る。何となれば、明治十三年以來、外務大臣になつた人

は何れもデニソン君の世話になつた中に、四度まで其位置を占めた伯は、當然最も多く同氏と相識り、而して其死は伯の在任中に起つたからでもある。

大正三年七月三日、デニソン君は死んだ。氏が我が外務省に雇はれてからの三十餘年間、我が帝國の外交文書にして、同氏の用語並びに理法に關する多少の添削を受けなかつたものは一枚も無いと云はれる。井上外相の條約改正から、ポーツマス媾和條約に至る迄の我が外交の機密文書は、殆んど擧げて君の手になつた。其中にも、明治三十七年の日露戰爭開始當時の我が對露外交文書の如きは、本場の英國外務省が、交渉文の模範として省員の教科書に使用した程である。政策の大本には與からなかつたが、氏の交渉の用語、論法、順序の壯麗と整美とは、正に世界的に其名を馳せ、自ら我が外交を重からしめた功績は、永久に没し得ない。

伯は東京日日新聞社長時代、デニソン氏が在職二十五年祝賀の機會を捉へ、社説を草して特に同氏の功業と人格とを賞揚したが、其死に面するや、外務省から長文の公報を發表させて、篤く夫れを弔ふと同時に、特に都下各新聞の記者を外務省に招き、共同會見談として左の如く同君の功績を説明した。

『前略余は明治二十年初めて外務省の人となりし當時、氏の爲に教へられたる事決して少なからず。後、同僚として相親しみ更に長官として事を共にし、能く其人と爲りを知つて敬服措かざる所なるが、氏の人格麗はしきは、三十五年間、全く自己なる觀念を捨て、外國政府の忠僕となり、政策に關する機密には遠かりしと雖も、重要な機密文書を託せられ、國際樞機の案文を草するに當つても、常に政府の信任に感泣し、之を洩らす等の事なきは勿論、此れが爲に海外萬里の孤獨生活の淋しさも意とせず、全然外部との交渉を絶ち、殆んど全生涯を職務のために犠牲に供したるは、恐らく何人も企て及ばざる大人格と云ふの外なからん。氏の病革まるの報天聽に達するや、他に類例なき桐花大綬章を授け給へるは、一に氏が忠誠無二の勤務を愛でさせ給へる聖旨に外ならずと拜察す。余は二日の夜危篤の報に接し直に病床に馳せつけたるも、最早全く意識を失して余を識別するの視覚なかりしかば、余は二聲其の名を呼びかけたるに、微かに應答の聲を洩らしたる様なりしも、果して通じたるや否や。氏の生涯が職務以外全く孤獨の生活を續けたるが故に、外務省以外に深く交友を續けたる友人とても少なく、尙更、其生涯と其死とに同情せざるを得ざるなり云々。』

生前の伯の口からデニソン君の人格と功績とを聞いた人は多い。伯は實に、此一米國人の正真正銘の犠牲の大精神を最も高く評價して居た一人である。いま伯の傳記中に、同君の小傳を染めることは、知遇の深縁に副ふ所以と思ふ。

第四章 斷然辭職

(一) 總選舉快勝と原君への挑戦

(再び議會に於ける黨首の一騎討を要求す)

總選舉に臨んでは、伯は素より南船北馬、その痛烈なる攻撃演説は、各地に於て政友會の積勢を挫くに成功したこと、當時全國に轉戦同席した人々の、今に銘記して忘れない所である。或る領袖が、伯の演説を評して、『匕首で刺すと同時に、大刀で眞ツ向に割る』と言つたのは、適言であつたらう。

一方に於て、軍費の調達にも最高の犠牲を拂ひ、他方に於て大浦内相説を押し通して閣陣を整備し(後任農商務大臣は河野廣中氏、内外に苦心經營した。而して三月二十五日に行はれた總選舉の結果は、何人も豫期し得なかつた與黨の大捷を導いた。同志會は五割以上を増加した反對に、政友會は實に四割餘を失ふの慘敗を喫した。茲に同志會成れる日からの各派の勢力消長を表示すれば次の如くなる。

	總選舉(議三十六)	解散(前内閣)	増減
同志會	一五〇(一五〇)	九五(九一)	五五増
政友會	一〇四(一〇四)	一八五(二〇五)	八一減
國民黨	二七(二七)	三二(四一)	五減
中正會	三五(三五)	三六(三九)	一減
無所屬	三三(九)	三三(五)	〇
大隈後援會(公友俱樂部)	三二(五六)	()	三二増
計	三八一(三八一)	三八一(三八一)	()

第三十六議會(臨時)は大正四年五月十八日に召集された。總選舉から此議會までの約二箇月間は、伯は一方、日支交渉の爲に多大の心勞を傾けざるを得なかつた傍らに、大石氏の脱黨を初めとして、黨事の總攬に忙がしく、而して閣議には常に中心となつて萬端の政務を處理するの立場にあつた爲め、驚ろく可き繁忙の朝夕を送迎した。然も五月十六日、黨員を帝國ホテルに招宴して試みた議會戦前の演説には、依然として其一流の挑戰的氣魄を示現して、一軍を鼓舞した。

『特別議會も愈々明日を以て召集さるゝことになつた。議會開かるゝの曉は、諸君に於ても反對黨に禮を失せず、又國民に信を失はざる程度に於て、充分の活躍あらんことを切望して已まない。昨日政友會の大會に於ける原君の演説を見れば、同君は例に依て頻に國家の爲に憂慮せられ居るものゝ如きも、余は寧ろ同君の爲に甚だ氣の毒に堪へないのである。

原君は、頻りに選舉干涉の事に就き云爲せらるゝ様なるも、同君は曩に内務大臣として前後二回の總選舉に臨まれ、克く公平を保たれたる事を信ず。然らば、同じく責任ある當局者として、現内閣亦、原君と同様、至公至正の態度を以て今回の總選舉に臨みたることは、原君も亦之を諒とせらるゝ所であらう。又原君は「政府當局者は口を開けば即ち政府與黨以外のものは悉く是れ非國民の如く貶す云々」と云はれたけれども、余並に諸君に於ても斯る言を爲した覺はない。寧ろ原君並に政友會諸君こそ、國務を憂慮するものは自黨專賣の如く云はるゝも、國を憂ふる事に於ては吾等決して政友會諸君と變る事なし。否な、外交のことを憂ふる點に於ては、不肖尙ほ原君に劣らざるものと信ずる。日支交渉開始以

來今日に至るも、尙ほ日夜寢食を忘れて之に没頭し居るのである。

由來批評は易く行ふは難い。原君の如き、其の道の知識に富む人は、宜しく具體的の批評を爲して、余等の參考に供して貰ひたいものである。原君は、衆議院に議席も有せらるゝ事なれば、外交問題に關する政友會の質問は、願くは原君自ら爲さるゝ事を切望して已まないものである。否、責任ある國務大臣に對する質問は、必ずや一黨の首領たる原君の自ら起つて爲すべきが當然なりと信ずるのである云々。』

この演説は一讀明白、原敬君に對する挑戦である。而して此傾向は、第三十五議會に臨む以前から著るしきを加へ、原總裁に向つて『一騎打ち』の勝負を挑んで已まなかつたものである。蓋し、英國の議會の如く、重要な質問は必ず反對黨の黨首が堂々自ら試みるのが正道であるのに、日本では、伯の所謂『一流三流の末輩』に任せ、黨首は表面に戦はぬ習慣である。此責任回避の權道を打開せねばならぬと云ふ信念から、伯は執拗に原君に迫つたもので、反對黨をコキ下ろすだけが演説の全部では無かつたのである。

(二) 第三十六議會の外交難戦

(所謂二十一箇條問題と彈劾案議會)

第三十六議會は彈劾案の行列に、其特徴を残した。所謂二十一箇條問題の論戦で花が咲いた。その中心人物が、伯であつたことは言ふ迄も無い。

前議會まで、二百五名の壓倒的優勢を把持したのに、總選舉の結果一轉して百四名に没落した政友會は、必死の戦陣を展開した。六月三日の外交彈劾を初め、五日の内相彈劾案、次で議長不信任案、選舉干渉彈劾案と、車掛りに迫つた。併し乍ら、何れも内閣の堅陣の前に碎けた。その中で、對支外交質問戦は、稀に見る激戦を演出し、幾度か議場の大混亂を招いたのである。

思ふに所謂二十一箇條問題は、敵に攻撃の便を與ふる幾多の曲折あり、味方の守るに不便なる幾多の内面的障害があつた。攻勢に順にして守勢に逆の本質的不利があつた。先づ(イ)第五項を列國に祕したこと、(ロ)交代兵の示威に次で最後通牒の手段に訴へたこと、(ハ)然も最後には第五項を撤回又は延期したこと、(ニ)

要求箇條が最初多きに過ぎたこと、(ホ)途中再三讓歩して掛値を疑はしめたこと、(ヘ)支那の激憤を買つて國交を害したこと、(ト)列國の猜疑を招いたこと等が攻撃の理由に擧げられた。

五月二十二日から、貴衆兩院で質問戦が續き、六月三日になつて野黨は外交失敗に基く内閣不信任案を提出し、原總裁陣頭に起つて論難の辯を揮ひ、犬養氏之に策應して迫つた。この間、議場の混亂は其極に達し、新議員が顔を知らぬ爲に、敵味方を穿き違へる醜態などがあつて名狀す可からざる騷擾を呈した。伯は、二度も議場の靜肅を希望して、應答の口を開いた。前に掲げた質疑の諸點に就いては、裏面の祕を公開し得ない事情の爲に、自ら答辯の流暢を缺かざるを得ない個所もあつたが、急所々々を點綴して二十分餘りの應答を試み、最後に

『決議案を見れば、機宜を誤り、日支親善を害し、列國の疑惑を招き、禍根を將來に残すとの趣旨なれども、余は之に服する能はず。即ち我外交は機宜を誤らず、日支の親善を傷けず、禍根を將來に残さず。然るに政争に急なるの餘り、恰かも支那人の排日を至極當然なりと認めて之を支持し、一見煽動者流に共鳴するが如

きは、是れ却て日支の親善を害するものに非ずや……』

と逆襲して降壇。議場は與黨の喝采と反對黨の怒號の爲に暴風雨のやうな光景を現出した。而して採決の結果、彈劾案は、百十三票に對する二百三十二票の大差を以て一蹴され、議會は無事に閉會されたのである(會期三週間)。

前議會の直後に、『今度のやうに外交質問の多かつた事は未曾有である』と嘆じた伯は、此議會に於ては、夫れよりも數倍の質問責めに遭ひ、所謂惡戰苦闘を續けた。遂に反對黨の決死の亂撃を打ち退けて引揚げた伯は、さすがに凱旋の歡びを禁じ得なかつたのであるが、然も、同時に兜の緒を締める事を忘れなかつた。閉會式の夜(六月十日)、所屬代議士百四十四名を築地精養軒に招待し、其席上で試みた演説は、此間の事相を明かにするものである。

『議會が僅に三週間の短期なのに其仕事は多く、殊に繁雜喧噪を極めたのは稀に見る所であらう。而して斯かる喧噪を生じたるは、全く反對黨の挑發によるものにして、諸君は之に對して寧ろ正當防禦の手段に出でられたるものと思惟す。併し、萬一にも我黨員中、斯かる喧噪の一少部分の責を負ふものありたりと

すれば、其は云ふまでもなく君子の過と云はざるを得ない。而して君子の過とすれば、來議會よりは之を改めて成る可く謹慎ならん事を希望して已まざる次第である。

縦し、斯く多少の過失はありたるにせよ、其の成したる所は、政友會總裁の屢々用ふる所の所謂一絲不紊の態度を持し得たるものにして、大いに満足に堪へない。さて今回の議會は、大分戦争も盛であつたが、而も戦争は初期にして、之より一層擴大するものと覺悟して益々努力を要する。反對黨の如き其の爲す所は無名の戦なるにせよ、彼の努力に至つては亦大いに敬意を拂ふ可きものがある。前途の困難は尙一層多かるべきが故に、諸君に於ても充分警戒せられん事を望むんで已まない』

(三) 伯と元老の唾み合ひ

(伯の元老排斥の實際と反感の襲來)

斯く議會を切り抜けた伯の身の上に、日ならずして降り懸つて來た大きい災厄

が二つあつた。一は大浦事件、他の一つは、元老が、伯を内閣の外に追ひ出さうと試みた事件であつた。伯の所謂『余も一矢をだに負ふこと無く』して議會を送つたが、安んぞ知らん、後に大刃を隠した元老が無言で佇んで居やうとは……。

議會が濟んで未だ二週間を経ない六月十九日、山縣、井上の兩元老が久し振りで會見した。何か特別の大問題が無い限り、半身不隨の井上侯が、特に上京して山縣公と密議する事は考へられぬ。左りとして、激しかつた政戦も一段落を告げて、暴風雨後の静寂に譬ふ可き此頃の政界に、そも／＼何んな大問題が潜んで居たのであらう。世間は怪しんで注視の眼を見張つた。翌二十日、大隈首相が井上侯に呼ばれたので、政界はいよ／＼異様の感を深めた。然も、世間は確然と内容を捕捉する事が出來ずに濟んだ。二十三日になると、四元老(山縣、井上、松方、大山)の會議が開かれ、翌日は、山縣、井上、兩元老の會合が續き、而して二十五日には、此四元老に大隈首相を加へた密議が行はれるに及んで疑雲はますます／＼深まつた。

而して新聞記者は精探の結果、この會議の内容を(イ)對支關係善後策、(ロ)滿蒙利權活用策、(ハ)駐支公使更迭或は特使派遣の議、(ニ)日貨排斥防止策、(ホ)歐洲戦争

對策等に在る事を報じた。當らずと雖も遠からぬ報道であつた。併し乍ら會議の裏の裏に『加藤外相の排斥』が根底を爲して居たことを見破るには、其後尙ほ多くの日子を費した。是等の元老密議の要點は、次の三點に在つて、而して何れも、伯の一身に關するものであつた。

(一) 日支交渉以來支那の排日は日に／＼擴大深迫して行く。何とかして之を防止せねばならぬ。而して其最善の一策は、責任者「加藤外相」の更迭である。

(二) 對支策の如き國家の大外交は、常に元老の意見を質して後に發するを當然とす可く、内閣だけの専行は注意せねばならぬ。

(三) 歐洲戰爭の結果、露國より同盟の申込が頻りである。是れ日本に取つて無上の幸福であるから、永遠の極東平和の爲に同盟交渉を開いた方が適策では無いか。

さて是等三項が悉く伯の問題である事を明かにする爲に、茲に一つの外交秘録が公けにされねばならぬ。夫れは(二)の主張を生んだ裏面の大原因で、其製造者は伯其人に外ならないのである。一言以て掩へば、伯が斷乎として『外交』を元老から奪つた爲であつた。『外交を元老から外務省へ』と云ふ一節(第一次外相篇)に於て、

伯の此主義及び行動は略記されて居るが、茲に一つ、最後に伯が下した鐵槌があつた。外交機密文書を元老から奪ひ返して了つた事である。

そも／＼外務省が、外交機密往復文書の寫しを、悉く元老の手許に送附する慣例は、明治三十一年に發し、元老は之に依つて、外交を監督又は忠告する慣習を續けて來た。伯は明治三十三年に初めて外相となつて、之をうるさいと思つた。益なくして害があると考へた。併し、伊藤公の忠告もあり、澁々因習に従つたが、大正三年四月、副總理として外相となるに及んで、斷然、機密文書の元老廻覽を廢止し、而して必要ある場合は、請求次第、外務當局をして精説させると云ふ事に改めて了つた。この一斷は、元老のうるさい容喙を遮斷し得たのであるが、同時に、元老の反感を買はずには濟まなかつた。反加藤の感情は、さらぬだに不評判であつた元老間に、いよ／＼高まり、斯くて對支外交の是非論囂々を極はむるに及んで、夫れ見よ、と許り伯の外交獨斷を難詰するに至つたのである。

(三)は山縣公の日露同盟論に對し、伯が『ウイスキーに水を割り過ぎる』議論を以て反對し、(大戦外交篇參照)公との兩三回の會見を無結果に終らしめた事實を顧み

れば、詳説を俟たずして明解するであらう(此外に、もう一つ元老との不和を招いた原因があるが、之は上巻第一編第一章第七節に詳述されて居る)。

(一)は夫れ等からの結論で、且つは伯の更迭は日支關係の恢復に資する所が多いと考へた爲もあつた。さて此元老の壓迫に對して、大隈首相は素より承服する譯には行かなかつた。準同志會内閣が、其總理を閣外に追ふが如きは、如何に元老の要求とは云へ、到底出來ない相談であつた。元老——と云つても山縣、井上の兩老——がなか／＼釋然としないので、大浦内相も斡旋大いに努め、漸く井上侯を興津へ歸へし、斯くて此第二次暴風雨も、伯を倒さずに一過したのである。

(四) 大浦事件と伯の辭職決行

(大隈侯等の留任勸告を峻拒した理由)

大浦内相の議員買収問題は天下の耳目を聳動した。餘りの慘敗に、政府側の違法や收賄を摘發しやうと努めた反對黨は、白川某の選舉に關聯して内相の收賄を告訴した。この事實は無根の附會であることが明證されたが、此告訴を機會に司

法官が剔抉した爲に、議員買収の事實が発見され、内相は七月二十八日、罪を一身に負ふて辭表を提出したのである。茲に於てか、問題は、此事件が内相一人の責任を以て解決されるか、或は内閣全體の進退に依つて決せられるかに懸り、論議は世間に於ては勿論、内閣に於ても沸騰したのである。

二十九日及び三十日、閣議は殆んど終日續開され、内相の單獨責任論と、内閣の連帶責任論とに岐れて論争された。伯は勿論、連帶説を疾呼し、即刻總辭職を斷行するの常道論を主張して熾烈を極はめた。當日の伯の論旨は

『刑事事件が大浦君の身邊に及び、而して其司法事實を知るに及んでは内閣としては、單に大浦君との公私の交誼、若しくは同僚として情誼を考へて居る餘地は無い。内閣は只、事實の冷靜なる判斷に依つて速かに進退を決しなければならぬ。假りに瀆職の一事は、大浦君一身に限られた事柄としても、此事件に對する内閣の負ふべき責任は、一個人の處分を以て掩はるべきや否や、自ら明白ではないか。或は法理論を進めて行けば、大浦君の負ふ可き責任を其儘内閣が負ふべき理由はなく、随つて連帶なるべきや單獨なるべきや等の議論も生ずるに至

るかも知れないが、此事件に對する内閣としての責任は、斯る法理論とは全然別個のものである。將又、輔弼の重任を荷ふ閣臣として感ずる責任の觀念は、一片の區々たる法理論を超越することを痛感するのである。

然も、内閣が今日まで標榜し且つ實行して來た政策、及び天下に聲明した主義政綱と、今回の事件とを對照し來らば、上御一人に對し奉りては、勿論、議會、國民に對して何の面目かあらん。斯の如く責任を解するものは、留任の理據を發見することは出來ぬ。今は唯、責任を負つて内閣の總辭職あるのみ』

と云ふのであつた。併し、閣僚中には留任論を固執するものあり、遂に最後の閣議を、三十日夜、早稻田の大隈邸に開く程の滯滞を見たが、結局は伯の總辭職論に従ひ、三十一日に、辭表を閣下に捧呈するに至つた。

然るに元老會議は大隈侯の留任を切言したので、侯は八月三日、伯を自邸に招いて留任を勸告した。伯は驚ろいて、逆に侯に對し斷じて留任す可きで無いことを勸告した。大隈侯は四日に山縣公を訪ね、伯の固辭する事情を告げて密議したが、公は内閣の改造、留任を熱心に力説するのであつた。蓋し、山縣公の肚裡は、自派の

候補(寺内伯)も未だ出馬の準備が出来ぬから、夫れ迄の間、當分大隈侯に演らせて置かうと思惟したのであらう。

五日午前十一時から改造を題目とする閣議が開かれた。是れ既に形式ではあつたが、伯は若槻、八代の兩相と共に辭職論を再説し、他の未練を叱咤するの概があつたと云ふ。併し、留任を内定して居た大隈侯は、もう一度聖旨を奉ずる元老と協議の上決すると云ふことで散會した。而して翌六日、侯は山縣公を訪れて協議を重ね、留任を確答し、其足で下二番町に伯を訪れ、懇々と留任援助を希望するのであつた。伯は始終を聞き終つて次のやうに明答した。

『閣下が留任を餘儀なくされたと云ふ事情は諒とするが、併し乍ら、内閣として考へるときは、今日は退かねばならぬ時である。閣下は未だ國民の信用失墜せずと云はれるが、唯さへ永く政權を握つて居ると、人心の倦むのが自然の成行である所へ、今回のやうな事件が起つては、人心は段々と反かざるを得ない。而して憲政の理義から考察しても、内閣がそのまゝ居居るが如きは條理の許さない所であるから、自分は斷じて辭意を翻へし難く、同時に閣下に向つても深く留任

を斷念せられん事を望む。』

併し、大隈侯は其日の午後、再び伯に會つて留任を懇請した。素より出來ない相談に終つた。但し伯が老侯の切言に同情し、理義の上から自分は退くが、情誼として同志會の他の閣僚には留任を勧め、また同志會としても、其政策が同系なる限り、内閣を援けることを約束したのは事實である。

第五章 陸爵の後に逆運來る

(一) 勅選議員と陸爵

(第三十七議會を辛うじて切抜けた内閣)

大正四年八月十日、伯は正式に外相を辭した。若槻藏相、八代海相、仙石鐵道院總裁、濱口大藏參政官、安達外務參政官が、共に辭職し、高田文相、箕浦遞相、加藤友三郎海相の新入閣があつて改造内閣が成立した。左れど伯等の無い内閣が、何となく影薄く見られたのは、是非も無い次第であつた。

之に關聯し、伯が何故に斯くも頑強に辭意を固執斷行したかに就いて、世間に種種の取沙汰が行はれ、所謂政界消息通の觀測談等が後日まで語り草となつた。曰く、『伯は日支條約の不人氣と、前途の難關(海軍計畫その他)を見越して、之を好い潮時に避難したのである。』又曰く、『大隈侯との共斃れの責を事前に避け、無傷の身を以て後繼内閣を狙ふ爲であつた』と。左り乍ら、伯が斯んな卑怯な男であつたか、

又不純な人格であつたかは、茲に辯解の一行をも染める必要は無からう。また、準同志會の内閣が行詰つて斃れた後を、其總理が繼承すると云ふやうな條理が判らぬ政權狂とは、席を同じうしなかつた事も明白である。

伯の辭意頑守は、大浦子との共同責任(議員買収の觀念から、内相一人を罪し得ない衷情にも發したであらうが、併し、根本論は、綱紀肅正と、政治道德向上を宣告した内閣の中心から、司法事件を暴露して、何うして恬然として大任に留まつて居られやうと云ふ閣僚責任論に在つた。『正。し。い。政。治。』に黒點を捺された内閣は、道義上からも責任感からも、颯々と退く可きであると確信したのである。之は親友にして閣僚であつた八代大將の最も強く證言する所でもある。

伯は辭職と同時に、貴族院議員に勅選され、且つ前官禮遇を賜はつた。四回も外相を勤めた後に漸く勅選されるやうな、廻り運の拙い人は珍らしいと云はねばなるまい。さて内閣を辭した伯は、尙ほ與黨の首領としての責任があつたので、輕井澤に暫し疲勞の身心を靜養した後は、黨事に遊説に活動を續けた。一方に、内閣は、大隈侯を引締める肝腎の伯を失つて後は、掉尾の勢甚だ振はず、内部の統一も従前

のやうに行はれず、外部に對する威信も自ら減じ、第三十七議會に於て危ふく崩壞の淵に臨んだ。結局は、貴族院に詰め腹を切らせられ、次年度の豫算編成前に辭職すると云ふ諒解の下に、辛うじて議會を切抜ける事が出來た。この間、減債基金問題その他に就いて、伯が内閣を援助したことは言ふ迄も無かつた。

大正五年七月十四日、大隈内閣の辭職も迫つて來た時、伯は日獨戰爭以來の功に依り子爵を陞授され、旭日桐花大綬章、並びに金三千五百圓を賜はつた。

(二) 伯を挾んで、山縣、大隈の争ひ

(山縣公の勢力恢復策と、伯を推す大隈侯の不如意)

之より先き、伯の政權上の運命を否定す可き悲劇は、誰れ知る者もなく、山縣公と大隈侯との間に、痛ましくも争はれた。後に掲げる山縣公の手紙が實證する如く、二人の間で祕密に、然も、痛烈に内争された。實は其時既に、伯の政治的極頂を遮る魔の手は、早くも長州系の大御所に依つて延べられて居たのである。

前述の如く(本篇第一章第一節)元老會議で發言權を失つた山縣公は、その後、耽々と

して勢力恢復の機會を狙つて居た。而して其機會は、大浦事件の際に到來し、更に翌年の減債基金問題と共に再來した。大浦事件に關して、大隈侯は伯の勸告に従つて辭職しやうと決心した。然るに夫れを熱烈に引留めたのは、實に山縣公に外ならなかつた。この山縣公の引留が無かつたならば、侯は、あの時に伯と共に野に下つて了ふ筈であつた。而して大隈侯は、山縣公の『頼み』に依つて改造内閣を作つたが、一面から見れば、山縣公のお蔭で延命し、御大典に首相として參列するの光榮にも浴し得たのである。

然らば何故に山縣公は大隈侯を引留めたか。言ふ迄もなく子分の寺内伯出馬の機運熟せぬが爲で、其熟する迄は『薩派に譲るよりは、大隈に演らせるが便利であり、兼ねて大隈に恩を掛けて自分の勢力を恢復するのが得策である』と云ふ考に基いたものであつた。さて御大典も濟んで第三十七議會(天正四年十二月から翌年三月まで)に臨むや、内閣は減債基金問題で貴族院の暗礁に乗り上げて了つた。いよ／＼難破の淵に沈まうとした。その時、小田原から態々上京して貴院の火の手を消したのは、また山縣公その人であつた。この折、大隈侯は、議會を無事に濟ま

せた後は、近々に辭職する内意を表示した。兎に角、侯は山縣公の斡旋に依つて表面は無事に難礁を乗切ることが出來たのである。

四月十一日、侯は小田原に病氣臥床中の山縣公を訪ねて正式に辭意を表明した。然るに大隈侯が、自分の後繼者として推薦した其人物が、山縣公の意を全く裏切つたので、山縣公は、文字通りの烈火の怒に燃えた。公の熱が三十九度を越し、激論の相手も深憂して論鋒を收めると云ふ始末であつた。大隈侯は即ち、『加藤高明』を名指して滔々と推薦したのに對し、山縣公は絶対に夫れに反對し、其極は激怒とまで化したのである。山縣公の意中は、素より寺内伯に決まつて居り、大隈侯も勿論、寺内伯を推す義理と思ひきや、人もあらうに蟲も好かぬ加藤伯を推したので、餘りの見當違ひに、若人の如き怒を發した次第である。而して四月十三日、更に伯を否定する意思を、手紙にまで認めて大隈侯に送つた。全文次の如し。

國家既ニ立憲の政を敷き議院をして國政之參畫に與らしむる以上議院之趨勢政黨之向背に對し深く意を致さざるべからざるハ固より論なき所にして苟も大政の局面ニ當テ候補者を立つるに際し此に省慮せざるべからざるは亦更に異論なき所なり然れども今や世

界の大變に際し其終局の結果未容易ニ測るべからず而して我國之興廢隆替亦從て茲ニ係る殊ニ支那之動亂は遂ニ何れの極ニ至るを知るべからず東亞之安危は顧ふニ當ニ此の二大世局之進展ニ由て定まるべきに方り此大革運ニ處して能く機ニ臨み變ニ應じて我國運を開展し東亞之治安を保持せんと欲せば先づ須く内其統一と治平とを保ち上下相共同して其力らを一にし以て外に當らざるべからず然るに此の時ニ當て縱令ひ一院の多數を占め決議を左右する實力ありとも特ニ一黨之首領を擧げて政局之首班ニ任ぜんか近時政界之趨勢に鑑みて豈能く國內之一致共同を望むを得んや若し内ニして紛議絶えず舉國一致之實力を缺かば此多難多事之時ニ當て焉ぞ能く國運を開展し東亞之治安を保持するを得んや是余が内閣後繼者之撰擇は一ニ此目的に副ふべき人物を擧るを必要となし遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也

大正五年四月

湘南草廬に於て

有朋記

東京

大隈首相閣下

親展密啓

書中結論に『遺憾ながら提議に同意する能はざる所以也』とある其『提議』こそ、

大隈侯が伯を後繼者に推薦した事を指すものである。

茲に至つて大隈侯は一旦主張を引ッ込めざるを得なかつた。然も寺内伯には賛成が出来ず、幾度び考へ直しても伯を第一と信じたので、五月中頃再度伯の推薦を試みた。山縣公は素より頑として聽かない。思ひ餘つて『寺内加藤の聯立内閣』を考案するに至つたのである。

(三) 大隈侯に抗議す

(寺内々閣に伯を加へんとした專斷を憤る)

斯くて、伯が家族的長老として親しんで居た大隈侯に對し、一生に一度襟を正して嚴告し、侯を抑へ付けた事件は、大正五年七月に起る。前年八月、伯が總辭職を勸告して迫つた時も『貴方は勿論お辭めなさい』と、躊らう侯を、手を以て引摺るやうに懇説したが、然も、この嚴告事件ほどの凄い場面は想像されなかつた。

大隈侯は、前述の如く山縣公の寺内伯推薦の決意を知つたので、自分の加藤説を和らげ、遂に『寺内加藤の聯立内閣』を思ひ浮べた。寺内伯の起用が、同志會の擊破

を目的としやうとは知る由もなく、大隈侯は、伯を首相候補の第一人者と信じ、夫れが出来なければ、せめて政権の實體を得せしめ度い考から自分の内閣を寺内伯に引繼いで妥協を遂げやうと思つた。そこで、寺内伯の歸京を促がし、七月六日に首相官邸で會見した。侯は其會合で右の意思——加藤伯を外相に、若槻氏を藏相に起用する等の條件で首相を讓る妥協案——を寺内伯に告げた。

然るに寺内伯は、前日(五日)歸京匆匆、山縣公と會見して、事情を先刻承知して居て、體裁よく侯の提案を斥けて歸つて了つた。大隈侯は、『夫れでは出来ない相談か』と、軽く水に流して了つたが、後刻、之を耳にした伯は烈火の如く憤つた。

大隈侯が、一言も自分に相談をしなかつた不都合は、長老に對して恕するとしても、事もあらうに、『加藤を寺内の下に就け』とは言語道斷、我輩の人格を無視した話である。加藤は同志會と云ふ大政黨の首領で、軍閥や官僚の内閣とは氷炭相容れぬ立場にある。然るに、我輩を軍閥内閣の外相に賣り込まうとは餘りに無理解に過ぎる。加藤は、自分の主張や立場を賣つて政権の一隅に座を占めやうなどとは夢にも考へられぬ。我輩を、そんな下劣な人格と思つて居るとは、心外千萬である』

と、色を作して憤るのであつた。

伯は其足で大隈侯に嚴談に行かうとしたので、同志會の居合はせた幹部は伯を宥め、侯の眞意は、伯を思ふの餘りに出でた事であるから、好意そのものを認めて、懇切に話すやうと切望した。結局、伯は侯を訪ねて其不都合を説明し、『爾來、何事も自分と相談せず、專斷せぬこと』を約束させて別れた。

之より二箇月を経た九月下旬、侯が辭職に際し、陛下に上書して伯を後繼者に奏薦したのは、伯に相談の上で爲されたこと勿論であつた。而して之は、大隈侯が、山縣公に對する信念の戦ひを發表する最後の手段であつた。伯は之に對して、『實現の見込の無いことは判つて居るけれども、敢て反對を固執もしない。御自由に願ひ度い。或は政黨政治上に此種の習慣のある事を説明する一助にはなるかも知れぬ』と答へたと云ふ。斯くて侯の上奏に『伏シテ以フニ子爵加藤高明ハ練達堪能ノ士ニシテ亦久シク世ノ重望ヲ負フ伏シテ冀クハ陛下哀憐ヲ垂レサセラレ此ニ臣カ重任ヲ解カセ給ヒ臣カ後繼トシテ高明ヲ擢用シ給ハムコトヲ則チ恩命ヲ得ハ高明亦匪躬ノ節ヲ效スヘク政務亦異動ヲ受ケサルヘシ臣深ク之ヲ信ス

臣今骸骨ヲ乞ヒ奉ルニ當リ敢テ宸嚴ヲ冒瀆シ伏シテ聖鑑ヲ仰ク』と謹書されることになつた。後繼首相を正式に奏薦したのは、明治三十一年に、伊藤公が大隈侯を奏薦して以來、之で二回に止どまる。

さて、伯は、大隈侯の奏薦が、必ずや一片の形式に終ることを確信して居た。英國の政黨政治上の良慣習などは、到底元老には理解される筈がないと信じて居た。また、元老の感情が自分を容れぬことを承知して居た其上に、山縣公の意中が寺内伯に内定して居ることをも知つて居た。内定違はず、寺内々閣は生れた。之より伯の有名なる在野生活は始まるのである。

(四) 三黨首會合的一幕

(伯の參加動機と後日敬遠の事情)

伯が完全に在野黨となる前に、一つの事件があつた。夫れは三浦子の斡旋に成つた三黨首(伯、原、犬養)の會合で、當時の政界に、衝動と謎とを投げたものである。而して、後に大正十二年末の護憲三派誓約の三黨首會合の遠い前驅と見る事の出來

る點に於て、又大正六年の臨時外交調査會と相關聯するやうに見えた點に於て、更に又、伯が漸次此會合を回避したと稱せられる點に於て、一層有名となつた。會合は、大正五年五月二十四日、三十日、六月六日の三回、三浦子邸に於て催はされ、外交及び國防に關する二通の覺書の作製調印に依つて、其趣旨を表明した。

會合の趣旨は、國策の樹立と銘打たれた。内容は、外交、國防及び財政の三大問題を政争の外に安置し、一致協力して進み度いと云ふのであつた。漠然と之を口にすることは易々たる業であるが、實際に之を約して、政黨首領が責任を取することは頗る困難である。併し伯は、第一に、外交を政争の具に濫用する事を慎むのは、國家の利益である一方に、政界の現状に照らして喫緊事と信じたので、之に賛成し、各政黨は黨の不利不便を忍んでも、之が成を期する必要がある旨を力説した後、自分は與黨の首領であるから、過去及び現在の外交を批評するやうな協議には與かり得ない旨を前置きし、進んで

『外交の方針を一定すると云ふ事は、當局者の任務である。然るに此會には責任者は一人も無い。各々野に居つて當局者のする事を批評する地位に居るの

であるが、假りに此中の誰か責任の地位に立つことがあると云ふ假定の下に話しをせねば、實際の效能は無い。其積りで話を進めるが、外交方針を定めるのに就いては、國論に顧み、又は有識者の説に聽くと云ふこともある。お互に前以て相談して賛同を得て置く事は尙ほ結構であるが、事柄に依り、時と場合に依つては、夫れが出来ない。非常に祕密を要することもあり、事の急なる時に於ては、總理大臣と外務大臣だけの話で、事が定まることも往々あると私は思ふ。随つて閣員でさへも最初から其議に與からないと云ふ實例もあるのだから、迺も其他の人に相談する事は出来ない事がある。故に、國家の利害から打算して、出来る丈け局外の政治家にも相談して、其賛同を求めて置くやうに努めやうと云ふだけの申合は出来るけれども、最初から何でも彼でも相談せねばならぬと云ふ事は、到底實行が出来ぬ。實行の出来ぬ事を決めても仕方がない』と注意し、其結果『成る可く相談をする』ことに話が纏まつた。次に國防に關しては、八八艦隊の完成は當時に於て動かし難き國策であつた。財政の許すか否か、唯一の問題で、八四計畫、八六計畫と刻まれた譯であるから、國力相當に其程度を協

定することに一致し、結局次の覺書が出来た。

甲 號 覺 書

外交及國防の方針は、勉めて一定し、之が遂行の途に當りては、各自黨派の消長に關せず、誓て一致協同するは、勿論にして、外界一切の容喙を容さざる事。

乙 號 覺 書

對支方針は、東亞永遠の親好の目的を以て、相互利益の増進を圖る事。

國防費は、相當の限度を定め、其範圍に於て、鹽梅處理する事。

然るに世論の之を是非する聲は、政界無風の時節柄として、非常に高かつた。三人だけで國策樹立など、は僭越であると云ふ非難は未だしも、之を以て元老及び官僚を排斥する政權運動と見做す者さへあつた。或は又、之を大隈内閣の不信任表明であると解し、伯が參加した事を陥穽に落ちたものと評する聲も伴ひ、自ら黨内の不安をも惹起した。そこで伯は六月十日、本部に常議員會を招集して、會合の目的及び經過を發表し、自分が『加藤一個として之に加はつた』事情を説明して、『假りに諸君より夫れは怪しからぬ事であるとお叱りを受けても致方はない』と結

び、尙ほ自分が誠心誠意之に参加した心事を次の如く述べた。

『大體此度の事柄に就ては、一向役に立たぬ事柄であると云ふ論評も見えますが、最初から私が申した通り、頗る難事ではあるが、然も出来るだけ正しい方向に向つて進む事が出来れば、此事には微力ながら力を添へたい。是非とも實現したいと云ふつもりで各々働いて見れば、多少の進歩は出来るのである。且之れが外交上に就て無用なる政争を避けることが出来れば洵に結構である。又此弊が全く杜絶せぬまでも、幾分減するだけでも結構である。私は此事の行はれんことを希望して居る。他の二君に於ても蓋し同様と思つて居ります。』

又吾々が三遍も集つて何かもつと祕密の相談があつたらうと云ふ疑もあるやうに承りますが、私は陰謀などは大嫌ひであるのみならず、又するつもりもない。出来もせぬ。外の關係者に於ても、決してさう云ふことは無かつたらうと思ふ。尙重ねて申しますが、私は外交に關する事項を以て、政争の種とするに云ふ弊を除くことに最も熱心なる精神より、此申合に同意した譯であります。又此會合の結果を押し及ぼして、關係者が誠意斯事に従へば、其目的を達すること

が必らず出来ると思ふ。他の二君も同様であらうが、私は極く純潔なる考を持つて居ると云ふことを諸君に向つて、宣言致しておきます。』

蓋し、伯が外交を政争の具に濫用し(政務であるから、議論は可、また其必要もあるが)、之を政府攻撃の手段に悪用するのは、國家の損であると主張した事は幾回か知れない。随つて、此會合にも其希望に驅られて參加したもので、政權や政略の意味は毛頭も考へて居なかつた。然るにその後、友黨たる中正公友兩派からの苦情、大隈内閣との關係、更に此會合が政黨及び政權關係の上に及ぼす影響等が、兎角、伯の純潔な初志に不本意なる影を投げることを見聞するに至つたが、伯は少しも悔いては居なかつた。伯が、その後、同一の會合を回避したと評せられたのも、夫れは『具體的協議事項の無い會合』を避けたと云ふに過ぎなかつた。前記覺書の趣旨から、論究を要する確立的の題材が生じた場合には、何時でも約束通り協議する意思を表明したのである。

即ち、漫然『加藤を引ツ張り出す』と云ふだけの會合には、其影響の常に不良なるを慮つて出席を拒んだ。至純至淨の三黨首會合であり、且つ協議を要する緊急の

具體的問題があつたならば、伯は參加して居たに相違ない。然らざる限り、この會合が尻切れ蜻蛉に終つたのは已むを得ない結論であつた。

第十四編 大戦外交篇

第一章 機微を極はめた参戦外交

(一) 英國の参戦と伯の決心

（参戦に就いて心に秘めた方針）

世界大戦の起つた後にこそ、人は大戦を當然勃發す可き運命にあつたものと、我物顔に語り合つたが、サラエボ凶變から奥洪國の最後通牒に至る約一箇月の間に、この大戦争の必然性を論斷し得た人は、實は甚だ少ない。同じやうに、終戦の後にこそ、獨逸は敗北するのが當然であつたやうに説くけれども、開戦の當時、確信を以て之を豫斷した識者も、東西を通じて實は極めて稀である。

この事實は、大正三年八月七日、早くも帝國の参戦を決意した伯の心事、及び業績を公平に批判する上に、無くてはならない材料となるのである。我國が進んで参戦し、而して聯合國が勝てば文句は無い。併し萬一敗けたなら、我が損害は測り知

れぬ事勿論である。即ち参戦は見様に依つては驚ろく可き投機と言はねばならなかつた。而して當時は、單に日英同盟の情誼のみに依つて参戦するに就いて、世上議論が多かつた。最後の勝算と、有形無形の收獲とを豫期し得るのでなければ、對獨宣戦は、未だ大いに尙早であると考へる向が多かつた。現に英国外務當局も、八月四日、井上大使(勝之助侯)に向つて『日露戦争中、佛國は露國艦隊に援助を與へたから、日本も同盟の條規に訴へ、英國の援助を求め得た筈なのに、敢て之を強ひなかつた寛大なる精神を酌み、英國も亦努めて日本を戦禍の中に捲込まぬ考である』と語り、其後も一時は日本の参戦を欲しない意思さへも表示した程であつた(この経緯は後に詳述する)。

況んや勝敗の數は全く不明で、中には獨逸の勝を豫斷する者さへもあつた。随つて参戦を輕率、或は少なくとも不利益であると論ずる聲も高く、穩健な識者の之を憂ふる者も少數では無かつた。高橋是清氏が大隈首相を訪れて『参戦の噂あれども夫れは過激では無いか。東亞の時局は獨逸と平和的談判を以て解決しては如何』と申入れたとの説(大隈侯八十五年史)は其一例で、政友會内には、此意見は多か

つた。八月八日の元老會議でも、獨逸の實力を考へて参戦を躊躇する意見あり、閣僚の中にも、反對はせぬが、然も深憂を包み得なかつた向もあつた。

この間、終始對獨開戦を主張したのが、外相であり、且つ副總理として決定力を持つて居た伯であつた。伯は、同盟の眞價と信義とは、自動的に日本の勇敢なる参戦を要求するものであると確信して居た。また、之と同時に英國の最後の勝利を開戦の日から確信して疑はなかつた。即ち何時まで戦争が續いても、結局は英國側の勝、最悪の場合でも『分のある無勝負』に終ると云ふ確信を閣僚に語つて居た。實に『参戦して損は無い』と云ふ觀測を、斷乎として發表したのである。斯くて前記のやうに、日英同盟の情誼を、参戦の根本理由として主張した。蓋し、條約上の義務發生に就いては、未だ疑問が存したにも拘らず、早くも肚を決めたのに就いては、勝算の自信と、もう一つは、この機會に、極東永遠の平和の爲め『日。本。の。東。洋。に。於。け。る。立。場。を。一。段。堅。く。築。き。上。げ。や。う。と。す。る。外。交。的。熱。願』が、最も強く胸底に動いて居たこと勿論であつた。

是れ世上、参戦外交に一つの謎を残し、また當時少なからぬ疑義が傳はり、攻撃の

聲も加はつた所以であらう。この謎は次第に解ける。たゞ伯が、この潮に乗り、同盟の本領を發揚する傍ら、東洋平和の確立を目標として諸懸案を解決しやうとする、深長にして且つ廣汎なる希望に燃えて居たことは、微妙なる參戰外交の經緯を述べる根幹とす可く、同時に其出發點とせねばならぬ所である。

素より伯は、戦争が極東に波及することを、濫りに好むものではなかつた。之はグリーン英國大使との數次の懇談にも現はれて居り、又八月三日及び四日、佛露兩大使との會見に於ても、伯から明白に述べられて居る。更に四日の臨時閣議で決定し、直ちに發表せられた、時局に處する帝國の態度に關する聲明書(伯の草案を見てもその眞意は判る。即ち『日英協約の目的危殆に瀕する場合には、日本は協約の義務として必要な措置を執ることある可し。然も政府は切に其然ることなきを希望しつゝ、時局の進展に細心の注意を拂ひつゝ、あり』と云ふ意味の一節が、伯の當時の態度を語つたものである。然も、勢が迫つて來るならば、些の躊躇らふことなく、日本は前記の目的の爲に起たねばならぬと云ふ覺悟を、胸底に秘めて居た。八月七日、佐久間(臺灣)、寺内(朝鮮)、福島(關東)の三殖民地長官に對して『目下局外中立

を嚴守す可きは過般來の方針の通りなれども、帝國政府が之を聲明(中立の宣言せざるは、急轉參戰の事態發生する場合を考慮するが故なり』と訓電して居るのは、即ち、伯の兩面の用意を語る好材料である。

(二) 英國から援助を申込む

(對獨開戰を避け難いとする覺書)

大戦の勝敗に響く英國の參戰は、八月三日(大正三年)の午後になつて、漸く避け難い事態となつて來た。英國は直ぐに東方を顧みた。そこに殖民地自治領香港及び威海衛の存在と、東洋貿易の運命とを考へざるを得なかつた。獨逸の青島根據地にシャーンホーストを旗艦とする優勢なる東洋艦隊の在る事に想到した。而して自動的に、同盟國日本の嚴在するのを直視した。

然しながら英當局は、成る可く日本を戦争の渦中に捲き込み度く無かつた。之はグレイ外相の善意の眞情であつた。此點は些の疑ひを容る可きでない。併し、若し英獨開戰して戦雲極東に飛べば、英國は勢ひ日本の助勢を恃まねばならぬ。

そこで、一方倫敦では井上大使に向つて前半の意思を語り、他方東京に於ては、已むを得ぬ場合の日本の助力をも希望したものとされる。グリーン大使は、八月四日午前、伯に會談して、『萬一戦争が極東に波及し、香港及威海衛が攻撃される場合には、日本政府の助力に依頼するであらう』と公式に申入れた。之に對し伯は

『香港、または威海衛の攻撃、若しくは類似の場合ならば、問題は簡單明瞭である。即ち同盟條約は直ちに、且殆んど自動的に適用されるが、其他にも、例へば公海で英船が拿捕されたと云ふやうな場合には、疑問が起る。この種の場合には、必ずしも同盟條約の適用を見るものとは斷言が出来ない。依て是等類似の事件が發生した場合には、英國政府から當方に協議さるゝやう致し度い』

と告げて別れた。果せる哉、極東の形勢は、英國をして日本の參戰を希望せしむるに至つた。八月七日、グリーン大使は伯を訪れ、極めて莊重な語調で、いよゝ日本

の援助を懇請するに決した旨を告げ、英國政府の覺書を提出した。其大要は

『今や日本艦隊が支那海にある獨艦を索出して、之を破壊するの必要切實なり。英國政府は、日本政府が、此爲に其艦隊を活用されんことを望む。素より、是れ日本の對獨戦争を意味する

も、英國政府は、之を避け、難きこと、と、思料す』

と云ふものであつた。即ち、明かに日本の參戰を希望したものである。

伯は之を諒承し、尙ほ念の爲に、『日本が同盟の條約に據つて參戰する様になつても、其援助及び戦局が、單に獨逸の巡洋艦を破壊する範圍で済むか、何うかは、重大な疑點であるから、篤と研究の上、成る可く速に回答する』旨を答へた。伯の胸裡は、『參戰する以上は、英國の提議した獨艦の索出と破壊のみに戦局を限定する譯には行かぬ。青島から獨逸の勢力を一掃せねばならぬ。旁々以て獨艦破壊の一事だけでは、參戰の理由として薄弱である』と考へて居たのである。

さて英國からの依頼があつたので、伯は直ぐに首相を官邸に訪ねて、參戰に関する所信を縷々説明した。伯の述べた要點は、(イ)參戰決行、(ロ)參戰範圍を獨艦云云等に限らぬ事、(ハ)參戰理由を立派に具備するやう英國と交渉する、の三點であつた。大隈首相は、一々之に同意し、其夜緊急臨時閣議を、首相私邸に開くことになつた。尙ほ念の爲め、英國政府の前記の覺書原文を掲げて置かねばならぬ。是れ伯の參戰決定に関する外交技術上の重大なる根據だからである。

As some time will be needed in order that our ships of war may find and destroy German ships in Chinese waters, it is most important that the Japanese fleet should, if possible, hunt out and destroy the armed German merchant cruisers who are now attacking our commerce.

If the Imperial Government would be good enough to employ some of their men of war thus, it would be of the greatest advantage to His Majesty's Government. This, of course, means an act of war against Germany, but this is, in our opinion, unavoidable.

(三) 開戦を一決した閣議

(伯の慎重な説明と主張)

重大なる閣議は、大正三年八月七日の夜十時から、早稻田の大隈首相の私邸で開かれた。席上、伯は先づ英國との外交顛末を詳細に報告した後、参戦と外交上の利害關係に就いて、綿々と私見を左の如く述べるのであつた。

『斯かる次第で、日本は今日、同盟條約の義務に依つて参戦せねばならぬ立場には居ない。條文の規定が、日本の参戦を命令するやうな事態は、今日の所では未

だ發生しては居ない。たゞ、一は、英國からの依頼に基く同盟の情誼と、一は、帝國が此機會に獨逸の根據地を東洋から一掃して、國際上に一段と地位を高めるの利益と、この二點から参戦を斷行するのが機宜の良策と信ずる。

左り乍ら、此際参戦せず、單に好意の中立を守つて、内に國力の充實を圖る事も一策と言ふ事が出来る。交戦國が戦に疲れ終るとき、實力を充備する日本は、自然、國際的地位を高める結果となるから、或は此方が萬全の策であるとの觀測も出来る。自分一箇の考は、参戦斷行の一事のみであるが、事は帝國の存亡にも關する重大案件であるから、慎重の上にも慎重を以て議せねばならぬ。何うか前述の二策に就いて篤と諸君の忌憚ない御意見を伺ひ度い』

と云ふのであつた。併し、伯が、『この際は日英同盟の廣汎なる基礎の上に参戦するのが、同盟の本質に副ふのみならず、我が極東平和策の大局上有利である』との信念を把持して居たことは、その語調の表裏に、明かに觀取された。夫れは或一人が、獨逸の白耳義中立侵害の例を挙げ、我軍の青島攻撃は支那の中立を侵す結果となりはしまいかと質問した時に、特に著るしく現はれた。即ち伯は其質問に對し、

半ば叱るやうな語調を以て『そんな心配は絶対に無用だ』と、掩ひかぶせるやうに片付けて了つたと云ふ。

閣僚中には、何等か平和的手段に依つて、極東の戦禍を事前に除く途は無いかとの意見を試みる向もあつた。言葉なくして深考に沈む人もあつた。その間に、伯の主張は追々と進み、會議の空氣は『參戰に優る外交上の良策無し』と云ふに傾き、遂に之を同盟に依る義戦であると同時に、遼東還付に對する復讐戦でもあると斷じて、參戰の合理的なる事を是認した。議を纏めて別れたのは八日午前二時、盛夏なほ夜氣冷やかに大書院に流れて、人は著るしく緊張したのである。

午前二時過ぎに大隈邸を辭した伯は、三時間後の五時半には、早くも上野驛發の車中の人となつて居た。言ふまでも無く、日光田母澤の御用邸に伺候して、時局と對策とを伏奏する爲である。而して其日の午後六時、山縣、松方、大山、井上の四元老を加へた首相官邸の重要閣議には、伯は日光から歸京して時局説明の主人公となつて居た。元老中には、對獨戦争の損害を氣遣ひ、更に獨逸の勝つた場合の結果を憂ひ、依つて兵を交へずに東亞の時局を平定する外交策は無いかと、熱心に質

疑した人もあつた。併し伯は其心配無用の自信を述べ、尙ほ日本の利益と云ふ積極的理由から、此上は即刻軍事上の準備を進めるのが至當である旨を力説した。遂に元老一致の賛同を得、對獨開戦の内議は、英國の援助依頼の時から、僅々三十六時間を出でないで、電光石火の勢を以て決定したのである。

『總ての疑ひを排し、迷ひを解き、實に一人で對獨戦争を決定した。是れ加藤伯が國家に獻じた功績中の最大なるもの、一つである』
とは、當時、直接に議に與かつた若槻、一木、江木の諸氏が、いづれも語を強うして回顧する所である。

(四) 參戰決意後の劇的一夜

(番町祕密會議の苦心の内容)

いよいよ對獨戦争に決した。伯は、信念に基いて參戰の斷行を主張した最大の責任者である。併し乍ら、心を壓する負擔の重さに、日光往復の車中にも、窓外を見る暇さへ無しに、前途の緬想に心を勞した事であらう。若しも獨逸が勝つならば、

伯は、帝國を好んで戦禍に陥いれて、亡國にも等しい運命に導くの大罪に坐せねばならない。死を以て謝したとて取返しが付くものではない……。而して歐大陸の戦形に關し、専門家は、頻りに獨軍の優勢を傳へて居るではないか。否、我が軍部當局者中にも、獨軍の終局の勝利を豫斷する者さへ少數では無かつたのである。そも、伯は、何に依つて聯合側の勝を信じ、敢て對獨戦争の大事を決行せんとしたか……。〔原加藤對立篇第一章第二節参照。〕

斯かる重大なる責任を進んで双肩に擔つた伯は、信念の勇者に相違なかつた。併し乍ら、自ら大賭博を打つた感概に心を痛めた。何人か、この伯の心底の苦心を知る？これを最も適切に知るものは、若槻禮次郎、八代六郎、故小池張造の三氏、即ち番町密議に與かつた人々であらう。

伯は外交家であつた。深慮と決斷とを併せ持つた外交家であつた。いまや閣議で決した對獨開戦の善後策に就いて、更に腹心の三氏と密議を重ね、帝國の利益の爲に、最善の途を案出しやうとするのであつた。八日午後八時、前記の三氏は、伯と共に、その番町伯邸の庭に面したベランダの圓卓を圍んだ。一切の面會が謝絶

され、茶を運ぶ家人の足音にも耳を澄ました密議の内容は、如何にして日本が、最安全の方法に依つて、所期の利益を収めるかに在つた。伯は靜かに口を開いた。

『參戦は決した。決したけれども開戦は必ず爲さねばならぬ事は無い。自分は英國の參加した以上、終局の勝利は聯合國側に歸する事を信じて疑はない。併し、いよゝゝ兵を交へるとなれば、相當の損害も覺悟せねばならぬ。而して大戦の様相が獨逸に有利なやうでは、夫れこそ日本は大國難に見舞はれる。そこで參戦は決定したけれども、其前に、戦はずして參戦理由を保全するやうな方策があれば之を究はめるのが當然である。今夜は、外交及び軍略の兩面から、夫れを研究し度いと思ふ……。』

三氏は交々論じた。十二時を打つても、話は弛む所か、却つてますます緊張を加へて行つた。事態は餘りに大にして責任は餘りに重い。この責を軽くし乍ら、目的を達し度いと、の念頭から、いろゝの案が提議された。而して、結局、獨逸をして黙つて膠州灣から撤退させる爲に、最善、最穩健の途を講ずることに一致した。かの對獨、最後、通牒の期間を、破天荒の長期、即ち七日間としたのは、此會議で決まつた

のである。將又對獨通牒が二項に分れ、其第一に、支那海及び東洋方面からの獨艦の撤退を要求したのは、英國の參戰依頼に應照したものの、第二に、膠州灣還付は、日本の積極的參戰理由を示したもので、獨逸が應ずれば、開戦せずに終局を計らうとの趣旨に外ならなかつたのである。

而して膠州灣を支那に還付する前に、一旦日本の手に收める事もこの會議で決まつた。即ち『若し單に支那に還付する事を要求すれば、或は獨逸は竊かに支那と將來を密約して、表面だけ一旦還付して置くやうな危険がある』との想定から出發したものであつた。同時に、最後通牒を、是非獨逸政府に早く送致し、少なくとも四・五日の熟考期間を與へる爲め、八つの途を通して送る手筈も、その夜、小池氏が考案した方法であつた。

これだけ盡して獨逸が拒絶する場合には、敢然起つて開戦するに些の躊躇も要らぬ。盡すだけは之で盡した事になる。伯は聊か心の重荷を下ろした。前夜は二時、この夜も四隣闐として聲なき靜寂を、早告げの鶏の破る頃、會は散じた。

やがて、不快な對英商議を經、いよゝゝ最後通牒を發した翌日(十六日)午後、伯が都

下新聞及び通信記者を招いて、『最後通牒は普通は二十四時間、または四十八時間を限つて回答を求めるのであるが、政府は、成る可く平和手段に依て日英同盟の目的を達せんことを希ふ結果、特に一週間の考量餘日を與ふることゝし、前後を通算すれば九日の餘裕を與へて勸告を試みた次第である。此希望は恐らく達せられぬかも知れないが、盡し得るだけを盡さんとする政府の意思を諒せられ度い云々』と説明したのは、この夜の密議に照合して意味深い説明であつた事が首肯されるであらう。

(五) 我が『參戰の理由』に關する交渉

(『同盟協約の目的危殆に瀕す』の辭句を求む)

斯く苦心に苦心を重ね、いよゝゝ對獨戰爭を敢行する事になつた。伯の抱負は既述の通りであり、英國も既に『開戦の避く可からざる』を前提として援助を依頼したものであるが、さて戰爭を開始する爲には、『武装商船の撃滅』云々だけでは、素より理由が弱い。皇國の安危を賭する大戦參加の理由は、廣汎にして深刻でなけ

ればならぬ。そこで伯は、我が『參戰の理由』に就いて、英國と新たに一つの交渉を開いた。然るに、斯かる時を移さぬ決斷が、日本に對する英國の一種の誤解に依つて、俄然停頓の狀に陥らうとは、伯の最も豫期せざる不祥事であつた。

八月八日(天正三年)午後、閣議から戻つた伯は、直ぐに英國に對して重要な申入れをした。夫れは英國の援助要求の事由即ち『支那海に於ける獨逸武裝商船の撃滅』だけでは開戰の理由とするに不十分であるから、伯は英國の同意を得て

『……戰亂の餘波は東亞に及び日英同盟協約の目的危殆の狀に瀕するに至り。茲に於て英國政府は該協約に基き日本政府の援助を求めたるに依り、日

本政府は熟慮の末、右請求に應じ獨逸國に對し開戰する事に決定したり』

の趣旨を開戰の理由とし度い旨を申込んだのである。而して伯の眞意は、翌九日の午後グリーン英大使を、番町の私邸に招じて、縷々説明した所に依つて明白である。その要領は

『……苟も日本が出で、英國を援ける段になれば、同盟適用の結果としても、將又、戰略上の必要からも、一般的に必要な總ての軍事上の措置を執らねばな

らない。然るに、日本の行動を局部的に、敵艦の搜索破壊のみに限るのでは、戰爭の觀念とも一致しない。既に開戰を要し、而して交戰國となる以上は、東亞に於ける日英兩國の利益を脅かす獨逸の勢力を一掃するだけの軍事行動を必要とするのが當然である。依つて日本は、參戰の根據を、同盟の廣汎なる基礎の上に置き度い。敵の假裝巡洋艦云々の一事で開戰の宣言を爲すのは不十分であるから、英國が至急前記のやうな日本の開戰理由に同意されん事を望む』

と云ふのであつた。伯は、開戰の上は直ちに青島を陥れて、獨逸の根據地を奪ふのが戰爭第一の必要な行動と信じ、また之が東亞の海面を平和にする英國の要求を、最も完全に満たす所以でもあるから、英國は勿論賛成するものと信じた。

日本が堂々たる名目で、開戰に關するヘーグ條約第一條の規定に従ひ、最後通牒の形式を執るに就いては、同盟の目的が侵迫された事を擧げ度い。また、日本が極東平和の主人公たる爲には、此機會に山東から獨逸の勢力を一掃し度い。而して是れ同時に英國の支那海及び南太平洋の安泰を切望する所を果たす所以でもある。斯う伯は信じたのである。然るに期待に反して英國は異議を申立て、一時

は援助申込を取消す程の混乱を演ずるに至つた。

(六) 英國の援助依頼の取消

(英國の日本に對する猜疑の片雲)

青天の霹靂とも云ふ可き意外なる公報は、九日の午後、英國大使から伯の許に届いた。要點は『日本の對獨宣戦は、支那大陸にも戦線の擴大するの印象を與へ、忽ち支那の不安を激發する虞あるに付き、日本は海上貿易保護の範圍に活動を局限され度い。對獨宣戦は更に研究の後に譲つて欲しい』と云ふ意味であつた。一方に駐英井土大使は、英國政府から『日本の宣戦は、東亞全局の騷亂となり英國の商業にも致命的打撃を與ふる虞がある。就いては英國政府は、その駐支公使及び支那艦隊司令長官の意見を徴して更に閣議を決する迄、日本が軍事行動を見合はされん事を望む』旨の通告を受けたのである。

正に寢耳に水である。伯は即時、英國政府に對して反省を求めると共に、重ねて開戦理由に同意するやう希望して長文の覺書を送つた。その大意は

『日本宣戦するも、一は海上の貿易保護、他の一は獨逸根據地の掃蕩のみであるから、毫も支那を脅かし、又は英國の貿易に損害を及ぼす筈はない。將又、日本の念願は、極東平和の確立に在つて領土上の慾求は其目標と最も遠いものである。日本は素と英國の援助申込に應じて參戦に決意し、その議は既に陛下に伏奏濟となり、餘程の大事由の無い限り、變更不可能の状態にある。況んや、民心は一八九五年の三國干涉の當時を顧みて敵愾心漸く燃え、今に至つて參戦を遲疑すれば、政治上にも重大なる結果を豫期せねばならぬ形勢である。故に英國政府は、七日附申入れの言を變更することなく、一方に日本の現状をも明察して、過日申入れたる開戦理由に同意され度い』

と云ふのであつた。伯は尙ほ、覺書の末節に、八日附で申入れた開戦理由中、英國が援助を求めた爲に云々の趣旨を明記せず、單に『兩國協議の末に』その共同利益が危殆に瀕せるを認め云々と改めても差支へない旨を申送つた。

世上、日本が英國に頼んで參戦の許可でも得たやうに言ひ囃やす者のあるのは、此覺書と、其後の交渉のみを知つて、其根本即ち八月七日の英國の援助申込、並びに

これに基く参戦決議の経緯を知らない爲である。況んや英國の援助申込が『對獨宣戦を避け得ないと思考する』旨を明記した事實を知れば、外交手續の上には、吾に寸毫の錯誤なしと言はざるを得ない。

さて伯の覺書に對して英國政府は何と答へたか。八月十一日、英國政府は、正式に且つ明確に回答した。曰く、

『駐支英公使ジョルダン氏及支那艦隊司令長官の報告に基き、英國政府は東亞の戦局の支那大陸に波及するを欲せず。而して日本が宣戦すれば、軍事行動を海上のみに局限し得ずと云ふ加藤外相の覺書は諒解すれども、英國は未だ其點までの決心を躊躇す。依つて同盟條約に基く軍事行動は當分之を自制して今後の形勢を注視せん事を望む云々。』

是れ即ち八月七日の援助申込を取消したものである。現に英國の當局者は其意味を井上大使にも語つた。茲に於てか、伯は八月十一日附にて、(イ)英國の依頼に基いて参戦の廟議を決したこと、(ロ)既に軍事行動に關する諸準備に着手し、今は宣戦手續を残すのみの情勢にあること、(ハ)之を中止すれば、一旦英國よりの依頼ありて後に、俄に取消された事情が判明するとき、同盟の眞價に至大の悪影響を

及ぼすの虞れあること、(ニ)民論既に對獨開戦に傾いて大勢の轉向が困難である次第等を述べ、一旦援助を申入れて之を取消す爲に、日本政府が如何なる立場に陥るかを、篤と熟慮の上、吾に同意するやう切望したのである。

恐らくは英國政府も反省せざるを得なかつたのであらう。一旦依頼した事は、戦争を起す依頼である。日本が之を甘諾して開戦を決議して了つた後、一ジョルダン公使、或は一部の對日猜疑家の説に動かされて、英國が之を取消すとは容易ならぬ事件である。英國政府は、伯の兩度の通牒で、遂に其取消の再取消をせねばならなくなつた。併し、夫れには他の理由を要する。恰度その理由には、駐日獨逸大使が、松井次官(慶四郎男)に向つて(伯の日光伺候の)且威嚇的の言葉を、用ひた事が適用されるに至つたのは、口は禍の門の最も大なるものと言へる。

即ち英國政府は、獨逸大使の言を以て、日本の利益が迫害されて居るものと認め、其防禦の爲に開戦の理由があると云ふ解釋を採つた。旁々、英國の東洋に於ける利害も危殆に瀕した次第であるから、兩國は同盟條約に基いて必要の措置を執るのが當然であると云ふ見解に賛成することになつた。斯くて十三日、英國政府は、

日本の宣戦に同意する事になつた。然るに不幸にも、英國の疑惑は尙ほ晴れず、爲に我軍の交戦範圍に關して、不[○]快[○]な[○]る[○]交[○]渉[○]が[○]残[○]さ[○]れる[○]のであつた。

(七) 英國の戦地局限論と伯の斷案

(英國の疑雲を一方的に解決す)

我が對獨宣戦に同意した英國は、夫れと同時に一の條件を提議した。戦争區域の局限が是れである。即ち、日本の軍事行動は、支那海の西南南太平洋及び東亞大陸中の獨領以外の地には及ばざることを宣言して欲しいと云ふのであつた。而して、英國政府は、之を、根據なき誤解一掃の爲であると説明した。

伯は、此提議に接するや、即座に之を不合理千萬と斷じた。直ちにグリーン英國大使を招き、『宣戦布告中に之を聲明するの斷じて不可能である』所以を力説すると同時に、井上大使をして、其不合理である理由を、諸方面から陳述させ、英國政府に其撤回方を申入れた。伯が、英國の申入れに應じ難いと斷言した理由は

『夫れは戦争の實行と相容れぬ。例へば、獨艦が南洋諸島に遁げたとすれば、日

本の軍艦は之を追撃するのが當然である。また交戦國たる以上は、日本の商船の行く海上は、其何處たるを問はず、我軍艦が保護の爲に出動せざるを得ない區域である。現に獨艦太平洋を遊弋す。而して日本商船は南米北米に航海するのであるから、戦局制限は不可能である』

と云ふのであつた。八月十四日(大正三年)英國は漸く伯の主張を容れ、布告中に戦局制限を聲明せぬことを同意した。然も制限の主張は尙ほ撤回しない。

蓋し、グレイ外相の意中は、日本に此種の註文を強ゆることを欲しなかつた。但だ、世界中には、日本を猜疑する國もあるから、グレイ氏自身が、公然之を打消すの聲明を必要とする場合あるを信じ、何等かの形式で戦地局限の保障を得たいと云ふのであつた。將又、南洋の獨領諸島を占領する利益の問題も、英國の胸中には確乎と算用されて居たかも知れない。故に布告中から之を除くことには同意したが、要求そのものは引續いて主張した譯である。

八月十五日、伯が受取つた英國外務當局からの電報の要旨にも、『戦地局限は、日本が我殖民地自治領に關係深い獨領南洋諸島の占領、米大陸の西岸地方への干涉、

並に蘭領印度の領有を爲さぬと云ふことを明白にしたい爲である。是等は杞憂笑ふ可きものであるが、然も是等の疑は實在する。依つて英國は日本の爲に是等不快なる噂を拂拭するの機會を提供せんとす云々』とあつた。即ち戦局制限説を撤回しない。そこで伯は、同日、グリーン大使と會見、戦地局限の不合理なるを再説し、其一證として英國海軍省が日本の駐英武官に對し、米國近海に遊戈中の獨艦掃蕩の爲に助力を請求して來た次第を語り、『戦地局限の不合理は、英國の海軍省が最も善く承知して居る』と談笑裡に諷しつゝ、大至急本國政府の反省を促がすやう希望したのである。

然るに英國の同意の回答が來ないので、伯は八月十九日、更に長文の訓令を井上大使に送り、本問題を一方的に片付けて了つた。伯の訓令要領は

『現に英國の東洋艦隊司令長官は、獨艦のマーシャル群島にあるを報じ、また同長官は、日英おのゝ二隻づゝ軍艦を相交換して兩艦隊に分屬させる提案を爲し、我海軍は之に應じた。即ち、開戦の上は、地理的制限は此一事でも不可能となる。更に日本が一定海面外に遣艦し得ないと云ふことは、英國の壓迫の結果と

解せられて、國民感情の上にも影響ある可く、依つて日本は熟慮の結果、一部の猜疑不安を排除するに足るだけの廣汎なる聲明を爲すのが得策であると信じ、十八日夜、全國實業家集會の席上で首相から之を説明した次第である。依て貴官は此事情を英國外相に説明し、之で満足するやう取計らつて欲しい』と述べたものである。その大隈首相の演説は、伯の草案にかゝり、全く前記の目的に供されたもので、その一節に於て『……領土を擴張し、若くは其他の慾望を達せんとするが如き意圖は、帝國の寸毫も有せざる所なるを以て、戦鬪行爲も亦此目的を達し、且つ帝國自衛の爲に必要な範圍を超脱すること決して之なし。従て、帝國が第三國をして、其領土又は屬地に付、何等不安危懼の念を惹起せしむるが如き行動に出づることなきは、帝國政府の茲に世界に向て聲明するに躊躇せざる所なり云々』と言つて居る。

伯は之を以て戦地局限に關する英國との交渉を打切る考であつた。何時まで話し合つても埒が明かず、而して日本の主張する所は理路正明、且つ事態は緊急の場合に迫つて居る。そこで、伯は、所信を以て此種の手段を執り、一方的に英國の戦

地局限説に應せぬことを明かにして了つたのである。

(八) 我が領土野心の疑に驚ろく

(日本に併合されるのを惧れた和蘭領)

然るに之より先き、十七日夜、英國政府は日本の戦地局限を、日本と打合はせず、其新聞情報局から公表して了つた。その主文に『日本の戦闘區域は、太平洋上に於ては、日本の通商航路を保護するの必要ある場合を別として、支那海以外に出でず、また支那海以西の亞細亞海面を出でず、且つ東亞大陸上の獨領以外の如何なる外國領地にも及ばざるものと諒解す』と明記されてあつた。伯は直ちに抗議した。すると英國は、此公文は“*It is understood*”の一句に掩はせたもので、英國側の觀察であり、要は世上無稽の流言を打消す爲であると辯明して來た。

依つて二十二日、伯はグリーン大使を招き、日本政府の意向は、十八日の首相演説の通りであつて、英國とは何の約束もない筈である。故に今後必要の場合には『英國政府の聲明は、同政府が日本政府の意思を忖度し、これに對して自ら下した解釋に

過ぎないものであると説明する積りである』と通告し、約一週間に亘つて起伏した戦局制限の難問題は、おの／＼一方的の解釋や方法で梟が付いて了つた。

さて問題は、何故に戦局制限と云ふやうな不快な交渉が、盟邦相扶けんとする間に起らねばならなかつたかに在る。是れ言ふ迄もなく、日本の領土的野心が、不幸にして世間に疑はれ易く、随つて日本の宣戦が、所謂火事場泥棒式に、近隣を侵略するの野望を物語るやうに曲解された爲である。伯と和蘭公使の會話の如きは、最も驚ろく可き日本猜疑の一喜劇として語られねばならない。

八月十五日、いよ／＼獨逸に最後通牒を送るに就いて、伯は佛露米蘭の大公使の來訪を求め、日本は參戦するも、毛頭も領土上の私慾なく、随つて東亞に於ける列國の利益に對しては、最も慎重に注意を加へ、毫末も侵害せぬ決心であるから、誤解の無いやう切望する旨を縷述したのであるが、恰度和蘭公使と會談の節

加藤外相——日本の眞意は斯くの如くである。萬一にも日本が此機會に他國の領土に對して危害を加へるのではないかと疑はるゝ事があつては遺憾千萬である』

和蘭公使（席を起ち手を伸べて堅く伯の手を握りつ）——閣下、然らば日本は我殖民地を併吞

するの意思はなかつたか……』

外相—申す迄もなく毛頭も斯かる意思はない。日本は常に他國の領土に對して野心を包藏せぬ。貴公使は日本が貴國の殖民地を攻取するやも知れずと思はれたか』

公使—必ずしも斯く考へた譯にも非ざれど、何分にも和蘭は獨逸に同情するやうに誤解され、甚だ迷惑を感じて居る……』

外相—余は寧ろ貴國は常に獨逸の侵略を恐れ、衷心餘り良い感じは持つて居らぬのが當然であるかと考へて居た。』

和蘭公使は歡びの色を包み得ぬ面持で、再三、伯に深謝しつゝ、飛ぶやうに辭し去つた。和蘭の當局者が、胸中、我が侵略を疑つて不安に驅られて居たとは驚ろく可き事實である。日本を疑へば斯かる不安も無理はない。而して實は其疑にも全然根據なしとは云へなかつた。地理的形狀は別とし、現に蘭領バタビヤ等に於ては、在留邦人中、同地の占領論を唱へた人もある上に、内地でも此種の暴論が一部に行はれた程であるから、蘭人の恐怖は無理も無かつたと言へやう。

和蘭の危惧は、疑心の一波が暗鬼の萬波を生み、英國自治領から米國加州の方面までも刺戟したのである。八月十二日、グレイ外相が、日本の戦地局限の理由を語

つた際に、『和蘭は日本が其殖民地を侵略しはせぬかと疑ひ、英國自治領に於ても、日本が獨領南洋諸島を領有して彼等を脅かすことを危惧しつゝ、あり』と述べたのは、明かに疑惑の實在を率直に指示したものである。

是れ八月九日、ジョルダン公使の横鎗が、我が宣戦を妨げ、次で宣戦中に戦地局限を聲明するの要求となり、最後に、戦地局限の自由解釋に依つて終結した二十二日までの二週間、伯の心を勞し、其交渉を妨げ、少なくとも對獨最後通牒を六日間は遅延せしめた根本の理由を成したものである。

(九) 信念一路邁進

(對獨宣戦と東洋守主の立場)

十四日午前、いよゝ、英國も援助の取消を撤回し、且つ我が布告中に、戦地局限の件を記載しない事に同意する旨が確報された。戦地局限を他の形式に依つて遂げんとした英國の意思は前述の通りである。併し、伯は、此問題を別個の商議に譲り、今や参戦と云ふ根本の問題に就いて意見の一致を見た以上、即刻方針を確立す

るの當然なるを認め、直ちに臨時閣議を請求して、席上參戰の最後の手續を議した。翌十五日午後、宮中牡丹間の御前會議に於て、伯は詳細に外交の次第を陛下に奏上し、對獨開戰及び最後通牒に就いて御裁可を経た。

獨逸ニ對スル最後通牒

帝國政府ハ現下ノ狀勢ニ於テ極東ノ平和ヲ紊亂スヘキ源泉ヲ除去シ日英同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルノ措置ヲ講スルハ該協約ノ目的トスル東亞ノ平和ヲ永遠ニ確保スルカ爲メニ極ハメテ緊要ノ事タルヲ思ヒ茲ニ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スルニ同政府ニ於テ左記二項ヲ實行セムコトヲ以テス

第一 日本及支那海洋方面ヨリ獨逸國艦艇ノ即時ニ退去スルコト。退去スルコト能ハサルモノハ直チニ其武裝ヲ解除スルコト。

第二 獨逸帝國政府ハ膠州灣租地全部ヲ支那國ニ還附スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限り無償無條件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト。

日本帝國政府ニ於テ敍上ノ勸告ニ對シ一千九百十四年八月二十三日正午迄ニ無條件ニ應諾ノ旨獨逸帝國政府ヨリ回答ヲ受領セサルニ於テハ帝國政府ハ其必要ト認ムル行動ヲ取ルヘキコトヲ聲明ス。

最後通牒は十五日午後七時十五分、松井外務次官の手から獨逸大使レックス伯

に手交されると同時に、駐獨船越代理大使には東京から直接と、英露伊駐在の我が三大使、和蘭瑞西、瑞典の我が三公使を経由する總計八つの經路を通して電送された。其中、十五日夜半に東京を發した電報が十七日未明に伯林に達した。

八月十八日、首相に託して我が戰爭目的を聲明し、靜かに獨逸の回答を待ったが、二十三日正午に至つて、其無回答拒絶の意思明白となつた。茲に於て、忽ち對獨宣戰の大詔煥發され、日本は愈々交戰國の班に入る。猜疑の雲は、伯の説明と首相の聲明とに依つて晴れ、我が參戰は英米の言論界に於ては、少數の排日紙を除き、何れも多大の満足をも以て迎へられた。而して事實は、伯の心中堅く期した通り、日本が東亞全局の平和の守護者として活躍するの舞臺を現出した。

さて世界大戰終了し、講和會議も濟んで了へば、日本の參戰は凡事を凡行したに過ぎぬやうに一般に考へられた事であらう。併し乍ら、記憶を大正三年八月の現狀に回して、靜かに我が參戰の經緯を顧みるの餘裕ある人々には、そこに伯の大きい頭腦と、壯大なる決意と、而して深い苦心とを緬想し、事の決して凡事で無かつた真相を玩味し得るであらう。

時を移さぬ参戦に、東亞和戦の守主は、獨將テイルピッツ提督の回顧録を俟つ迄もなく、歐洲の戦局に甚大なる支配力を及ぼした。而して巴里講和會議の席上に、世界五大國の地位を占めたのも、其原因は正に大正三年八月の外交と、之に續く伯の交渉(次章)の成果に外ならない。當時参戦是非の議論喧しく、一政治家が大隈首相を訪ひ伯の外交に不安の點がありはせぬかと注意した時、首相は即座に

『加藤外相は平常無口無愛想に見えるので種々疑懼を抱くものもあらうが、同君の外交手腕と政治的力量とは、斯うした難局に處して初めて克く發揮される。此機に於ける彼の外交は、確然不變、些の動搖なし。安心して然る可し』

と答へたが(大隈侯哀悼號)、首相は斯く伯に信頼して一切を任せ、伯は其信念を動員して何等遲疑する所なく、戦時外交を進めたのである。

第二章 佛露からの同盟提議

(一) 勝敗の決は日本の去就に懸る

(微妙なる我が外交上の立場)

帝國の参戦は、其内外に及ぼす影響の甚大であつただけ、伯の心勞も一通りでは無かつた。特に、開戦に關する微妙なる對英外交の爲に苦心した事情は既説の通りである。然も、伯の外交識見に俟つて解決を要する重大なる外交案件は、決して之のみに止どまらず、正に踵を接して生じ來るのであつた。

世界地圖と、大戦勃發當時の政情とを對照緬想する人々は、日本の去就の決定力に就いて、幾多の想像を假設し得たであらう。而してテイルピッツ提督の回顧録に、『日本が若し獨逸の側に起つたならば、世界戦争は二年目には終局を告げた筈である』と云ふ想定を、その儘受入れることは出來ないにしても、或る程度の眞理を認める人もあらう。現に軍部の中には、此安全率を考へた少數人も無いとは言

へなかつた。或る元老は、此説に、半ば耳を傾けたとさへも傳へられた。思ふに、既に血戦中の英・佛・露の諸國中にさへも、親獨派の運動が實在した事を顧みれば、直接獨逸に戦因を持たぬ日本の一部に、此種の構想のあつた事は當然過ぎる現象と云つても差支へ無からう。

日本が獨逸側に起つならば、太平洋・支那海・印度洋の制海權は日本に歸し、聯合側の極東領は日本の領地と化し、露國は背後を衝かれて、歐洲戦線に於ける活動を牽制せられ、戦局は著るしく獨逸の有利に轉回すると云ふ見方には一應の根據があつた。單純なる眼前の領土慾者には十分の誘惑であり、識者にも、一説として考慮を促がすに足るの政策とも見えた。夫れだけ、聯合國側も亦、日本の去就を重大視せざるを得なかつた。然も、此種の言論の存在は、神經が極度に鋭くなつて居る交戦國の情報機關の上に、同じく鋭い反響を刻んだ。

この時、日英同盟の第一の擁護者である伯が、帝國外交の主人公として嚴在した事は、帝國の去就を常識的に明かにすると同時に、事端の戦決を直截公明ならしめた筈であつた。夫れでも尙ほ聯合國側の心配は消えなかつた。佛國が日英同盟

を提議したことは、一度や二度では無く、更に露國からも、日英同盟が同じやうな熱心を以て提唱反覆されたのは、此邊の事情を語るものでは無かつたか。同盟提議の手蔓は、云ふ迄もなく日英同盟の存在であつたが、其目標は、日本の援助に關する確約を得ると同時に、日本の萬一の野心防止の肚もあつたと考へられた。而して日英同盟を『帝國外交の樞軸となす』ことは、伯の年來力説した所で、前記佛露からの同盟申込に對しても、極めて冷靜・慎重に考慮し、容易に同盟の簇生に賛成しなかつた。この間の事情は、伯の外交思想の一貫不變を語ると共に、當時の政局の興味ある一面をも語るものであつた。

(二) 日英同盟の提案

(伯は好意的に回避せんとす)

大正三年八月四日午後、佛國大使は伯を訪れ、突如、この際、日英同盟が結ばれるならば大慶此上なしとして、其利益を縷述するのであつた。伯は少なからず驚ろいた。前にも述べたやうに、此時は未だ、英國參戰の報道は日本には達して居ない時で、伯

は、若しも英國が參戦し、戦局が東亞に波及する場合には、同盟協約の規定に従つて必要な措置を執ることを考慮中であつた。そこへ日佛同盟とは如何にも唐突の話で、一寸應酬に困つたので、伯は

『萬一、英佛が異なる立場にあれば、日本も甚だ困難なる立場に陥るのであるが、幸にも利害一致して同じ側にあるのは、日本に取て仕合せ至極である。日佛の間には、御承知のやうに協商が結ばれて居り、また日英は同盟し、而して英佛兩國も亦極めて親密の間柄であるから、日本の立場は非常に安易である云々』

と、話を反らし、直接に同盟論の是非に對して語ることを避けた。併し、佛國大使は眞劍に同盟論を繰返し、伯は顧みて他を言ふの口調を反覆し乍ら、約二時間を語り合つて別れたのである。

すると八月七日の午後、佛國大使は再び伯を訪れ、前記の希望を力説して已まない。伯は『英國は成る可く戦禍を日本に及ぼさぬ心組の由である。日本としては同盟協約以外の理由で獨逸と交戦する事は考へられぬから、斯かる英國との關係を無視して日佛同盟を結ぶやうな事は、遽かに是非をお答へし得ない』と軽く答

へた。佛國大使は『けふは過日と異なり、佛國政府の名に於て、佛國が現在の日英同盟に加盟する事に關して、日本政府の意見を承り度いのである』と正式に申出て來た。大使は、八月四日の私的會見の要領を本國政府に打電した所、之に對し滿腔の贊同を以て、是非とも此際、日本との盟約を得たいから、至急正式に、同盟に關する談判を開始せよと云ふ政府の訓令に接したので、今日は、自分一個の私見では無く、佛國政府からの正式の申入れをするのであると述べ、更に此提案は、日本に參戦の義務を負はず意味は毛頭含んで居ない次第を附言した。

伯は、茲に於てか、容を正して、該提案を審議す可きを答へ、且つ萬一の誤解を防ぐ爲に、同大使の提案を文書に認めて送付方を希望し、次で聲を落して、『佛國政府が、今急に日英同盟協約に加盟され度いと云ふ希望を申出でられる根底は何處に在るのか。願くは隔意なく承り度い』と突ッ込んだ。すると大使は極めて率直に、佛國はこれに依つて佛領印度支那の保全を確保し度い希望であると答へるのであつた。伯は『その儀ならば』として、日本政府が、交戦國の疲弊に乗じて、其極東の領土を侵略するやうな卑劣不義なる國柄とは全然性質を異にする次第を縷述し、會談

約二時間半に及んで別れたのである。

佛國大使は翌日、個人の手紙の形式で、伯に日佛同盟條約の草案を送つて來た。見ると、その内容は、日佛協商の維持を目的としたもので、日英協約の全文を援用したものであつたと云ふ。

十二日に、大使と伯とは、此問題に就いて第三回目の會見を行つた。伯は何分にも問題が大きいのに加へ、非常に多忙な爲め熟考の暇が無く、未だ自分の意見を定める迄に考が進んで居ない事情を語つた。然るに、大使は、若しも日本が參戰するならば、一日も早く日佛同盟を得たく、之が成功すれば佛國人の熱狂的性質に反響して、戦局にも偉大なる効果がある旨を説き、更に露國も、佛國と同様に、日本と盟約を結び度い熱望を持つて居ることを注意した。迫ること頗る切である。茲に於て、伯は英國とも内談を遂げた上、何分の返答を爲すことを約し、一方、露國からの提案をも併せ考へて交渉を進める旨を答へた。

(三) 露國より同盟を望み來る

(日英兩當事者の意見一致まで)

佛國大使は、八月四日及び七日の伯との會談内容を、露國駐在の同僚にも轉電したので、自然、露國の外交界をも刺戟した。之より先き、露國は、亞細亞に關して日英兩國と同盟協約を得たい希望があり、開戦の數旬前にも、サゾノフ外相は、此希望を駐露英國大使に語つた。而して、八月二日、いよいよ露國が獨逸に宣戦した時、露國は『日英同盟に加盟し度い』と、切情を先づ英國に對して申入れた。

日本に對する直接の申込は、八月十日前後、サゾノフ外相から初めて本野大使に通せられた。其趣旨は『極東永久の平和と日露永遠の利益の爲め』と云ふのであつた。露國政府は、此件を既に皇帝に上奏して御嘉納を得て居り、また佛國よりも一步を進め、此同盟を基礎として、日本の參戰をも希望したものであつた。

伯は、一方に、佛國からの再三の希望もあるので、本問題に對し、適當の解決を與ふる必要を認められた。然も急がず、少しく時局の成行を靜觀した後、着實に歩を運ぶ

方が至當であると云ふ見解を採つた。伯の考では、佛國の希望の根底は、東洋の佛領保安にあり、露國の希望の第一の理由は、日本の參戰に在ると思ふから、既に日本が參戰して、佛・露と戦友の關係に坐した以上は、日本から能動的に本問題の商議を進める必要も無からうと云ふのであつた。況んや同盟國の増加は、自然、日英同盟の價值の上にも影響あるを慮り、輕々に動く可からずと信じた。九月十五日、伯が井上大使をして英國政府に通せしめた意見は之を語る。

『……日英同盟は、共同の敵を目標としたものであるが、今この同盟を擴張して、列強の多數を網羅するやうな事になれば、何となく目標の無い漠然たるものとなつて、同盟の效力を薄弱ならしめる虞があるやうに思はれる。況んや、日本が參戰して露國も後顧の憂全く是れ無き今日に於ては、此問題は將來の慎重なる考究に委ねるのが至當かと信せられる。併し、先づ英國の意見を一應確かめて置き度いから、隔意なく打明けて貰ひ度い』

と云ふ意味のものであつた。而して井上大使と英國當局者との會見で、英國の意思は、全然伯の夫れと一致することが明白にされた。

そも、露國が英國大使(在露)を通じて『亞細亞に關する英露同盟』の希望を示したのは、大正三年の六月初旬のことであつたが、英國は、夫れに格別留意しないで捨て置いた所、開戦と同時に、在英露國大使ベッケンドルフ伯は、露國が日英同盟に加盟し度い旨を、正式に英國に申入れたのである。英國外相は、主義として歓迎はするが、日本の參戰不明の今日、未だ考慮の時機では無からうと、輕く受け流して置いた。然るに露國は、英外相の前記の『主義として歓迎する』の一句を以て、英國は日英露三國同盟に賛成を表明したものであると強く解釋して、その次第を本野大使に語つた。英國が三國同盟に賛成であるとの情報は、即ち此筋を通つて伯の耳に入つたのである。然も、伯は聊か之を怪しみ乍ら、前掲の訓令を井上大使に送つて、真相を確かめさせた次第である。

さて日本が參戰したので、ベッケンドルフ伯は、グレイ外相に對し、今ぞ日英露三國同盟の時機到つた旨を述べて、商議の開始を望んだ。その時、グレイ外相は、現に日本は參戰したので、日英露は事實上同盟の關係にあるから、特に協約の必要もなからうし、また政治上の目的に出づるものならば、平和克復の後に、徐ろに話を進め

る方が至當であると答へて開談を避けた。伯が佛露からの同盟提議に對して答へた精神と、期せずして一致して居たのは、興味深い。

その後も、幾度か露國から日露同盟論は希望されたが、越えて大正四年一月二日に、露のサゾノフ外相は、『英國外相は意見を變更し、日英露同盟は戦争中に締結する方得策なりと述べたるに依り、速かに商議を開始し度い』旨を本野大使に語つた。伯は『英國外相からは何等意見變更の通知がなく、又此問題を新たに考量する何等の新事態も發生しないから』とて、明白に商議を斷はつた。

之より先き、大正三年九月二十日頃から、四國同盟の提議が、露佛兩國から、日英兩國に對して、德通され、日露日佛各同盟の出來ない場合の第二案として、時々問題になつた。之は、各個の同盟よりも、寧ろ進んで日英同盟と露佛同盟とを打つて一丸とし、歐亞を支配する一大同盟の建設を要望するものであつた。

(四) 我が發言權の問題と四國同盟説

(日英同盟を絶對唯一のものとする苦心)

話が露佛の間に進み、日英同盟を擴張させて四國同盟を建設し度い希望が表明さるゝに至つたので、九月下旬、伯は、再度グレイ外相の感想を具體的に知つて置く必要を感じて交渉を重ねた。伯は此際にも自分の意見として

『露佛兩國とは、現に共同戦闘に當つて居るのであるから、事實は盟邦の關係にある。然も、此兩國を日英同盟に加入させることは、日英同盟の攻守同盟たるの特色を奪つて、之を一種のアンタントに化せしめ、隨つて、日英同盟の效力と眞價とを薄弱ならしむるに至るの虞なきやを氣遣ふものである』

と述べ、過日、露國の同盟加入問題に際して表明した意思を繰返した。グレイ外相は、勿論前回と同様に、伯の見解に全然賛同し、四國同盟の問題は、之を戦後の商議に譲るのが至當である旨を、井上大使に言明したと云ふ。

然も露佛は其希望を捨てない。十一月(大正三年)下旬にも、在露英國大使を通して、英露佛が戦後に於ても同盟するの條約を結び度い意思を語り、越えて一月二日(大正四年)サゾノフ外相は本野大使に向ひ、戦争の終結を待たずに日露同盟條約の締結を熱望する旨を表示したこと前記の通りである。而して日英兩國は斷はつ

たが、露佛兩國は日英が氣乗りしなげればしない程、却つて其熱度を増すの觀を呈した。一月九日、倫敦の露佛兩大使が、相携へてグレイ外相を訪問し、『是非とも今日の機會に、日英露佛間の永久的同盟を締結し度い。若しも急に實現し得ないならば、先づ以て日本を九月五日の英佛露三國協約(單獨不講和條約)に加盟させ度い』次第を切言したのは其顯現と見る可きものであつた。

伯は、前者に對しては戰後商議の既定方針を變更する必要を認めなかつたが、後者は新らしい問題なので、直ぐ英國と打合はせをした。之に就いて、伯が、初め英國に對して表示した意見は、少しく懷疑的のもので、

『三國協約——單獨不講和に關する倫敦宣言——は、直接には日本に關係はないが、然も日本は、事實上、三國と共同戰鬥に當り、また講和に關しても、日英同盟協約第二條の規定に依り、恰も前記三國協約に加入して居る英國と同一の立場に在るものと諒解するから、別に改めて該協約に加入する必要もあるまい』

と云ふのであつた。この見解は亦、期せずしてグレイ外相が、露佛兩大使に答へた所と全然一致したものであつた。併し、茲で伯の腦裡には、講和の際に於ける日本

の地位如何の問題が、截然と浮んで來た。即ち前記の見解を英國政府に通知すると同時に、若し必要があると思はれるなら、露佛兩國に對して然る可き手段を執られるやう、英國政府に依頼した。英國政府は、伯の意思を、誤解のない様に、露佛兩國に通牒した。

その後一箇月も、此問題は再起せず過ぎた。併し、伯は、日本の見解を露佛兩國政府が確認したか何うかを、公式に確かめて置くのが、講和の際の我が發言權を確保する上に重大なる關係があると感じたので、二月八日、本野、石井の兩大使に其旨を訓令した。その結果、露國は、外相の議會演説に於て、『日英同盟協約は、兩締盟國が單獨に講和せざることを規約せるが故に、獨逸國政府は、英國と講和する以前、從て露佛と講和する以前に、單獨に日本と講和するを得ず云々』と説き、以て露國政府の意思を明かにし、佛國外相も、我が駐佛大使に確認の旨を言明した。

以上誌るす如く、伯は日英同盟を、日本が結ぶ唯一無二の同盟として、飽く迄も大切に保全する一方に、四國共同の講和を、諒解せしめて、其所に對等の發言權を確保するの利益を忘れなかつた事が判る。

第三章 出兵問題と講和條件

(一) 倫敦宣言加入の置土産

(一は露國救済、二は我が發言權確保)

その後、伯は有名な對支交渉に没頭の姿であつた爲め、露佛兩國も、同盟問題を重ねて持込むのを遠慮して居た形であつたが、英露佛の間には、此話は間歇的に繼續されて居た。而して、日支條約が成立して、東亞の時局一段落を告げた機會に、改めて、日露同盟の提案を見るに至つたのである。

而して今度の提議は、英國大使が斡旋の役を引受け、大正四年七月六日、伯を訪ねて、露國の切望の白熱して居る事情を述べ、露國の現状から見れば、聊か再考慮の必要がある旨を説いた(個人として)。併し、伯は、依然として戦争終了の後に商議する説を反覆し、其機會に、念の爲に、同大使と伯との間に、本問題に關する過去十箇月間の交渉と見解とを略記した覺書を交換する事になり、七月二十四日に之を了した。

其中で伯は、(イ)本問題商議の時機到來の場合には、必ず先づ日英間に協議を整ふること、(ロ)英國外相から意見變更の通知のない限り、戦後商議の意思と認むることを明記した。

然るに、東部戦場の狀況は、其後ますます、露軍の不利を傳へ、自然、内政上の安定も幾分か氣遣はれる形勢となつて來た。そこで露國の政治的援助と云ふ事が切實に考へられるやうになつた。差當り、日本を一九一四年九月五日の三國協約——倫敦宣言——に加入させて、日露の關係を密接ならしめるのが最有效の方法であると認められた。而してこの橋渡しは、八月一日、英國が試みた。伯は夫れに對しても、前記同様の意見を述べて、急に應ずる氣配は見えなかつた。すると八月三日、重ねて英國外相から「露國は日英同盟に因る間接の聯繫から一步を進め、この機會に直接に盟約を得たい希望に燃えて居る。夫れには、日本が九月五日の協定に加入すれば、差當り露國も満足し、政治上の援助ともなる次第であるから、此際三國から正式に加入を招請したら應せられては如何」と云ふ意味の勸告があつた。グレイ外相が斯く意見を變更したのは、露國の内政、眞に容易ならざるを認め、たからで

ある。伯も之を諒して倫敦宣言加入を決心した。

時は恰かも、大浦事件で大隈内閣が辭表を闕下に捧呈した許りの時であつた。而して、伯は後繼内閣の成立するまで外務行政を見る可く尙ほ局に當つて居たので、大隈侯に對し、

『單獨不講和に關する三國の倫敦宣言に加入することは、事實上は日本の地位に變更なく、單に名分及び形式の問題に過ぎない。而して之に依つて露國政府の要求が満足され、更に將來開かる可き講和會議の際に、日本の發言權を大ならしむる一種の證文とも見ることが出来るのである。勿論、日英同盟の本體には些の影響なく、また何等日本に新たな義務の加重を來たさぬと云ふ諒解の下に加入を諾するが宜い』

旨を告げ、侯の賛成を得た。八月十日、伯は辭職したが、外相は大隈首相が兼攝することになつたので、外交大方針は全部、伯の意思を繼いだ。倫敦宣言の加入も其通り進んだ。八月十九日、英國から正式に加入の招請が來て、十月十九日、倫敦に於て加入の手續を了した。即ち參戰から倫敦宣言に至る外交は、全部伯の裁量に依つ

て運ばれたこと言ふ迄もない。

なほ更に一つ、伯の心を勞した事件がある。夫れは日本の歐洲出兵に關する外交で、前記の諸交渉の上に、淺からぬ影響を及ぼした事が想察される。之を併せ讀んで、初めて參戰外交の微妙なる真相は明解されるのである。

(二) 英佛露から出兵懇請

(伯は主義の上から之を斷はり通す)

日本軍の歐洲戰場派遣に關する交渉は、海陸兩軍に關し、數回に互つて、伯と聯合諸國外務當局との間に重ねられ、重大なる外交記録を残した。當時、外國の新聞は勿論、日本の新聞にも出兵交渉の報は傳へられ、而して我が朝野の一隅には、出兵論も聞えたが、伯は終始一貫、主義の上から之に反對した。

日本が未だ宣戰しなかつた大正三年八月十日に、露國のサゾノフ外相が、日本の參戰を慫慂した其理由の一つは、陸軍に依る援助の希望に基いたものと察せられた。果然、八月下旬に、露佛は英國を通して、日本兵三個軍團を歐洲に援派され度い

と申込んで来た。伯は『主義上、實行は到底出來ない』と答へたが、十月、土耳其が獨逸側に參戰したので、三國は協議の末、再び英國の名で、我が陸軍の派遣を依頼して来た。要は『戦争の決は歐洲の陸戰に懸る形勢である。今や戦局不動の混迷状態にあり、この際、日本軍の參加は重大なる威力を加へるから、青島の陥落を機として一奮發を願ふ』と云ふ意味であつた。

間もなく三度目の懇請があつた。今度は、援兵の戦域は、英軍と列んで佛國々境方面の主たる戦場に願ひ度い趣を申し越した。伯は既に英國大使に對して『主義上問題になるまい』と語つては置いたが、斯く依頼が續々と來るのでは、この先き、戦争が長く續けば、際限なく依頼が舞込むに相違ないと思つた。そこで伯は覺書を作つて英國に示し、爾後再び此種の交渉の起らぬやう強く拒絶の意味を表明した。覺書は長文のものであつたが、要點は左の通りである。

『帝國の軍隊は徵兵制度及國民皆兵の主義に則つて組織せられ、その唯一の目的は國防に在るが故に、國防の本質を完備しない目的の爲に、帝國軍隊を遠く外征させることは其組織の根本主義と相容れない。次に主義を別として實行の點から考へても、我軍事當局者の確信する

所に依れば、帝國軍隊が現戦争に参加して決勝的效果を奏する爲には、少なくとも十個軍團に劣らぬ勢力を歐洲に派遣する必要がある。是れ、帝國を全然無防備の状態に陥られる次第でもあり、旁々、到底實行不可能の問題と承知を願ひ度い云々。』

英國政府は伯の此覺書を、尤もと諒解する旨を答へたと云ふ。引續き、白耳義佛蘭西及びセルビヤから、おの／＼我が陸軍派兵の依頼があつたが、伯は何時も此覺書を援用して綺麗さっぱりと斷はつたのである。

然るに海軍の方は聊か事情を異にするので、出兵の交渉は陸軍よりは餘程面倒であつた。開戦後間もない九月に、英國から艦隊派遣の話が持出された。先づ地中海に遣艦し、追つて戦局發展と共に他の海面にも出動され度く、軍用品は全部英國が負擔すると云ふやうな意味を申入れて來た。一箇月前には、我が海軍の戦争區域に就いて不合理な制限を固執した英國が、急變して遠海に艦隊の出動を希望して來るとは、明かに矛盾であり、勝手とも評し得たであらう。併し乍ら、そんな行懸りは、伯の深く意に介する所では無かつた。伯の裁斷の基準は、前に述べた陸軍出兵の場合と同じく、先づ主義の上にあつた。而して伯は主義の上から一應之を

断はることにした。即ち『帝國海軍は防禦本位に組織されて遠征の餘力なく、現に膠州灣作戰並に太平洋の通商保護の爲のみで精一杯であるから遺憾乍ら希望に應じ得ない』趣を英國に傳へた。陸軍の場合のやうに強い拒絶で無かつたのは、將來或は應ずるかも知れぬ餘地を存した爲であらうか。

十月下旬頃、英國海軍は、バルチック海進入の計畫もあるもので、再び日本の助力を希望した。而して、十一月に入るや、今度は、ダーネルス海峡封鎖に關し、一艦隊を派遣して貫ひ度いと懇請して來た。緊急且つ明瞭なる事由、或は大なる利益なしには、國軍の一兵たりとも損してはならぬと云ふのが、伯の信念であつた。即ち同盟協約に基く、東亞の保全に無關係な方面への出兵は、原則として拒絶する方針であつた。又獨艦が我が通商を現實に脅かす場合でも生ずれば格別、ダーネルスの封鎖に艦隊を割くには未だ理由はないと考へた。そこで『我遣艦は國防に不備を生じ、不安と焦慮とを誘致するのみならず、我海軍の主力が東洋に嚴在する事は極東平和の第一の保障なりと確信する』旨を力説して、英國の希望を拒んだ。英國政府も諦らめたものゝ如く、其後、伯の在任中は、再び此問題を提議せず、了つた。

(註)——大正五年二月、石井外相の時に、前記の伯の拒絶覺書もあつたので、シンガポール方面へ極めて小規模の遣艦、即ち驅逐艦數隻派遣の交渉があり、六年一月、本野外相の時に同じく驅逐艦の地中海參戰を希望し、五月其實行を見るに至つたのは周知の事實である。

(三) 講和條件に及ぶ

(獨領南洋諸島に關する日英交渉)

同盟の誼に基いて參戰はしたが、無代償で戦ふ筈のないのは、自明の理である。伯は、獨逸の一切の策源地を極東から驅除し、帝國の東洋に於ける立場を確立することを目標として居た。而して山東の如きも、占領の上は之を支那に還附するとして、其代りに滿蒙に於ける日支係争の諸原因を一括解決するの遠大且つ合理的なる希望を持つて居た。この邊にも、伯の周到なる用意を知ることが出来る。

大正三年八月十日前後、駐支英國公使ジョルダン氏は、帝國が獨逸に最後通牒を送ると同時に、日英の共同警告書を支那に送附するに當り、其覺書中に『膠州灣還附の保證』を記入す可き旨を主張して、已まなかつた。英國政府は、此公使の建言を

容れなかつた。之に關して、其當時、伯が英大使グリーン氏に語つた一節は、よく伯の意圖を語つて居る。伯は曰く、

『膠州灣還附の保證は今から之を爲すことは出來ない。多大なる犠牲を拂つて獲べき膠州灣なれば、假りに之を還附するとも、日本は必ずや條件を付けねばならない。例へば滿蒙に於ける帝國の租借地及び鐵道の期限延長の如きは、恐らく主要の點なる可し。是等に關しては、自分は東洋の平和及び日支間の眞の親交の爲に、夙に心に懸けて居たことで、英國の當局者とも打明け話をした事がある。』（次篇第一章第二節参照）

英國も、帝國が極東に於て多大の犠牲を拂つた代償として、膠州灣の處分權を把持するに、何等異議を唱ふる筋合でない事を表明し、露佛も異存のないことが明白にされた。即ち、十一月に青島の陥落した後は、伯は膠州灣の處分を帝國の一存で決し得る立場を作つて置いたのである。

然るに此方面の簡單に處理されたのに反し、獨領南洋諸島に關する外交では、伯は少なからず苦心した。我が艦隊が南太平洋の全面に活動した次第は茲に述べ

る迄もない。英國政府が開戦當初、頻りに我が戦局の制限を主張し、伯が其不合理なるを反駁した事實も既述の通りである。大正三年の十月には、日本は、第一、第二南遣枝隊、兩米沿岸派遣枝隊、濠洲軍護送枝隊の四艦隊を太平洋に出動せしめ、是等の作戦と關聯して、十月三日から十九日迄の間に、赤道以北の獨領南洋諸島を占領した。然るに之より先き、八月十九日、英國艦隊は、ヤップ島の無線電信所を砲撃し、九月中旬には、同島占領の爲め、濠洲兵を派遣する意思が明かとなつた。

伯は、ヤップ島に就いては、何時でも英軍に引渡して差支へない旨を答へたが、濠洲軍が其隣島アンガウル島をも占領するの意思である事を聞いて、強く英國政府に抗議し、其計畫を中止させたのである。伯の意中は、赤道以北諸島中、ヤップ島だけは、英軍が先きに攻撃した経緯があるから致し方がないが、其他の諸島は我が海軍の廣汎なる海面に互る活動の代償として、將又、その占領の事實から考へても、戦後、之を我が領有に歸するが當然であると思考して居た。

伯が濠洲軍のアンガウル島占領に抗議したのは、戦後領有の意思あることを、夫れとなく諷刺したものである。すると、間もなく英國は『日英兩海軍の獨領南洋諸

島占領は一時的のもので、是等は悉く、他の假占領地と共に同盟各國の戦後商議に委ぬ可きであるが、併し、戦争中の占領問題に就いても、少し明確に兩國間に諒解を得たい』と云ふ意味を申入れて來た。實は前文が主たるもので、今は占領して居ても、戦後その儘取る氣で居られては困ると云ふ釘を一本差して來た譯である。伯は之を緒として、徐々と領有の豫約をしようと考えた。そこで是れ亦意味のハッキリせぬ文書の中に領有を仄めかした。伯の覺書として

『日英兩國の獨領諸島占領は、戦後同盟各國が商議す可き講和條件に、何等の影響を及ぼさずと云ふグレイ外相の意見に同意す。たゞ此機會に、帝國海軍の作戦範圍著るしく擴大せる事實に鑑み、日本國民が、赤道以北の一切の獨領諸島を永久に領有する事を當然の代償なりと主張する場合には、余は、之が遂行に就いて、英國政府の支持に信賴せんと欲す。豫め御諒承を願ふ』

と通告した。英國政府は之は怪しからんと考へたらしい。直ちに『今日他の與國を擱いて、領土永久占領の約束は出來ない』と回答して來た。

思ふに濠洲は、赤道以南の獨領諸島だけでは到底満足せず、進んで以北の諸島中、

アンガウルの如き經濟價値あるものを望んで居た。更に是等を日本に與ふることは、極力反對すること明白であつた。英國政府の豫約拒絶は此爲であつた。併し伯は、其儘は引ッ込まぬ。すかさず第二の覺書を送つて

『日本は單に希望を友誼的に陳述したもので、決して豫約を得る意味では無い。たゞ萬目の見る通り、我海軍の活動區域が異常なる擴大を見るに至つた結果、將來講和の際に、帝國が其既に占領した諸島を撤退して他國に引渡すものと考へられることは、實際上不可能に屬するものである。この事情は、英國當局者が念頭に置かれん事を望む』

と云ふ趣旨を縷述した。之をしも念頭に置けぬとは言ひ得ないから、英國當局者は、代償に就いては何國も諒承すること、信するが、領土の事は總て戦後の協議に一任するの主義を認めて貰ひ度いと答へた。

伯は、本問題は此上追求しても同じ應答を繰返すだけで、此邊まで諒解して置けば先づ上乘と考へた。依つて大正三年十二月末に、主義は主義として甘諾し、事情は事情として諒承したまゝで、此交渉を打切つたのである。

(註) 此件は大正六年一月、我が驅逐艦の地中海轉戦の條件として再議され、三月下旬、密約として伯の主張のやうに落着した。巴里講和會議の結果、領有は否定され、國際聯盟より統治を委任される形式と變つた。現に日本の委任統治下にある南洋諸島が夫れである。

第十五編 日支交渉篇

第一章 數年の黙想と抱負と準備

(一) 『二十一箇條』實は『十箇條』

(支那一流の宣傳用語の傳染)

大正四年の日支交渉は、所謂『二十一箇條問題』として遍ねく内外に知らるゝ所、また、伯の外交中、最重要の事業の一つとして極めて有名である。實に夫れは、伯の三十年の外交官生活の最後に於て試みられた懸命の外交であつた。贊否の兩論は極端に岐れ、今日は勿論、恐らくは今後も永久に、褒貶の二説が交流して、容易に一致することは無からうと想像されるのである。

贊成するものは、此外交こそ、帝國の滿蒙に於ける地位を、永久に確立した大功業であると斷言する。而して、伯で無ければ出來ない難事業を、敢然として成し遂げたもので、其手段の如きは、事情全く已むを得ざる所、假令、何んな人が其衝に當つて

も、恐らく避けることが出来なかつたであらう。多少程度は違つても、威壓は必至の成行として行はれ、支那側からの非難宣傳も、必然的に現はれたに相違ないと認め、一に其成果を賞揚して已まない。反對に、之を非難するものは、過大なる要求を掲げた爲に、遂に武力的威嚇手段に訴ふるの外に解決の途を失ひ、折角の日支親善の傾向を覆へした。而して伯の平和主義の外交史は、之が爲に其最後のページを汚し、又世界からは、日本の外交が、常に侵略主義を秘藏すると云ふ猜疑を受けて、無形の損失を招いたと説く。孰れが正しいか。筆者は少しも政策や手段の是非を立ち入つて評しやうとは欲しない。況んや辯護の爲の舞文をや。但だ、事件そのもの、重大な事を思ふと同時に、伯に對する世の褒貶が、極端に二分して一致しない實情に鑑み、茲に伯の此外交の全面を描き、凡ゆる資料を表裏両面に求め、公私雙方の考證を掲げて、萬遺漏なきを期し、内外の批評家の爲に、正確な材料を提供しやうと努めるのである。

先づ『所謂二十一箇條とは何ぞや』を略記して置かねばならぬ。『二十一箇條』とは支那人が名附けた宣傳用の文句である。日本は大正四年一月十八日、伯の外

交責任に於て、『懸案解決』の名の下に、四つの要求條項と、一つの希望條項とを、支那政府に提議した。其項目を通算すると、恰度二十一の項目から成つて居た。即ち、(イ)山東省に關する項目が四つ、(ロ)南滿洲及び東部内蒙古に關する項目が七つ、(ハ)漢冶萍公司に關する項目が二つ、(ニ)沿岸不割讓に關するものが一つ、(ホ)其他の希望條項が七つであつて、總計すれば確かに二十一箇條になる。之を、宣傳上手の支那政客が“Twenty-one Demands”と銘打つて、海外に流布したのに始まる。

此輸出は、全世界の言論市場に、洪水のやうに流傳され、遂には、當時に於て『二十一箇條』を口にしないものは、言論界の流行に後れるとでも考へる程の勢となつた。特に世界戦争が濟んで、巴里講和會議が開かれた時、支那の全權が、日本を相手に廻はして之を喧傳した効果は、實に驚異的に大きかつた。遂に、當の日本にも無税で大量に輸入され、『二十一箇條』は遂に通じ言葉となつて了つた。

素より此言葉は概念的にも不正確である。單に宣傳用の巧妙なる曲辭に過ぎない。要求條項と希望條項を一緒にして項目を通算した誤は、姑らく措き、第一に、是等の諸項目中には、交渉の中途に於て撤回されたものや、後日の商議に委ねられ

たものがあつて、大正四年五月、條約又は公文交換の形式に於て調印されたのは、全部で十六箇條に過ぎない。即ち五箇條だけ、此時に於て既にさばをよんだものである。併し、世間は斯んな事實を顧みる遑も無い如く、巧みに『二十一箇條』の警句に先入されて、此稱を通用する事になつたのである。

また更に、大正十一年二月、華盛頓會議に於て、日本は山東還附と共に、右の十六箇條の中から、比較的重要なでない諸項を放棄したので、今日残つて居るのは僅に『十箇條』に過ぎない。而して此『十箇條』こそ、伯が大正四年交渉の當時に於て、自分の本心から要求した真正眞銘の要求（残り十一箇條は他からの要求であるとは、何たる皮肉の成行であらう。

(二) グレイ外相との諒解

(大正二年一月、早くも倫敦に準備す)

本問題を研究する上に最も重要な資料の一つは、伯が駐英大使の任を辭して歸國する直前、大正二年一月三日及び十日の二回、英國政府當局者に對して、豫め『日

支交渉』の意圖を打明け、隔意の無い諒解を遂げて置いた記録である。

伯が大正四年一月を擇んで交渉を開いた理由、並びに其條件と手續とに關する意圖に就いては、後に伯の直話を掲げるけれども、之より先き、伯の意中を雄辯に語る記録として、グレイ外相との會見録を載せなければならぬ。蓋しこの記録は、(イ)伯の決心と用意とを説明するのみならず、(ロ)その眞意、眞目的を明示して餘す所なき材料だからである。

大正二年一月、桂公は、組閣の大命を拜すると同時に、倫敦の伯に外相就任の招電を發した。伯は、之を受諾して英國を去るに臨み、全然自分一個の發意に依り、近き將來に日支交渉を開くことを前提として、グレイ外相との間に重大なる諒解を遂げた。左に掲げるものは、大正二年一月六日、伯が自ら誌した會見録の大要である。而して其要領は、素より我が政府當局へも報告されて居る。

(イ) 關東州租借に關する問題 (伯の會見録原文)

長春旅順間の鐵道に對して支那が回收の權を行ふ迄には尙二十五六年の時日あるべく、安奉鐵道の期限も尙十箇年を餘し、旅順大連の租借期限も亦十箇年餘な

るべき今日に於て、この問題を提起するは、或は多少早きに過ぐるが如き感なきを得ずと雖も、而かも、此等の問題殊に比較的期限の近づき居れる租借地問題に付、同盟國たる英國をして、今より我國の立場を能く諒解せしめ置く事必要なると同時に、本問題は何等かの好機會を得ざる以上、突然之を言ひ出し得べき事項にも無之處、今回余は、帝國外交の衝に當るが爲めに、多年駐劄したる當地を去らんとし、而して余とグレイ氏との交情も一朝一夕の事にも非ざるを以て、本問題に付、英國政府に我意の在る所を通じ置くには、絶好の機會と考へたるに依り、大要左の通り同大臣に開陳せり。

『今茲に申述んとする問題は差當り解決を急ぐべき性質のものにも無之、又訓令により帝國政府の意見を陳述せんとする次第にもあらず。唯だ、本使は近く當地を去るべく、且つ歸朝の上は多分帝國外交の衝に立つに至るべきが故に、此機會に於て特に貴大臣の考量に入れ置きたきものありて開陳する次第なり。所謂問題とは即ち曩に我國が清國より租借せる關東州租借地に關するものなり。關東州中、旅順大連の如きは貴大臣も熟知せらるゝが如く（中略）この間、日清日

露兩戦争の事情より該地方の價値に就いて述べた、價値の問題は兎に角、日本の該地方に對する關係は、利害の考量を以て律すべきにあらずして、實に前述の如き歴史的感情的の因縁を有するものなり。従て日本は、旅順大連及其背後の地を含める關東州には永遠之に占據するの決心を有するものなり。是れ我國現政府の方針と云ふにあらず、如何なる政府の下に於ても不變の方針にして畢竟日本國民の決意に外ならず。其決意の表徴とも見るべきもの少なからずと雖も、彼等が關東州内に於て樹木を植付けつゝある如きは、實に不言の裡に此決意を示すものと云ふべきか。樹木を植うるは百年の長計なり。十年、十數年の後に還附せざるべからざる土地なりとせば、何人も之を試みざる可し。

固より日本は、此等の地方の占有を繼續するに付ては、適當の名義を設け、成るべく支那をして日本の占有を應諾するに困難ならしめざる事を努むべきは勿論、又如何なる時機に於て、如何なる名義を案出して支那と交渉すべきやは、今より豫測し難しと雖も、要するに我國々民の決心は如上の通りなるを以て、如何なる政見を有する政府と雖も、恐くは此方針を離るゝこと能はざるべし。租借滿